

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
I 総則			
1 一般事項			
1.1 適用範囲	(1) 本機械・電気設備工事標準仕様書（以下「機電仕様書」という。）は、豊田市上下水道局が発注する機械設備工事及び電気設備工事に適用するものとして、統一的な解釈及び適正な検査を図るとともに、その他必要な事項を定めるものとする。 (2) 本工事の施工にあたっては、契約書及び設計図書（特記仕様書を含む）による他、「機械・電気設備工事標準仕様書」、「水道管工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）、「土木工事標準仕様書」（愛知県建設部監修）等に準拠すること。なお、「標準仕様書」については、当局が発注する工事全般について記載されており、無償提供しているので、事前に取得し内容を確認しておくこと。また、上記のいずれにもより難い場合は、監督員との協議により決定する。 また、特記仕様書、図面又は標準仕様書の間に相違がある場合、原則として特記仕様書を優先とする。以下に優先順位を記載する。これにより難い場合は、監督員と協議する。 1) 特記仕様書（事業課） 2) 標準仕様書-土木工事標準仕様書-（愛知県建設部） 3) 水道工事標準仕様書【設備工事編】2010（日本水道協会） 4) 機械・電気設備工事標準仕様書（豊田市上下水道局） 5) 水道管工事標準仕様書（豊田市上下水道局） 6) その他基準となるもの ※（発行元） (3) 本仕様書、設計図書等に疑義の有る場合は、監督員と協議し適切な措置を施すこと。 (4) 省略 新設	(1) 本機械・電気設備工事標準仕様書（以下、「機電仕様書」という。）は、豊田市上下水道局（以下、「局」という。）が発注する機械設備工事及び電気設備工事に適用するものとして、統一的な解釈及び適正な検査を図るとともに、その他必要な事項を定めるものとする。 (2) 本工事の施工にあたっては、契約書及び設計図書（特記仕様書を含む）による他、「<u>機電仕様書</u>」、「水道管工事標準仕様書」（以下、「<u>管工事仕様書</u>」という。）、「土木工事標準仕様書（愛知県建設部監修）」（以下、「<u>標準仕様書</u>」という。）等に準拠すること。なお、「<u>管工事仕様書</u>」については、<u>当局</u>が発注する工事全般について記載されて<u>おり、無償提供している</u>ので、事前に<u>取得し</u>内容を確認しておくこと。また、上記のいずれにもより難い場合、又は相違がある場合は、監督員と<u>書面により協議し</u>決定する。 また、特記仕様書、図面、又は標準仕様書の間に相違がある場合、<u>原則として特記仕様書を優先</u>とする。以下に優先順位を記載する。これにより難い場合は、監督員と<u>書面により</u>協議する。 1) 特記仕様書（事業課） 2) <u>標準仕様書-土木工事標準仕様書-</u>（愛知県建設部） 3) 水道工事標準仕様書【設備工事編】2010（日本水道協会） 4) <u>機電仕様書-機械・電気設備工事標準仕様書</u>（豊田市上下水道局） 5) <u>管工事仕様書-水道管工事標準仕様書</u>（豊田市上下水道局） 6) その他基準となるもの ※（発行元） (3) 本仕様書、設計図書等に疑義がある場合は、監督員に<u>その内容を書面に</u><u>より協議し、</u>適切な措置を施すこと。 (4) 省略 <u>(5) 請負者は、本工事の施工にあたっては、豊田市上下水道局工事監督規程、豊田市上下水道局公共工事監督要領及び豊田市上下水道局工事検査規程に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督・検査（完了検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない</u>	省略の追加 省略の整理 管工事仕様書の無償提供が無いため削除 協議を書面とするもの 仕様書名称の整理 〃 〃 協議を書面とするもの 局の規程等の整備により新設
1.2 用語の定義	新設 新設	<u>(1) 監督員</u> 本仕様書で規定されている監督員とは、専任監督員、主任監督員、総括監督員を総称していう。請負者には主として専任監督員が対応する。 <u>(2) 専任監督員</u> 専任監督員とは、豊田市上下水道局公共工事監督要領（以下、「監督要領」という。）第6条（1）専任監督員に規定する業務を行う者をいう。 <u>(3) 主任監督員</u> 主任監督員とは、監督要領第6条（2）主任監督員に規定する業務を行う者をいう。 <u>(4) 総括監督員</u> 総括監督員とは、監督要領第6条（3）総括監督員に規定する業務を行う者をいう。 ※(5)～(20) 標準仕様書に準拠 <u>(21) 連絡</u> 連絡とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項、または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 ※(22) 標準仕様書に準拠 <u>(23) 書面</u> 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名又は押印したものを有効とする。なお、記名においては氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでも有効とする。ただし、電子メール等電子媒体を用いて報告等を行ったものについては、記名又は押印がなくても有効とする。 ※(24)～(26) 標準仕様書に準拠	監督要領に基づき適宜を追加 〃 〃 〃 電子メール活用の開始に伴い記載を追加 愛知県と取扱いが異なるため、明記

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
I 総則			
1 一般事項			
1.2 用語の定義		<u>(27) 工事検査とは、検査員が豊田市工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第33条、第39条、第40条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</u> <u>(28) 中間検査とは、契約約款第32条に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</u> <u>(29) 検査員とは、豊田市上下水道局工事検査規程に基づき、工事検査及び中間検査を行うために発注者が定めた者をいう。</u> <u>※(30)～(41) 標準仕様書に準拠</u> <u>(42) J I S規格とは日本産業規格、J E M規格とは日本電機工業会規格、J V W A規格とは日本水道協会規格をいう。</u> <u>(43) 準備期間とは、工事開始日から本体工事、又は仮設工事の着手までの期間をいう。</u>	約款の条数が県と異なるため、追記 ” 根拠規定整備に基づき記載を追加 準拠規格の明記 標準仕様書に準拠し、追記
1.3 法令等の遵守	(1) 受注者は、工事の施工に当たり、適用を受ける法令、条例、規則、通達、指針等（以下「法令等」という）を遵守し、工事の円滑な進行を図る。なお、主な法令等を以下に示す。また、その運用及び適用は受注者の責任において行うこと。 水道法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、中小企業退職金共済法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、道路法、道路交通法、道路運送法、環境基本法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例、石棉障害予防規則、愛知県産業廃棄物税条例、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）、文化財保護法、電気事業法、消防法、建築基準法、火薬類取締法、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (2) 当該工事の図面、計画、仕様等が前項の法令等に照らし不適当であること又は矛盾していることが判明した場合、受注者は監督員へ報告すること。	(1) <u>請負者</u>は、工事の施工に当たり、適用を受ける法令、条例、規則、通達、指針等（以下「法令等」という）を遵守し、工事の円滑な進行を図る。なお、主な法令等については標準仕様書の第1編総則 第1章総則 第1節総則の1-1-42第1項に示す法令とするが、<u>(80) 愛知県財務規則については、「豊田市水道事業及び下水道事業会計規程」と読み替える。</u>また、その運用及び適用は<u>請負者</u>の責任において行うこと。 (2) 当該工事の図面、計画、仕様等が前項の法令等に照らし不適当であること、又は矛盾していることが判明した場合、<u>請負者</u>は監督員へ<u>書面により</u>報告すること。	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 法令の省略及び引用箇所の明記 報告を書面とするもの
1.4 官公署等への諸手続き	(1) 受注者は、工事を施工する際に必要と思われる関係官公署等への諸手続きについて、漏れの無いよう確認しなければならない。 (2) 受注者は、工事を施工する際に必要な関係官公署等への諸手続きについて、必要書類を取りまとめから諸手続きまでの一切を行うこと。なお、これらに掛かる費用は、受注者の負担とする。	(1) <u>請負者</u>は、工事を施工する際に必要と思われる関係官公署等への諸手続きについて、漏れの無いよう確認しなければならない。 (2) <u>請負者</u>は、工事を施工する際に必要な関係官公署等への諸手続きについて、<u>必要書類</u>の取りまとめから諸手続きまでの一切を行うこと。なお、これらに掛かる費用は、<u>請負者</u>の負担とする。	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u>
1.5 コリンズ登録	(1) 受注者は、受注時または変更時において請負代金額が500万円以上の建設工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録内容確認のためのお願い」を作成し、監督員へ提出し確認を受けた後、指定された期日までに登録すること。なお、工事実績を登録する期日等については、登録機関に確認することが望ましいが、参考として以下に示す。 1) 受注時：契約後10日以内 2) 変更時：変更の事実があった日から10日以内 3) 完成時：工事完成後10日以内 ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。また、変更時と完成時の期間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略することができる。 (2) 受注者は、工事実績を登録後、登録機関から発行された「登録内容確認書」を速やかに監督員に提示しなければならない。	(1) <u>請負者</u>は、受注時または変更時において<u>請負代金額が500万円以上の建設工事</u>について、<u>工事実績情報サービス（CORINS）</u>に基づき、受注・変更・完成・訂正時に<u>工事実績情報</u>として「登録内容確認のためのお願い」を作成し、監督員へ<u>登録機関からメール発信</u>し確認を受けた後、<u>指定された期日までに登録</u>すること。なお、工事実績を登録する期日等については、登録機関に確認することが望ましいが、参考として以下に示す。 1) <u>受注時：契約後10日以内</u> 2) <u>変更時：変更の事実があった日から10日以内</u> 3) <u>完成時：工事完成後10日以内</u> ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。また、変更時と完成時の期間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略することができる。 (2) <u>監督員は、請負者が工事実績を登録後、登録機関から発信された登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。また、請負者は検査時に検査員から請求があった場合は提示しなければならない。</u> <u>(3) 請負者は、完成時に作成する工事実績情報としての「登録のためのお願い」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。</u>	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 実績⇒実績 字句の錯誤修正 登録内容の確認方法の変更を反映 完成時の登録の内容を明記
1.6 個人情報の取扱い及び情報セキュリティ	工事の契約において、個人情報の取扱い及び情報セキュリティの確保に関する特記事項がある場合、受注者は、この特記事項に基づき、監督員に提出すること。	工事の契約において、個人情報の取扱い及び情報セキュリティの確保に関する特記事項がある場合、<u>請負者</u>は、この特記事項に基づき、監督員に<u>必要とされる書類</u>を提出すること。	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 提出するものが書類であることを明記

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
I 総則			
1 一般事項			
1. 7 特許権等	受注者は、「特許権等の使用」について、本工事における使用材料、施工方法等を十分に確認し、逸脱の無いよう努めること。（「 <u>豊田市工事請負契約約款</u> 」（以下、「 <u>契約約款</u> 」という）第8条関連）	請負者は、「特許権等の使用」について、本工事における使用材料、施工方法を十分に確認し、逸脱の無いよう努めること。（「<u>豊田市工事請負契約約款</u>」（以下、「<u>契約約款</u>」という）第8条関連）	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 契約約款 仕様書中、字句の統一
1. 8 設計図書の照査等	(1) 受注者は、当局で保有する関連図書、図面等を、監督員が認めた範囲において、無償で借用できるものとする。また、設計図のCADデータは、USBメモリ等の記憶媒体のていじにより無償で提供できるものとする。 (2) 受注者は、工事現場着手前に、現場と設計図書との相違、設計図書における図面と設計書との相違等の設計照査を確実に実施し、その結果を「設計照査結果報告書」として監督員に2部提出しなければならない。（契約約款第18条関連） (3) 上記の設計照査は、工事に支障が出ないようすることが主な目的であるため、受注者の責務として確実に実施すること。 (4) 上記の設計照査結果より、確認された事項については、監督員との協議によりその対応を決定するものとする。	(1) 請負者は、当局で保有する関連図書、図面等を、監督員が認めた範囲において、無償で借用できるものとする。また、設計図（CAD）等の電子データを借用する場合は、請負者が用意したUSBメモリ等の記憶媒体を利用して行う。のていじにより無償で提供できるものとする。 (2) 請負者は、工事現場着手前に、現場と設計図書との相違、設計図書における図面と設計書との相違等の設計照査を確実に実施し、その結果を「設計照査結果報告書」により監督員に提出する。（契約約款第18条関連） (3) 上記の設計照査は、工事に支障が出ないよう<u>に</u>することが主な目的であるため、<u>請負者の</u>責務として確実に実施すること。 (4) 上記の設計照査結果より、<u>請負者より確認を請求された事項について監督員はただちに請負者の立会いのうえ調査を実施し、調査の終了後14日以内にその結果を請負者に通知する。この場合において、必要あるときは設計図書の訂正又は変更を行う。</u> <u>(5) 前項の場合において設計図書の訂正、又は変更が行われた場合において、必要あるときは工期若しくは契約金額を変更する。</u>	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 データ提供方法の明記 字句の錯誤修正 提出部数等の修正 確認結果の通知期限等を明記 契約金額変更について明記
1. 9 工事着手	新設	請負者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	工事着手について明記
2 仮設計画			
2. 1 仮設備	(1) 受注者は、本工事が円滑に進捗できるよう、現場事務所、作業員詰所、仮設便所、資材置場、仮設機械等の仮設備を必要に応じて設置すること。 (2) 受注者は、現場事務所等に備える事務機器、事務用品、電話等の備品を必要に応じて設けること。 (3) 仮設備に必要な水道水は、必要最小限の範囲内で当局から支給できることとするが、<u>賃賃料、電気料金等のその他一切の費用は、受注者の負担とする。</u> (4) 省略	(1) <u>請負者は、本工事が円滑に進捗できるよう、現場事務所、作業員詰所、仮設便所、資材置場、仮設機械等の仮設備を必要に応じて設置すること。</u> (2) <u>請負者は、現場事務所等に備える事務機器、事務用品、電話等の備品を必要に応じて設けること。</u> (3) 仮設備に必要な水道水は、必要最小限の範囲内で当局から支給できることとするが、<u>賃賃料、電気料金等のその他一切の費用は、請負者の負担とする。</u> (4) 省略	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 字句の修正 字句の修正
2. 2 仮用地	(1) 受注者は、仮設備に必要な用地を施設内で確保する場合、監督員の許可を受けることにより施設内の用地を無償で使うことができる。 (2) 受注者は、当局用地以外で必要な用地を確保する場合、受注者の責任においてその一切を行うこと。ただし、受注者は、事前にその旨を監督員に報告すること。	(1) <u>請負者は、仮設備等に必要な用地を施設内で確保する場合、監督員の許可を受けることにより施設内の用地を無償で使うことができる。この場合において、請負者は善良なる管理者の注意をもって当該用地を維持・管理するものとする。</u> (2) <u>請負者は、当局用地以外で必要な用地を確保する場合は、請負者の責任において土地を確保し、当該土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努め、万が一苦情又は紛争が生じた場合も請負者の責任において対処しなければならない。</u> <u>また、請負者は、事前にその旨を監督員に書面により報告すること。</u>	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 請負者の責任明記 請負者の責任明記 報告を書面とするもの
2. 2 仮用地	(3) 施設内で使用した仮用地は、監督員からの指示が有る場合を除き、原則として工期内に原状復旧しなければならない。なお、ここで言う原状復旧とは、当該用地使用後に使用前の状態に戻っていることを監督員が認めた場合とする。従って、当該用地及びその周辺において、既設物の毀損が認められた場合は、使用前の状況写真等で確認できない限り、受注者の責任において復旧することとなるので注意すること。 (4) 受注者は、施工に先立ち、上記仮設備及び仮用地の場所、規模、数量等を「施工計画書」に明示すること。	(3) 施設内で使用した<u>仮用地は、監督員からの指示が有る場合を除き、原則として工期内に原状復旧しなければならない。</u>なお、ここで言う原状復旧とは、当該用地使用後に使用前の状態に戻っていることを監督員が認めた場合とする。従って、当該用地及びその周辺において、<u>既設物の毀損が認められた場合は、使用前の状況写真等で確認できない限り、請負者の責任において復旧しなければならない。</u> (4) <u>請負者は、施工に先立ち、上記仮設備及び仮用地の場所、規模、数量等を「施工計画書」に明示すること。</u> <u>(5) 請負者は、提供を受けた用地を工事前仮設備等の用地以外の目的に使用してはならない。</u>	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 字句の修正 目的外使用の禁止

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
3 施工			
3.1 施工計画	(1) 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な手順、工法等の施工計画について監督員と綿密な協議を行うとともに、これらを記載した「施工計画書」を監督員へ2部提出し、承認を得ること。 (2) 「施工計画書」に記載する内容は、以下を標準とする。ただし、契約金額が2,500万円未満の工事及び単価契約工事については、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。初略できる項目は、3)、5)、6)、7)、8)、11)、12)とする。 1) 工事概要 2) 実施工程表 3) 現場組織表 4) 安全管理 5) 指定機械 6) 主要資材 7) 施工方法 8) 施工管理計画 9) 緊急時の体制及び対応 10) 交通管理 11) 環境対策 12) 現場作業環境の整備 13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 14) その他：添付資料（※）等 ※添付資料：産業廃棄物・残土処理管理計画書、廃棄物処理委託契約書（写し）、収集運搬・処理業者の許可書（写し）、特定建設作業実施届（写し）、労災保険証書（写し）、組立保険証書（写し）、立会・段階確認・施工状況把握計画等、監督員が必要と認めるもの (3) 受注者は、工事の施工の際、「施工計画書」に記載した「実施工程表」に基づき工程管理を行い、工事の遅滞が無いよう努めること。また、工事進捗状況について記載した「実施工程表」を毎月5日までに監督員に提出し、確認を受けること。 (4) 工事を施工する日時は、施設管理上、下記を原則とする。 1) 施工日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く日 2) 施工時間：8：30～17：00 従って、受注者は、これに準じた施工計画を立てること。ただし、施工上やむを得ない理由により上記日時によることが困難な場合、監督員と協議すること。	(1) <u>請負者</u>は、工事着手前、<u>又は施工方法が確定した時期までに</u>工事目的物を完成させるために必要な手順、工法等の施工計画について監督員と綿密な協議を行うとともに、これらを記載した「施工計画書」を監督員へ2部提出し、<u>承諾</u>を得ること。 (2) 「施工計画書」に記載する内容は、以下を標準とする。ただし、<u>契約金額が3,500万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書（特記仕様書等）に示す場合を除き、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる</u>。省略できる項目は、<u>2)、4)、5)、10)、11)</u>とする。 <u>削除</u> 1) 実施工程表 2) 現場組織表 3) 安全管理 4) 指定機械 5) 主要資材 6) 施工方法 7) 施工管理計画 8) 緊急時の体制及び対応 9) 交通管理 10) 環境対策 11) 現場作業環境の整備 12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 13) その他：添付資料（※）等 ※添付資料：産業廃棄物・残土処理管理計画書、廃棄物処理委託契約書（写し）、収集運搬・処理業者の許可書（写し）、特定建設作業実施届（写し）、<u>労災保険証書（写し）</u>、組立保険証書（写し）、<u>立会</u>→段階確認・施工状況把握計画等、監督員が必要と認めるもの (3) <u>請負者</u>は、工事の施工の際、「施工計画書」に記載した「実施工程表」に基づき工程管理を行い、工事の遅滞が無いよう努めること。また、<u>前月末までの工事進捗状況について記載した「実施工程表」により</u>毎月5日までに監督員に<u>報告</u>し、確認を受けること。 <u>「実施工程表」による報告は、請負金額500万円未満の場合における現場責任者を設置した場合は不要とする。</u> (4) 工事を施工する日時は、施設管理上、下記を原則とする。 1) 施工日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く日 2) 施工時間：8：30～17：00 従って、受注者は、これに準じた施工計画を立てること。ただし、施工上やむを得ない理由により上記日時によることが困難な場合、<u>事前に監督員に書面により通知し、承諾を得ること。と協議すること。</u>	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 部数等の訂正 <u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 省略項目の変更 標準仕様書等に準拠し削除 標準仕様書等に準拠し削除 標準仕様書に準拠し追加 現場責任者の場合の取扱いを追加 標準仕様書に準拠し、修正
3.2 施工体制	(1) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令による所定の様式に基づき記載し作成した「施工体制台帳」を現場に備えるとともに、その写しを監督員に1部提出しなければならない。 (2) 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、国土交通省令に従って、各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を所定の様式（参考）により作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。 (3) 受注者は、「標準仕様書」に基づき、公衆の見やすい場所に工事案内板を掲示すること。なお、工事案内板の記入事項については、監督員と事前に協議することとする。	(1) <u>請負者</u>は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令による所定の様式に基づき記載し作成した「<u>施工体制台帳</u>」を現場に備えるとともに、<u>その写しを監督員に1部提出</u>しなければならない。 (2) <u>請負者</u>は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、国土交通省令に従って、各<u>下請負者</u>の施工の分担関係を表示した<u>施工体系図を所定の様式（参考）により作成し</u>、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、<u>工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出</u>しなければならない。 なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。 (3) <u>請負者</u>は、「標準仕様書」に基づき、公衆の見やすい場所に工事案内板を掲示すること。なお、工事案内板の記入事項については、監督員と事前に協議することとする。	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 提出部数等の修正 字句の修正 字句の修正

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
I 総則			
3 施工			
3.2 施工体制	(4) 受注者は、「標準仕様書」に基づき、公衆の見やすい場所に以下のものを掲示すること。 1) 建設業の許可票（建設業法及び建設業法施行規則に準拠） 2) 労災保険関係成立票 3) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（対象工事の場合） 4) 建設リサイクル法届出済証（同法が適用される場合） 5) その他、関係法令により掲示すべきもの	(4) 請負者は、「標準仕様書」に基づき、公衆の見やすい場所に以下のものを掲示すること。 1) 建設業の許可票（建設業法及び建設業法施行規則に準拠し、元請業者のみ掲示） 2) 労災保険関係成立票 3) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識 <u>（元請業者が同共済制度に加入している場合は、証紙の購入の有無にかかわらず掲示が必要）</u> 4) 建設リサイクル法届出済証（同法が適用される場合） <u>5) 大気汚染防止法等に関する掲示（事前調査における石綿の有無）</u> <u>6) 施工体系図</u> <u>7) 緊急時の連絡表</u> <u>8) 作業主任者の氏名一覧表</u> <u>9) 再下請負通知書の提出案内</u> <u>10) その他、関係法令により掲示すべきもの</u>	全ての階層必要を明記 現場掲示の注意事項を追加 現地掲示必要項目の追加 “ “ “ “
3.3 施工管理	(1) 施設の出入口、施設内盤類等の鍵が必要な場合は、発注者にて貸与するので、「借用願い」を添えて申し込むこと。ただし、建物の出入口の鍵は、豊田市上下水道局職員が原則として開閉するので、その都度連絡すること。なお、借用した鍵は、受注者が責任を持って管理するものとし、下請業者等に貸与してはならない。 (2) 工事施工の際は、既存建物、設備等の既存物を毀損しないように注意し、必要に応じて仮柵やビニールシート等によって適切な養生を行うこと。万一、既設物を毀損した場合は、監督員の指示に従い速やかに復旧すること。 (3) 受注者は、工事期間中において、工事資材、建設機械等が施設運用の妨げにならないよう留意すること。また、工事が休日、夜間等で休工となる時は、事前に現場の点検を行い災害、事故等の対策を講じること。 (4) 受注者は、工事内容の変更、追加等について監督員と打合せを行う必要が生じた場合、指定様式による「工事打合簿」を作成し監督員に提出した上で打合せを行うこととする。ただし、やむを得ず緊急に打合せを行う必要が生じた場合は、口頭のみによる打合せでもよいとするが、打合せ後、直ちに「工事打合簿」を提出すること。なお、「工事打合簿」の提出は2部とし、監督員の確認を受けること。 (5) 受注者は、「標準仕様書」に基づき施工の出来形管理を行わなければならない。なお、この出来形管理基準については、測定項目、規格値、測定基準等の必要事項を「施工計画書」に明記し、監督員の承認を得ることとする。 (6) 受注者は、施工の状況把握、出来形管理等の立会いが必要な場合、「立会・段階確認・施工状況把握報告書」にて監督員に申し出ること。これに基づき、監督員が立会いの有無、日時等を指示することとする。なお、出来形管理に関する立会いを行う場合、受注者は、「出来形管理表」、「出来形図」等、監督員が指示する書類を事前に提出すること。	(1) 施設の出入口、施設内盤類等の鍵が必要な場合は、発注者にて貸与するので、「借用願い」を添えて申し込むこと。ただし、建物の出入口の鍵は、豊田市上下水道局職員が原則として開閉するので、その都度連絡すること。なお、借用した鍵は、請負者が責任を持って管理するものとし、下請業者等に貸与してはならない。 (2) 工事施工の際は、既存建物、設備等の既存物を毀損しないように注意し、必要に応じて仮柵やビニールシート等によって適切な養生を行うこと。万一、既設物を毀損した場合は、監督員の指示に従い速やかに復旧すること。 (3) 請負者は、工事期間中において、工事資材、建設機械等が施設運用の妨げにならないよう留意すること。また、工事が休日、夜間等で休工となる時は、事前に現場の点検を行い災害、事故等の対策を講じること。 (4) 請負者は、工事内容の変更、追加等について監督員と打合せを行う必要が生じた場合、指定様式による「工事打合簿」を作成し監督員に提出し、本上で打合せを行う。こととする。ただし、やむを得ず緊急に打合せを行う必要が生じた場合は、口頭のみによる打合せを認めるでもよいとするが、打合せ後、直ちに「工事打合簿」を提出すること。なお、「工事打合簿」の提出は2部とし、管工事仕様書10-26の処理・回答手順により事務処理を行う。 (5) 請負者は、「標準仕様書」に基づき施工の出来形管理を行わなければならない。なお、この出来形管理基準については、測定項目、規格値、測定基準等の必要事項を「施工計画書」に明記し、現場着手前に監督員の承認を得ることとする。 (6) 請負者は、施工の状況把握、出来形管理等の段階確認が必要な場合、「立会－段階確認・施工状況把握報告書」にて監督員に申し出ること。これに基づき、監督員が立会いの有無、日時等を指示することとする。なお、出来形管理に関する立会いを行う場合、請負者は、「出来形管理表」、「出来形図」等、監督員が指示する書類を事前に提出すること。	I 総則で省略の記載あり <u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 打合せ簿の処理・回答手順の明記 <u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 標準仕様書に準拠し、立会削除
3.4 施工管理計画	(1) 監理技術者は、当該工事の施工管理を掌握し、常に監督員と連絡をとり、的確な管理が受注者の自主性の下に行われるようにしなければならない。 (2) 施工計画書は、関連工事および当局施設の運転管理作業等その他必要事項について、関連機関および監督員と連絡調整のうえ、工事内容及び工事現場の状況に十分即したものを、この要領に準拠して作成する。 (3) 仮設、搬入、搬出、停電、断水、養生、機能増設および切替え等が当局施設の運転管理作業等に監理技術者は、当該工事の施工管理を掌握し、常に監督員と連絡をとり、的確な管理が受注者の自主性の下に行われるようにしなければならない。	(1) 監理技術者等は、当該工事の施工管理を掌握し、常に監督員と連絡をとり、的確な管理が請負者の自主性の下に行われるようにしなければならない。 (2) 施工計画書は、関連工事および当局施設の運転管理作業等その他必要事項について、関連機関および監督員と連絡調整のうえ、工事内容及び工事現場の状況に十分即したものを、本仕様書等この要領に準拠して作成する。 (3) 仮設、搬入、搬出、停電、断水、養生、機能増設および切替え等が当局施設の運転管理作業等に監理技術者等は、当該工事の施工管理を掌握し、常に監督員と連絡をとり、的確な管理が請負者の自主性の下に行われるようにしなければならない。	監理技術者補佐、主任技術者を想定し修正 字句の修正 字句の修正 監理技術者補佐、主任技術者を想定し修正 字句の修正

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
I 総則			
3 施工			
3.4 施工管理計画	(4) 提出期限は、原則として、現場着手1ヵ月前とする。なお、記載内容の訂正又は追加する場合は、当該事項の施工前にその部分を提出する。 (5) 具体的な作業要領書（仮設、搬入、搬出、停電、断水、機能増設、切替えおよび試験等）は、現地工事提出期限は、原則として、現場着手1ヵ月前とする。なお、記載内容の訂正又は追加する場合は、当該事項の施工前にその部分を提出する。 (6) 受注者は、施工計画書のうち、品質管理計画に係る部分については、監督員の承諾を受けなければならない。 (7) 受注者は、現場見取図を作成し、「現場平面図、作業区域図（作業スペースを含む。）」を図面等で詳細に説明を行う。	(4) <u>提出期限は、原則として、現場着手1ヵ月前とする。なお、記載内容の訂正又は追加する場合は、当該事項の施工前にその部分を提出し、監督員の承諾を得る。</u> (5) <u>具体的な作業要領書（仮設、搬入、搬出、停電、断水、機能増設、切替え及び試験等）の提出期限は、現地工事提出期限は、原則として、現場着手1ヵ月前とする。なお、記載内容の訂正又は追加する場合は、当該事項の施工前にその部分を提出し、監督員の承諾を得る。</u> (6) <u>請負者は、施工計画書のうち、品質管理計画に係る部分については、現場施工前までに監督員の承諾を受けなければならない。</u> (7) <u>請負者は、現場施工前に現場見取図、現場平面図、作業区域図（作業スペースを含む。）等を作成し、監督員に詳細に説明を行い、承諾を得る。</u>	監督員の承諾必要を明記 字句の修正等 監督員の承諾期限を明記 監督員の承諾手続きを明記
3.5 写真管理と電子納品	(1) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を写真管理基準（愛知県建設部「土木工事標準仕様書」を参照）に準じて撮影すること。以下に写真管理において、特に留意することを示す。 1) 工事写真の方法は、デジタルカメラによる撮影を標準とし、有効画素数200万画素程度とする。 2) 完成時において不可視となる箇所の写真は、形状寸法、数量がわかるように注意して撮影すること。 3) 工事着手前と工事完成後の写真は、工事内容を対比できるように同方向、同位置から撮影するよう努めること。 4) 工事写真には、写真内容を記した小黒板を原則として右下前方に入れて撮影すること。 5) アップ撮影等により小黒板を入れることができない、又は、小黒板の記述が判読困難な工事写真は、工事写真帳に説明文を追記すること。 (2) 豊田市電子納品ガイドライン及び豊田市デジタル写真管理情報基準に基づき、電子納品の対象となる工事（原則として契約金額500万円以上）の工事写真については、CD-R、DVD-R等の電子媒体により提出するものとする。但し、特別な理由により電子納品ができない場合は、別途監督員と協議して紙媒体とすることができる。	(1) <u>請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後に明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を標準仕様書の写真管理基準に準じて撮影すること。以下に写真管理において、特に留意することを示す。</u> 1) 工事写真の方法は、デジタルカメラによる撮影を標準とし、<u>有効画素数100万画素程度</u>とする。 2) 完成時において不可視となる箇所の写真は、形状寸法、数量がわかるように注意して撮影すること。 3) <u>工事着手前と工事完成後の写真は、工事内容を対比できるように同方向、同位置から撮影するよう努めること。</u> 4) 工事写真には、写真内容を記した小黒板を原則として右下前方に入れて撮影すること。<u>（電子小黒板を利用する場合は、小黒板に記載した内容が確認できる適切な位置に配置する。）</u> 5) アップ撮影等により小黒板を入れることができない、又は、小黒板の記述が判読困難な工事写真は、工事写真帳に説明文を追記すること。 (2) 豊田市電子納品ガイドライン及び豊田市デジタル写真管理情報基準に基づき、<u>電子納品の対象となる工事（原則として契約金額500万円以上）</u>の工事写真については、CD-R、DVD-R等の電子媒体により提出するものとする。 ただし、特別な理由により電子納品ができない場合は、別途監督員と協議して紙媒体とすることができる。	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 画素数の錯誤修正 電子小黒板の取扱いを追記
3.6 環境に配慮した施工	(1) 受注者は、「公共工事における環境配慮指針」に準拠し、自ら率先して環境に配慮した施工に心掛けること。なお、この指針は、豊田市ホームページにて閲覧できる。 (2) 受注者は、工事において特定建設作業の有る場合は、「騒音規制法」、「振動規制法」等の関係法令等に従い、作業日の7日前までに「特定建設作業実施届出書」を市環境保全課に届け出ること。なお、この届出書の様式は、豊田市ホームページにて閲覧できる。 また、受注者は、受理された届出書の写しを監督員に提出すること。 (3) 受注者は、工事の施工に伴い発生する廃棄物及び再生資源（以下、「建設副産物」という）の処理について、以下の法令等を遵守すること。 1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称「建設リサイクル法、対象工事の場合」） 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 3) 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例 4) その他、関係法令等	(1) <u>請負者は、「公共工事における環境配慮指針」に準拠し、自ら率先して環境に配慮した施工に心掛けること。なお、この指針は、豊田市ホームページにて閲覧できる。</u> (2) <u>請負者は、工事において特定建設作業が有る場合は、「騒音規制法」、「振動規制法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例（愛知県）」等の関係法令等に従い、作業日の7日前までに「特定建設作業実施届出書」を市環境保全課、又は作業を行う地域を所管する支所（藤岡、小原、旭、足助、稻武、下山のいずれか1か所）に届け出ること。なお、この届出書の様式は、豊田市ホームページにて閲覧できる。</u> また、<u>請負者は、受理された届出書の写しを監督員に提出すること。</u> (3) <u>請負者は、工事の施工に伴い発生する廃棄物及び再生資源（以下、「建設副産物」という）の処理について、以下の法令等を遵守すること。</u> 1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「<u>建設リサイクル法</u>」という。）<u>※ 対象工事の場合</u> 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「<u>廃棄物処理法</u>」という。） 3) 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例 4) その他、関係法令等	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 県条例の追加 省略の追加 省略の追加

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
I 総則			
3 施工			
3.6 環境に配慮した施工	(4) 受注者は、工事の施工に伴い発生する建設副産物について、可能な限り再資源化に努めること。また、工事が「建設リサイクル法」に該当する場合又は工事の施工に伴い発生する建設副産物を産業廃棄物として処理しようとする場合は、「再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」を作成し、監督員に1部提出すること。なお、この書類の作成については、国土交通省のリサイクルに関するホームページにおける「建設リサイクルデータ統合システム（CREIDAS入力システム）」によることとする。 (5) 受注者は、工事の施工に伴い発生する建設副産物の処理において、排出事業者としての責任と自覚を持って、適正な現場内分別、収集運搬及び処理を行うこと。 (6) 受注者は、工事の施工に伴い発生する建設副産物の収集運搬及び処理を委託する場合、委託契約を締結するとともに、「廃棄物処理委託先チェックシート」により、許可内容、運搬・処理施設等の確認を行うこと。 (7) 受注者は、工事の施工に伴い発生する建設副産物を産業廃棄物として処理する場合は、マニフェスト制度を活用した適正処理に努めること。また、建設副産物を有価物（再資源）として処理する場合は、相手方の再利用方法を確認した後、適正に処理されることが証明できる物品受領書等の書類を受領すること。なお、受注者は、これらマニフェスト又は物品受領書等の書類の写しを監督員に提示し、確認を受けること。	(4) <u>請負者は、工事の施工に伴い発生する建設副産物について、可能な限り再資源化に努めるとともに、工事に使用する材料等について再生資源の利用の促進に努めること。</u>また、<u>請負金額が100万円以上の工事が「建設リサイクル法」に該当する場合、又は工事の施工に伴い発生する建設副産物を産業廃棄物として処理しようとする場合は、現場着手前に「再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に添付して監督員に1部提出し、確認を受けること。さらに、工事完成時には「再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書」を作成し、完成図書として監督員に提出すること。</u> なお、この書類の作成については、<u>国土交通省のリサイクルに関するホームページにおける「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」によることとする。</u> (5) <u>請負者は、工事の施工に伴い発生する建設副産物の処理において、排出事業者としての責任と自覚を持って、適正な現場内分別、収集運搬及び処理を行うこと。</u> (6) <u>請負者は、工事の施工に伴い発生する建設副産物の収集運搬及び処理を委託する場合、廃棄物処理法に基づき委託契約を締結するとともに、「廃棄物処理委託先チェックシート」により、許可内容、運搬・処理施設等の確認を行うこと。</u> (7) <u>請負者は、工事の施工に伴い発生する建設副産物を産業廃棄物として処理する場合は、マニフェスト制度を活用した適正処理に努めること。</u>また、建設副産物を有価物（再資源）として処理する場合は、相手方の再利用方法を確認した後、適正に処理されることが証明できる物品受領書等の書類を受領すること。なお、<u>請負者は、これらマニフェスト又は物品受領書等の書類の写しを監督員に提示し、確認を受けること。</u>	取扱いの錯誤修正 CREIDAS⇒COBRISの修正 <u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 根拠法令の明記
3.7 施工の創意工夫	(1) 受注者は、工事の施工において、設計図書等に明記してある事項であっても、必要に応じて施工方法等の改善に関する積極的な取り組みや提案に努めること。 (2) 受注者は、工事の施工において、施工管理、品質向上等に関する創意工夫に努めること。 (3) 受注者は、上記(1)、(2)において、事前に監督員と設計変更を含めた協議を行い、承諾を得ること。	(1) <u>請負者は、工事の施工において、設計図書等に明記してある事項であっても、必要に応じて施工方法等の改善に関する積極的な取り組みや提案に努めること。</u> (2) <u>請負者は、工事の施工において、施工管理、品質向上等に関する創意工夫に努めること。</u> (3) <u>請負者は、上記(1)、(2)において、事前に監督員と設計変更を含めた協議を行い、承諾を得ること。</u>	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u>
4 使用材料			
4.1 使用材料の規格、基準等	(1) 工事で配管材料を使用する場合は、当局承認材料の使用を原則とする。 (2) 工事で使用する当局承認以外の材料は、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本農業規格（JAS）又はその他「標準仕様書」に示す第三者認証機関規格の材料を原則とする。 (3) 受注者は、使用材料において上記(1)、(2)に適合しない材料を使用する場合、事前に事由を明記した「工事打合簿」及び使用材料の仕様、品質等がわかる資料を監督員に提出し協議すること。 (4) 受注者は、「標準仕様書」に基づき、使用材料の品質管理を行わなければならない。なお、この品質管理基準については、試験方法、規格値、試験基準等の必要事項を「施工計画書」に明記し、監督員の承認を得ることとする。 (5) 受注者は、(2)に基づく規格品を使用する場合、納入時に規格を示すマーク、ラベル等の写真を撮りに整理すること。 (6) 受注者は、材料の品質管理等における段階確認を書面にて監督員に申し出ること。これに基づき、監督員が段階確認の有無、日時等を指示することとする。なお、段階確認を行う場合、受注者は、「品質管理表」等、監督員が指示する書類を事前に提出すること。	(1) 工事で配管材料を使用する場合は、<u>当局承認材料</u>の使用を原則とする。 (2) 工事で使用する<u>当局承認材料</u>以外の材料は、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本農業規格（JAS）又はその他「標準仕様書」に示す第三者認証機関規格の材料を原則とする。 (3) <u>請負者は、使用材料において上記(1)、(2)に適合しない材料を使用する場合、事前に事由を明記した「工事打合簿」及び使用材料の仕様、品質等がわかる資料を監督員に提出し承諾を得る協議すること。</u> (4) <u>請負者は、「標準仕様書」に基づき、使用材料の品質管理を行わなければならない。なお、この品質管理基準については、試験方法、規格値、試験基準等の必要事項を「施工計画書」に明記し、現場施工前に監督員の承諾承認を得ることとする。</u> (5) <u>請負者は、(2)に基づく規格品を使用する場合、納入時に規格を示すマーク、ラベル等の写真を撮影し、撮りに整理すること。</u> <u>(6) 請負者は、材料の品質管理等における段階確認を書面にて監督員に申し出ること。これに基づき、監督員が段階確認の有無、日時等を指示することとする。なお、段階確認を行う場合、受注者は、「品質管理表」等、監督員が指示する書類を事前に提出すること。</u>	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 字句の修正 協議⇒承諾 字句の修正 承認⇒承諾 字句の修正 字句の修正

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
I 総則			
4 使用材料			
4.2 使用材料の調達	(1) 受注者は、設計図書に基づく材料について、市場調査等を行い設計図書等に準じた最適な材料を選定し、調達しなければならない。 (2) 受注者は、工事で使用する材料全てについて、「工事用使用材料一覧表」に材料名、規格、納入業者、製造業者等の必要事項を記入するとともに、材料の品質、規格等が確認できる「納入仕様書」、カタログ等の資料（「品質規格に関する資料」）を添付し、監督員に2部以上提出すること。ただし、当局承認材料の場合は、「品質規格に関する資料」の提出を省略することができる。 (3) 受注者は、上記(2)で提出された「工事用使用材料一覧表」及び「品質規格に関する資料」が当局において承認された後、当該材料を使用することができる。 (4) 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」、「公共工事における環境配慮指針」（豊田市）等に準拠し、環境負荷の少ない材料の使用に努めること。 (5) 受注者は、工事目的物及び工事使用材料（支給材料を含む）において、火災、落雷等の不測又は突発的な事故が生じた場合に適用される「組立保険」に加入するとともに、この事実を証明する書類の写しを「施工計画書」に添付すること。（契約約款第50条関連）	(1) 請負者は、設計図書に基づく材料について、市場調査等を行い設計図書等に準じた最適な材料を選定し、調達しなければならない。 (2) 請負者は、工事で使用する材料全てについて、「工事用使用材料一覧表」に材料名、規格、納入業者、製造業者等の必要事項を記入するとともに、材料の品質、規格等が確認できる「納入仕様書」、カタログ等の資料（「品質規格に関する資料」）を添付し、現場施工前に監督員に2部以上提出すること。ただし、当局承認材料の場合は、「品質規格に関する資料」の提出を省略することができる。 (3) 請負者は、上記(2)で提出された「工事用使用材料一覧表」及び「品質規格に関する資料」が監督員に承諾当局において承認された後、当該材料を調達使用することができる。 (4) 請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」、「公共工事における環境配慮指針（豊田市）」等に準拠し、環境負荷の少ない材料の使用に努めること。 (5) 請負者は、工事目的物及び工事使用材料（支給材料を含む）において、火災、落雷等の不測又は突発的な事故が生じた場合に適用される「組立保険」に加入するとともに、この事実を証明する書類の写しを「施工計画書」に添付すること。（契約約款第5.7条関連）	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 提出時期の明記 提出部数の修正 承諾者を局⇒監督員に修正 字句の修正 契約約款条数の錯誤修正
4.3 予備品、添付品等	(1) 受注者は、使用材料について、「標準仕様書」等に基づき、必要数の予備品及び添付品を備えなければならない。なお、その種類、内容については、監督員との協議により決定することとする。 (2) 受注者は、機器等の使用材料について、「取扱説明書」が必要な場合、監督員に3部提出すること。また、受注者は、監督員がこれらについての現場説明を要求した場合、必要な資料を配布の上、行うこと。 (3) 工事において、鍵を設ける場合は、鍵の形状、番号等について監督員との協議により決定することとする。	(1) 請負者は、使用材料について、「標準仕様書」等に基づき、必要数の予備品及び添付品を備えなければならない。なお、その種類、内容については、監督員との協議により決定することとする。 (2) 請負者は、機器等の使用材料について、「取扱説明書」が必要な場合、監督員に3部提出すること。また、請負者は、監督員がこれらについての現場説明を要求した場合、必要な資料を配布の上、行うこと。 (3) 工事において、鍵を設ける場合は、鍵の形状、番号等について監督員との協議により決定することとする。	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 字句の修正
5 安全衛生管理			
5.1 安全管理	(1) 受注者は、工事における労働災害を未然に防ぐため、「労働安全衛生法」等の関係法令等に基づき安全管理を徹底しなければならない。 (2) 受注者は、工事における安全管理体制として、「労働安全衛生法」に基づき安全委員会を設置しなければならない。 (3) 受注者は、安全管理について、その具体的な方策と体制を「施工計画書」に明示すること。 (4) 受注者は、本工事の施工に際し現場に則した安全教育、訓練等について、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全教育、訓練等を実施しなければならない。 1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育 2) 本工事内容の周知徹底 3) 安全に関する関係法令等の周知徹底 4) 本工事における災害対策訓練 5) 本工事現場で予測される事故対策 6) その他、安全教育、訓練等として必要な事項 (5) 受注者は、安全教育、訓練等の実施状況を工事日報等に記録すること。 (6) 受注者は、施工中の現場において万一災害又は事故が発生した場合、人命及び安全の確保を最優先し応急処置を施すこと。次に「施工計画書」に定める緊急連絡系統図等に従い、直ちに監督員及び関係機関に連絡すること。 (7) 受注者は、本工事において適用される労災保険に加入するとともに、この事実を証明する書類の写しを「施工計画書」に添付すること。	(1) 請負者は、工事における労働災害を未然に防ぐため、「労働安全衛生法」等の関係法令等に基づき安全管理を徹底しなければならない。 (2) 請負者は、工事における安全管理体制として、「労働安全衛生法」に基づき安全委員会を設置しなければならない。（常時5.0人以上の労働者を使用する場合） (3) 請負者は、安全管理について、その具体的な方策と体制を「施工計画書」に明示すること。 (4) 請負者は、本工事の施工に際し現場に則した安全教育、訓練等について、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全教育、訓練等を実施しなければならない。 1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育 2) 本工事内容の周知徹底 3) 安全に関する関係法令等の周知徹底 4) 本工事における災害対策訓練 5) 本工事現場で予測される事故対策 6) その他、安全教育、訓練等として必要な事項 (5) 請負者は、安全教育、訓練等の実施状況を工事記録等に記録すること。 (6) 請負者は、施工中の現場において万一災害又は事故が発生した場合、人命及び安全の確保を最優先し応急処置を施すこと。次にまた、「施工計画書」に定める緊急連絡系統図等に従い、直ちに監督員及び関係機関に連絡すること。 (7) 請負者は、本工事において適用される労災保険に加入するとともに、この事実を証明する書類の写しを「施工計画書」に添付すること。	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 安全委員会の設置要件明記 日報⇒記録 字句の修正 字句の修正 施工計画書添付不要のため、削除

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
I 総則			
6 工事検査と引渡し			
5.2 衛生管理	(1) 受注者は、工事において、「水道法」、「労働安全衛生法」等の関係法令等に基づき、衛生上必要な措置を講じなければならない。 (2) 受注者は、工事における衛生管理体制として、「労働安全衛生法」に基づき衛生委員会を設置しなければならない。 (3) 受注者は、衛生管理について、その具体的な方策と体制を「施工計画書」に明示すること。 (4) 受注者は、水道法22条「衛生上の措置」の規定に基づき、施設内へ立ち入る工事関係者全員についての身分（日付、立ち入り者氏名、会社名、立ち入り目的等）を明示した「立入記録簿」を作成し、現場に備え付けておくこと。なお、「立入記録簿」は、毎月1回（翌月5日までに）、監督員に1部提出すること。 (5) 受注者は、工事に関わる作業員が飲料水に直接触れる部分に立ち入る場合、水道法第21条「健康診断」の規定に基づき、検便による細菌培養検査（3項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157）の結果が陰性であることを確認すること。なお、この試験検査成績書の有効期間は、検査日から6か月以内とし、監督員にその試験検査成績書の写しを1部提出すること。 工事検査と引渡しについては、以下の点に留意すること。（契約約款第31、32条関連）	(1) <u>請負者</u>は、工事において、「水道法」、「労働安全衛生法」等の関係法令等に基づき、衛生上必要な措置を講じなければならない。 (2) <u>請負者</u>は、工事における衛生管理体制として、「労働安全衛生法」に基づき衛生委員会を設置しなければならない。<u>（常時50人以上の労働者を使用する場合）</u> (3) <u>請負者</u>は、衛生管理について、その具体的な方策と体制を「施工計画書」に明示すること。 (4) <u>請負者</u>は、水道法22条「衛生上の措置」の規定に基づき、<u>施設内へ立ち入る工事関係者全員についての身分等（日付、立ち入り者氏名、会社名、立ち入り目的等）を明示した「立入記録簿」を作成し、現場に備え付けておくこと。</u>なお、「立入記録簿」は、毎月1回（翌月5日までに）、監督員に1部提出すること。 (5) <u>請負者</u>は、<u>工事に関わる作業員が飲料水に直接触れる部分に立ち入る場合、水道法第21条「健康診断」の規定に基づき、検便による細菌培養検査（3項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157）の結果が陰性であることを確認すること。</u>なお、この試験検査成績書の有効期間は、<u>検査日から6か月以内とし、監督員にその試験検査成績書の写しを、当該作業員が現場に立ち入る前までに1部提出すること。</u> 工事検査と引渡しについては、<u>次項以降に</u>留意すること。（契約約款第<u>32、33、34、35、39、40、42</u>条関連）	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u> 衛生委員会の設置要件明記 提出期限明記 契約約款条数の錯誤修正
6.1 <u>請負者</u> の検査体制	(1) 受注者は、契約約款の規定に基づき、工事既済部分の部分払いを請求する場合は、「工事既済部分検査願」を1部提出し、当局による検査を受けなければならない。 (2) 受注者は、契約約款の規定に基づき、工事完成後直ちに「完成届」を1部提出し、工事完成検査を受けなければならない。 <u>新設</u>	<u>(1) 工事検査には、豊田市上下水道局工事検査規程（以下、「検査規程」という。）第2条に定める以下の種類がある。</u> <u>1) 完成検査（契約約款第33条）</u> <u>工事が完成したときに行う検査。</u> <u>2) 指定部分完成検査（契約約款第40条）</u> <u>工事の完成に先立って、引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときに行う検査をいう。</u> <u>3) 既済部分検査（契約約款第39条）</u> <u>部分払、履行遅滞部分の確認、契約の解除等を行うため、工事の出来形に対して行う検査をいう。</u> <u>4) 中間検査（契約約款第32条）</u> <u>工事完成後においては、出来形の確認が困難な場合、又は工事の適正な技術的施工を確保するために必要な場合において、工事施工中に行う検査をいう。</u> <u>5) 査察</u> <u>検査員が、適正な完成検査の執行を期するために必要に応じ工事現場を視察し、進捗状況、施工技術等工事の実態について調査、把握及び指導することをいう。</u> <u>(2) 請負者は、工事検査を受ける際には現場代理人又は主任技術者（監理技術者）を立会せる。また、特殊工法などの工事を下請負に付する場合などは当該工事の技術的な内容について説明が可能な当該特殊該工法に精通した専門技術者を立会せるものとする。</u> <u>(3) 請負者は、契約約款第33条第1項の規定に基づき、工事完成後（指定部分完成検査の場合は、指定部分完成後）直ちに工事完成届（指定部分完成検査の場合は、工事指定部分完成届）を提出し、工事完成検査（指定部分完成検査）を受けなければならない。</u> <u>(4) 請負者は、契約約款第39条の規定に基づき、部分払いを請求する場合は、工事既済部分検査願を監督員に提出し、既済部分検査を受けなければならない。</u>	検査の種類により記載を修正 検査の立会者を明記 契約約款条数を明記 指定部分完成検査の記載を追加 契約約款条数を明記 既済部分検査の記載を追加

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
I 総則			
6 工事検査と引渡し			
	(3) 受注者は、当局又は監督員から検査の要請があった場合、検査を受けなければならない。想定される検査は、施工中における工事中間検査、施工の出来形確認のための工事出来形検査、工事中使用材料、機器等を検査する工事資材検査、受注者の同意を得て当局が部分使用を行うための工事部分使用検査等である。 (4) 受注者は、上記(1)から(3)までの検査に先立ち、社内検査を実施し、この結果及び補正内容を記載した「社内検査実施報告書」を監督員に1部提出しなければならない。 (5) 受注者は、上記(1)から(3)までの検査を受けるために必要な書類を準備しなければならない。なお、必要な書類は、「8 提出書類」を参照のこと。 (6) 受注者は、検査を受けるために、現場にて必要な機材、用具等を準備しなければならない。	削除 (5) 請負者は、上記(1)から(4)までの検査に先立ち、社内検査を実施し、この結果及び補正内容を記載した社内検査実施報告書を監督員に1部提出しなければならない。 (6) 請負者は、上記(1)から(4)までの検査を受けるために必要な書類を完成届（指定部分完成検査の場合は指定部分完成届、既済部分検査の場合は既済部分検査届）提出前までに準備しなければならない。なお、必要な書類は、「8 提出書類」を参照のこと。 (7) 請負者は、検査を受けるために、現場にて必要な機材、用具等を準備しなければならない。	当局からの要請検査等の記載削除 号数の修正 号数の修正 指定部分完成検査の記載を追加 字句の修正
6.2 監督員による検査等	(1) 受注者は、「3 施工」に施工の出来形管理、材料の品質管理等における監督員による段階確認の他、「6.1 受注者の検査体制」に掲げる検査前において、監督員による事前検査を受けなければならない。 (2) 受注者は、工事完成時において、監督員による検査を受け、指摘事項の補正が完了したとき、工事完成とすることができる。	(1) 請負者は、「3 施工」に施工の出来形管理、材料の品質管理等における監督員による段階確認の他、「6.1 受注者の検査体制」に掲げる工事検査前において、主任監督員又は総括監督員による下検査を受けなければならない。 (2) 請負者は、工事完成時において、監督員による前号の検査を受け、による指摘事項の補正が完了したとき、工事完成とすることができる。	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 下検査の検査員を明記 字句の修正
6.3 検査後の措置	当局が行う検査に際して、不良品の取替、補正等の指示があった場合は、指定期日までに速やかに対処し、再検査を受けなければならない。なお、これに掛かる一切の費用は、すべて受注者が負担すること。	検査員が行う検査に際して、検査規程第7条に基づき不良品の取替、補正等の指示があった場合は、指定期日までに速やかに対処し、同規程第10条により修補完成検査（指定部分完成検査の場合は、修補指定部分完成検査）を受けなければならない。なお、これに掛かる一切の費用は、すべて請負者が負担すること。	検査規程整備により取り扱いを修正
6.4 引渡し	工事目的物の引渡しは、工事完成検査の合格通知日をもって行うこととする。	工事目的物の引渡しは、工事完成検査（指定部分完成検査の場合は、指定部分完成検査、修補がある場合は、修補完成検査、修補指定部分完成検査）の検査結果確定日をもって行うこととする。	指定部分検査等の取扱いを明記 引渡し日を検査結果確定日に修正
7 契約不適合責任と保証			
7.1 契約不適合責任	(1) 受注者は、引渡し完了後、指定された期限内に施工上の不備、納入機器の不良等による不具合が発生した場合、自らの負担において補正しなければならない。（契約約款第41条関連） (2) 受注者は、上記(1)において補正が完了した場合、当局が指定する期日までに再検査に合格しなければならない。	(1) 請負者は、引渡し完了後、指定された期限内に施工上の不備、納入機器の不良等による不具合が発生した場合、自らの負担において補正しなければならない。（契約約款第4.2条関連） (2) 請負者は、上記(1)において補正が完了した場合、当局が指定する期日までに再検査に合格しなければならない。	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 契約約款条数の修正 字句の修正
7.2 保証	(1) 受注者は、契約約款に定められたかし担保期間に関わらず、品質上、保証期間を定めるものについては、引渡しの際、監督員に「保証書」を1部提出すること。なお、保証の対象及びその保証期間は、次のとおりとするが、監督員が認めた場合はこの限りでない。 1) 工事において施工した全面防水部分及び全面屋根葺き部分（改修も含む）一保証期間10年 2) 製造業者が保証する機器、製品等一製造業者が指定する保証期間 3) 責任施工により保証するもの一施工業者が指定する保証期間 4) その他、品質上保証する必要が有るもの (2) 省略	(1) 請負者は、契約約款に定められたかし担保期間に関わらず、品質上、保証期間を定めるものについては、引渡しの際、監督員に「保証書」を1部提出すること。なお、保証の対象及びその保証期間は、次のとおりとするが、監督員が認めた場合はこの限りでない。 1) 工事において施工した全面防水部分及び全面屋根葺き部分（改修も含む）一保証期間10年 2) 製造業者が保証する機器、製品等製造業者が指定する保証期間 3) 責任施工により保証するもの施工業者が指定する保証期間 4) その他、品質上保証する必要が有るもの (2) 省略	受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 瑕疵担保期間については、民法改正により記載を削除

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																		
I 総則																																																					
8 提出書類																																																					
	受注者は、事前に提出書類を十分確認し、遅滞無く、かつ、漏れの無いよう書類を提出すること。ただし、監督員から指示があった場合は、これに従うこととする。	<u>請負者</u>は、事前に提出書類を十分確認し、遅滞無く、かつ、漏れの無いよう書類を提出すること。ただし、監督員から指示があった場合は、これに従うこととする。	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一</u>																																																		
8.1 契約時の提出書類	表-I.8.1 提出書類一覧表（契約時） <table><tr><th>書 類 名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>契約保証証書</td><td>○</td><td>契約時</td><td>1</td><td>市(上下水)総務課へ提出 契約金額 500 万円以上の場合</td></tr><tr><td>法第 13 条に基づく書面（建設リサイクル法）・説明書</td><td>※</td><td>契約前</td><td>1</td><td>建設リサイクル法に該当する場合</td></tr><tr><td>再生資源利用計画書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上</td></tr><tr><td>再生資源利用促進計画書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>CREDAS入力システムによる様式 ○：必須、※：対象となる場合に必要</td></tr></table>	書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考	契約保証証書	○	契約時	1	市(上下水)総務課へ提出 契約金額 500 万円以上の場合	法第 13 条に基づく書面（建設リサイクル法）・説明書	※	契約前	1	建設リサイクル法に該当する場合	再生資源利用計画書	※	同上	1	同上	再生資源利用促進計画書	※	同上	1	CREDAS入力システムによる様式 ○：必須、※：対象となる場合に必要	表-I.8.1 提出書類一覧表（契約時） <table><tr><th>書 類 名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>契約保証証書（<u>契約保証金の納入済み通知書</u>）</td><td>○</td><td>契約時</td><td>1</td><td>（上下水）総務課<u>契約担当</u>へ提出 契約金額 500 万円以上（<u>随意契約など免除の場合を除く</u>）</td></tr><tr><td>法第 13 条及び省令に基づく特記事項</td><td>※</td><td>契約前</td><td>1</td><td>建設リサイクル法 <u>該当工事（内容に変更あれば、変更契約要）</u></td></tr><tr><td>再生資源利用計画書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>建設リサイクル法 <u>該当工事（COBRIS 入力システム様式）</u></td></tr><tr><td>再生資源利用促進計画書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上</td></tr></table> ○：必須、※：対象となる場合に必要	書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考	契約保証証書（ <u>契約保証金の納入済み通知書</u> ）	○	契約時	1	（上下水）総務課 <u>契約担当</u> へ提出 契約金額 500 万円以上（ <u>随意契約など免除の場合を除く</u> ）	法第 13 条及び省令に基づく特記事項	※	契約前	1	建設リサイクル法 <u>該当工事（内容に変更あれば、変更契約要）</u>	再生資源利用計画書	※	同上	1	建設リサイクル法 <u>該当工事（COBRIS 入力システム様式）</u>	再生資源利用促進計画書	※	同上	1	同上	契約保証金納入済み通知書の追加 契約担当の明記 随意契約免除の記載追加 変更契約必要の明記 CREDAS⇒COBRIS 記載修正
書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考																																																	
契約保証証書	○	契約時	1	市(上下水)総務課へ提出 契約金額 500 万円以上の場合																																																	
法第 13 条に基づく書面（建設リサイクル法）・説明書	※	契約前	1	建設リサイクル法に該当する場合																																																	
再生資源利用計画書	※	同上	1	同上																																																	
再生資源利用促進計画書	※	同上	1	CREDAS入力システムによる様式 ○：必須、※：対象となる場合に必要																																																	
書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考																																																	
契約保証証書（ <u>契約保証金の納入済み通知書</u> ）	○	契約時	1	（上下水）総務課 <u>契約担当</u> へ提出 契約金額 500 万円以上（ <u>随意契約など免除の場合を除く</u> ）																																																	
法第 13 条及び省令に基づく特記事項	※	契約前	1	建設リサイクル法 <u>該当工事（内容に変更あれば、変更契約要）</u>																																																	
再生資源利用計画書	※	同上	1	建設リサイクル法 <u>該当工事（COBRIS 入力システム様式）</u>																																																	
再生資源利用促進計画書	※	同上	1	同上																																																	
8.2 着手時の提出書類	表 I.8.2 提出書類一覧表（着手時） <table><tr><th>書 類 名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>現場代理人・主任（監理）技術者届</td><td>○</td><td>契約後 5 日以内</td><td>1</td><td>市(上下水)総務課へ提出 監理技術者は、下請負契約の請負代金額の総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は、4,500 万円）以上 ※社印要</td></tr><tr><td>同上経歴書及び確認資料</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>確認資料：監理技術者証（両面）の写し（監理技術者を届ける場合）、雇用関係資料（健康保険証等の写し）等</td></tr><tr><td>工程表</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>概略がわかる工程で可※社印要</td></tr></table>	書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考	現場代理人・主任（監理）技術者届	○	契約後 5 日以内	1	市(上下水)総務課へ提出 監理技術者は、下請負契約の請負代金額の総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は、4,500 万円）以上 ※社印要	同上経歴書及び確認資料	○	同上	1	確認資料：監理技術者証（両面）の写し（監理技術者を届ける場合）、雇用関係資料（健康保険証等の写し）等	工程表	○	同上	1	概略がわかる工程で可※社印要	表 I.8.2 提出書類一覧表（着手時） <table><tr><th>書 類 名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>現場代理人・主任（監理）技術者届</td><td>○</td><td>契約後 5 日以内</td><td>1</td><td>（上下水）総務課<u>確認要</u> 監理技術者は、下請負契約の請負代金額の総額が <u>4,000 万円</u>（建築一式工事の場合は、<u>6,000 万円</u>）以上 ※<u>社印要</u></td></tr><tr><td>同上経歴書及び確認資料</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>確認資料：<u>技術者資格を証する書面の写し</u>、監理技術者証（両面）の写し（監理技術者を届ける場合）、雇用関係資料（健康保険証等の写し）等</td></tr><tr><td><u>現場代理人兼務届</u> <u>主任技術者兼務届</u> <u>監理技術者兼務届</u></td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td><u>既契約工事の場合、兼務の始期日より前に工程表を添付して提出、新たに契約する工事の場合、契約から 5 日以内に提出（上下水）総務課確認後、それぞれの工事の監督員に原本を提出</u></td></tr><tr><td>工程表（<u>通常は不要</u>）</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td><u>上記兼務届に添付、又は設計図書で提出を求められた場合に提出</u></td></tr></table>	書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考	現場代理人・主任（監理）技術者届	○	契約後 5 日以内	1	（上下水）総務課 <u>確認要</u> 監理技術者は、下請負契約の請負代金額の総額が <u>4,000 万円</u> （建築一式工事の場合は、 <u>6,000 万円</u> ）以上 ※ <u>社印要</u>	同上経歴書及び確認資料	○	同上	1	確認資料： <u>技術者資格を証する書面の写し</u> 、監理技術者証（両面）の写し（監理技術者を届ける場合）、雇用関係資料（健康保険証等の写し）等	<u>現場代理人兼務届</u> <u>主任技術者兼務届</u> <u>監理技術者兼務届</u>	※	同上	1	<u>既契約工事の場合、兼務の始期日より前に工程表を添付して提出、新たに契約する工事の場合、契約から 5 日以内に提出（上下水）総務課確認後、それぞれの工事の監督員に原本を提出</u>	工程表（ <u>通常は不要</u> ）	※	同上	1	<u>上記兼務届に添付、又は設計図書で提出を求められた場合に提出</u>	監理技術者の要件の金額修正 <u>押印不要を明記</u> 技術者資格を証する書面提出を明記 兼務届の取扱いを追加 工程表の提出要件を明記					
書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考																																																	
現場代理人・主任（監理）技術者届	○	契約後 5 日以内	1	市(上下水)総務課へ提出 監理技術者は、下請負契約の請負代金額の総額が 3,000 万円（建築一式工事の場合は、4,500 万円）以上 ※社印要																																																	
同上経歴書及び確認資料	○	同上	1	確認資料：監理技術者証（両面）の写し（監理技術者を届ける場合）、雇用関係資料（健康保険証等の写し）等																																																	
工程表	○	同上	1	概略がわかる工程で可※社印要																																																	
書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考																																																	
現場代理人・主任（監理）技術者届	○	契約後 5 日以内	1	（上下水）総務課 <u>確認要</u> 監理技術者は、下請負契約の請負代金額の総額が <u>4,000 万円</u> （建築一式工事の場合は、 <u>6,000 万円</u> ）以上 ※ <u>社印要</u>																																																	
同上経歴書及び確認資料	○	同上	1	確認資料： <u>技術者資格を証する書面の写し</u> 、監理技術者証（両面）の写し（監理技術者を届ける場合）、雇用関係資料（健康保険証等の写し）等																																																	
<u>現場代理人兼務届</u> <u>主任技術者兼務届</u> <u>監理技術者兼務届</u>	※	同上	1	<u>既契約工事の場合、兼務の始期日より前に工程表を添付して提出、新たに契約する工事の場合、契約から 5 日以内に提出（上下水）総務課確認後、それぞれの工事の監督員に原本を提出</u>																																																	
工程表（ <u>通常は不要</u> ）	※	同上	1	<u>上記兼務届に添付、又は設計図書で提出を求められた場合に提出</u>																																																	

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																																																																																																																																
I 総則																																																																																																																																																																			
8 提出書類																																																																																																																																																																			
8.2 着手時の提出書類	<table><tr><th>書 類 名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>コリンズ（受注時登録）：登録内容確認のためのお願い（写）</td><td>※</td><td>契約後速やかに</td><td>2</td><td>CORINS入力システムによる 契約金額500万円以上の場合 契約後10日以内に登録ができるように提出</td></tr><tr><td>コリンズ（受注時登録）：登録内容確認書（写）</td><td>※</td><td>登録後速やかに</td><td>2</td><td>同上 契約後10日以内に登録</td></tr><tr><td>個人情報及び情報セキュリティに関する資料</td><td>※</td><td>当初・変更・完了時</td><td>1</td><td>契約時に特記事項の有る場合 作業責任者等報告書（様式1）など関連書類</td></tr><tr><td>設計照査結果報告書</td><td>○</td><td>現場着手前</td><td>2</td><td>工事打合簿にて提出</td></tr><tr><td>施工計画書</td><td>○</td><td>同上</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>施工計画書添付資料</td><td>○</td><td>同上</td><td>2</td><td>現場着手までに監督員が必要と認める書類</td></tr><tr><td>労災保険証書（写）</td><td>○</td><td>同上</td><td></td><td>労災保険の適用がわかる書類</td></tr><tr><td>組立保険証書（写）</td><td>○</td><td>同上</td><td></td><td>火災保険、建設工事保険等</td></tr><tr><td>再生資源利用計画書</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>C R E D A S様式</td></tr><tr><td>再生資源利用促進計画書</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>建設廃棄物処理委託契約書（写）</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>収集運搬、処理業者の許可書（写）</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>廃棄物処理委託先チェックシート（収集運搬・処分業者用）（写）</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>廃棄物処理委託契約時までに（優良認定業者を除く）委託業者への現地聞き取り等の確認 ※H25.10～新様式</td></tr><tr><td>〔立会・段階確認・施工状況把握〕報告書（計画時）</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>立会、段階確認、施工状況把握の必要の有る場合、事前に監督員の確認を受ける。種類別に書類を作成</td></tr><tr><td>建設業退職金共済制度掛金収納書</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>本工事において、下請業者も含めて同共済制度を適用する場合は、「発注者提出用」の原本を提出。同共済制度を適用しない場合は、下請業者も含めてその旨の「理由書」を提出</td></tr></table>	書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考	コリンズ（受注時登録）：登録内容確認のためのお願い（写）	※	契約後速やかに	2	CORINS入力システムによる 契約金額500万円以上の場合 契約後10日以内に登録ができるように提出	コリンズ（受注時登録）：登録内容確認書（写）	※	登録後速やかに	2	同上 契約後10日以内に登録	個人情報及び情報セキュリティに関する資料	※	当初・変更・完了時	1	契約時に特記事項の有る場合 作業責任者等報告書（様式1）など関連書類	設計照査結果報告書	○	現場着手前	2	工事打合簿にて提出	施工計画書	○	同上	2		施工計画書添付資料	○	同上	2	現場着手までに監督員が必要と認める書類	労災保険証書（写）	○	同上		労災保険の適用がわかる書類	組立保険証書（写）	○	同上		火災保険、建設工事保険等	再生資源利用計画書	※	同上		C R E D A S様式	再生資源利用促進計画書	※	同上			建設廃棄物処理委託契約書（写）	※	同上			収集運搬、処理業者の許可書（写）	※	同上			廃棄物処理委託先チェックシート（収集運搬・処分業者用）（写）	※	同上		廃棄物処理委託契約時までに（優良認定業者を除く）委託業者への現地聞き取り等の確認 ※H25.10～新様式	〔立会・段階確認・施工状況把握〕報告書（計画時）	※	同上		立会、段階確認、施工状況把握の必要の有る場合、事前に監督員の確認を受ける。種類別に書類を作成	建設業退職金共済制度掛金収納書	※	同上		本工事において、下請業者も含めて同共済制度を適用する場合は、「発注者提出用」の原本を提出。同共済制度を適用しない場合は、下請業者も含めてその旨の「理由書」を提出	<table><tr><th>書 類 名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>コリンズ（受注時登録）：登録内容確認のためのお願い（写）</td><td>※</td><td>契約後速やかに</td><td>2</td><td>1.5参照 CORINS 入力システムにより作成し、電子メールで送信 登録内容は監督員が確認メールで確認するため、登録後の確認書の提出は不要</td></tr><tr><td>コリンズ（受注時登録）：登録内容確認書（写）</td><td>※</td><td>登録後速やかに</td><td>2</td><td>同上 契約後10日以内に登録</td></tr><tr><td>個人情報及び情報セキュリティに関する書類</td><td>※</td><td>当初・変更・完了時</td><td>1</td><td>契約時に特記事項の有る場合に作業責任者等報告書（様式1）など関連書類を提出</td></tr><tr><td>設計照査結果報告書</td><td>○</td><td>現場着手前</td><td>2</td><td>1.8参照 工事打合簿にて提出、確認事項がある場合は文書で提出</td></tr><tr><td>施工計画書</td><td>○</td><td>同上</td><td>2</td><td>3.1参照 工事打合簿にて提出</td></tr><tr><td>施工計画書添付資料</td><td>—</td><td>同上</td><td>2</td><td>現場着手までに監督員が必要と認める書類</td></tr><tr><td>労災保険証書（写）</td><td>○</td><td>同上</td><td>—</td><td>労災保険の適用がわかる書類</td></tr><tr><td>組立保険証書（写）</td><td>○</td><td>同上</td><td>—</td><td>火災保険、建設工事保険等</td></tr><tr><td>再生資源利用計画書</td><td>※</td><td>同上</td><td>—</td><td>COBRIS 様式</td></tr><tr><td>再生資源利用促進計画書</td><td>※</td><td>同上</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>建設廃棄物処理委託契約書（写）</td><td>※</td><td>同上</td><td>—</td><td>廃棄物処理（運搬・処分）を委託する場合に提出</td></tr><tr><td>収集運搬、処理業者の許可書（写）</td><td>※</td><td>同上</td><td>—</td><td>同上</td></tr><tr><td>廃棄物処理委託先チェックシート（収集運搬・処分業者用）（写）</td><td>※</td><td>同上</td><td>—</td><td>廃棄物処理委託契約時までに（優良認定業者を除く）委託業者への現地聞き取り等の確認 ※H25.10～新様式</td></tr><tr><td>〔立会・段階確認・施工状況把握〕報告書（計画時）</td><td>※</td><td>同上</td><td>—</td><td>立会・段階確認、施工状況把握の計画について必要の有る場合、事前に提出し、監督員の確認を受ける。種類別に書類を作成</td></tr><tr><td>建設業退職金共済制度掛金収納書（<u>原本</u>）</td><td>※</td><td>契約締結後1か月以内に</td><td>—</td><td>本工事において、下請業者も含めて同共済制度を適用する場合は、「発注者提出用」の原本を提出。同共済制度を適用せず証紙を購入しない場合は、二次下請業者まで含む「理由書」を提出</td></tr></table>	書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考	コリンズ（受注時登録）：登録内容確認のためのお願い（写）	※	契約後速やかに	2	1.5参照 CORINS 入力システムにより作成し、電子メールで送信 登録内容は監督員が確認メールで確認するため、登録後の確認書の提出は不要	コリンズ（受注時登録）：登録内容確認書（写）	※	登録後速やかに	2	同上 契約後10日以内に登録	個人情報及び情報セキュリティに関する書類	※	当初・変更・完了時	1	契約時に特記事項の有る場合に作業責任者等報告書（様式1）など関連書類を提出	設計照査結果報告書	○	現場着手前	2	1.8参照 工事打合簿にて提出、確認事項がある場合は文書で提出	施工計画書	○	同上	2	3.1参照 工事打合簿にて提出	施工計画書添付資料	—	同上	2	現場着手までに監督員が必要と認める書類	労災保険証書（写）	○	同上	—	労災保険の適用がわかる書類	組立保険証書（写）	○	同上	—	火災保険、建設工事保険等	再生資源利用計画書	※	同上	—	COBRIS 様式	再生資源利用促進計画書	※	同上	—		建設廃棄物処理委託契約書（写）	※	同上	—	廃棄物処理（運搬・処分）を委託する場合に提出	収集運搬、処理業者の許可書（写）	※	同上	—	同上	廃棄物処理委託先チェックシート（収集運搬・処分業者用）（写）	※	同上	—	廃棄物処理委託契約時までに（ 優良認定業者を除く ）委託業者への現地聞き取り等の確認 ※H25.10～新様式	〔立会・段階確認・施工状況把握〕報告書（計画時）	※	同上	—	立会・段階確認、施工状況把握の計画について必要の有る場合、事前に提出し、監督員の確認を受ける。種類別に書類を作成	建設業退職金共済制度掛金収納書（ <u>原本</u> ）	※	契約締結後1か月以内に	—	本工事において、下請業者も含めて同共済制度を適用する場合は、「発注者提出用」の原本を提出。同共済制度を適用せず証紙を購入しない場合は、二次下請業者まで含む「理由書」を提出	取扱いの修正を反映 取扱いの修正を反映 資料⇒書類 字句の修正 確認事項がある場合の手続きを明記 提出手続きを明記 労災保険証書不要のため削除 CREDAS⇒COBRIS 記載修正 提出要件を明記 取扱いの修正 立会い報告書不要のため削除 理由書提出要件を明記
書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考																																																																																																																																																															
コリンズ（受注時登録）：登録内容確認のためのお願い（写）	※	契約後速やかに	2	CORINS入力システムによる 契約金額500万円以上の場合 契約後10日以内に登録ができるように提出																																																																																																																																																															
コリンズ（受注時登録）：登録内容確認書（写）	※	登録後速やかに	2	同上 契約後10日以内に登録																																																																																																																																																															
個人情報及び情報セキュリティに関する資料	※	当初・変更・完了時	1	契約時に特記事項の有る場合 作業責任者等報告書（様式1）など関連書類																																																																																																																																																															
設計照査結果報告書	○	現場着手前	2	工事打合簿にて提出																																																																																																																																																															
施工計画書	○	同上	2																																																																																																																																																																
施工計画書添付資料	○	同上	2	現場着手までに監督員が必要と認める書類																																																																																																																																																															
労災保険証書（写）	○	同上		労災保険の適用がわかる書類																																																																																																																																																															
組立保険証書（写）	○	同上		火災保険、建設工事保険等																																																																																																																																																															
再生資源利用計画書	※	同上		C R E D A S様式																																																																																																																																																															
再生資源利用促進計画書	※	同上																																																																																																																																																																	
建設廃棄物処理委託契約書（写）	※	同上																																																																																																																																																																	
収集運搬、処理業者の許可書（写）	※	同上																																																																																																																																																																	
廃棄物処理委託先チェックシート（収集運搬・処分業者用）（写）	※	同上		廃棄物処理委託契約時までに（優良認定業者を除く）委託業者への現地聞き取り等の確認 ※H25.10～新様式																																																																																																																																																															
〔立会・段階確認・施工状況把握〕報告書（計画時）	※	同上		立会、段階確認、施工状況把握の必要の有る場合、事前に監督員の確認を受ける。種類別に書類を作成																																																																																																																																																															
建設業退職金共済制度掛金収納書	※	同上		本工事において、下請業者も含めて同共済制度を適用する場合は、「発注者提出用」の原本を提出。同共済制度を適用しない場合は、下請業者も含めてその旨の「理由書」を提出																																																																																																																																																															
書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考																																																																																																																																																															
コリンズ（受注時登録）：登録内容確認のためのお願い（写）	※	契約後速やかに	2	1.5参照 CORINS 入力システムにより作成し、電子メールで送信 登録内容は監督員が確認メールで確認するため、登録後の確認書の提出は不要																																																																																																																																																															
コリンズ（受注時登録）：登録内容確認書（写）	※	登録後速やかに	2	同上 契約後10日以内に登録																																																																																																																																																															
個人情報及び情報セキュリティに関する書類	※	当初・変更・完了時	1	契約時に特記事項の有る場合に作業責任者等報告書（様式1）など関連書類を提出																																																																																																																																																															
設計照査結果報告書	○	現場着手前	2	1.8参照 工事打合簿にて提出、確認事項がある場合は文書で提出																																																																																																																																																															
施工計画書	○	同上	2	3.1参照 工事打合簿にて提出																																																																																																																																																															
施工計画書添付資料	—	同上	2	現場着手までに監督員が必要と認める書類																																																																																																																																																															
労災保険証書（写）	○	同上	—	労災保険の適用がわかる書類																																																																																																																																																															
組立保険証書（写）	○	同上	—	火災保険、建設工事保険等																																																																																																																																																															
再生資源利用計画書	※	同上	—	COBRIS 様式																																																																																																																																																															
再生資源利用促進計画書	※	同上	—																																																																																																																																																																
建設廃棄物処理委託契約書（写）	※	同上	—	廃棄物処理（運搬・処分）を委託する場合に提出																																																																																																																																																															
収集運搬、処理業者の許可書（写）	※	同上	—	同上																																																																																																																																																															
廃棄物処理委託先チェックシート（収集運搬・処分業者用）（写）	※	同上	—	廃棄物処理委託契約時までに（ 優良認定業者を除く ）委託業者への現地聞き取り等の確認 ※H25.10～新様式																																																																																																																																																															
〔立会・段階確認・施工状況把握〕報告書（計画時）	※	同上	—	立会・段階確認、施工状況把握の計画について必要の有る場合、事前に提出し、監督員の確認を受ける。種類別に書類を作成																																																																																																																																																															
建設業退職金共済制度掛金収納書（ <u>原本</u> ）	※	契約締結後1か月以内に	—	本工事において、下請業者も含めて同共済制度を適用する場合は、「発注者提出用」の原本を提出。同共済制度を適用せず証紙を購入しない場合は、二次下請業者まで含む「理由書」を提出																																																																																																																																																															

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目		改訂前		改訂後		改訂の趣旨又は理由																																																																																																																																							
I 総則																																																																																																																																													
8 提出書類																																																																																																																																													
8.2 着手時の提出書類		<table><tr><td>土地使用承諾書(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>資材置場等を借用する場合のみ</td></tr><tr><td>残土捨場承諾書(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>改良土プラントへ搬入しない場合</td></tr><tr><td>特定建設作業実施届(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>騒音、振動等の特定建設作業が有る場合。作業日の7日前までに市環境保全課へ届出</td></tr><tr><td>道路使用許可証(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>公道工事がある場合</td></tr><tr><td>交通整理員名簿・有資格者証(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>交通整理員を使用する場合</td></tr><tr><td>溶接資格者証等、作業に必要な資格者証(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td></td><td>溶接作業等の資格を有する作業が有る場合</td></tr><tr><td>施工体制台帳(写)</td><td>※</td><td>現場着手前</td><td>1</td><td>下請負契約を締結した場合</td></tr><tr><td>工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書</td><td>※</td><td>材料調達前</td><td>2</td><td>工事用使用材料が有る場合。「工事用使用材料一覧表」を添付し、工事打合簿にて提出</td></tr><tr><td>工事下請負届、下請業者名簿</td><td>※</td><td>下請業者を使用する前</td><td>2</td><td>事業課へ提出 ※社印要</td></tr><tr><td>細菌培養試験検査成績書(写)</td><td>※</td><td>対象者の施工前までに</td><td>1</td><td>対象工事の場合有効期限6か月</td></tr><tr><td>前払請求書</td><td>※</td><td>必要時</td><td>1</td><td>前払金を請求する場合前払保証証書を添付</td></tr></table> ○：必須、※：対象となる場合に必要		土地使用承諾書(写)	※	同上		資材置場等を借用する場合のみ	残土捨場承諾書(写)	※	同上		改良土プラントへ搬入しない場合	特定建設作業実施届(写)	※	同上		騒音、振動等の特定建設作業が有る場合。作業日の7日前までに市環境保全課へ届出	道路使用許可証(写)	※	同上		公道工事がある場合	交通整理員名簿・有資格者証(写)	※	同上		交通整理員を使用する場合	溶接資格者証等、作業に必要な資格者証(写)	※	同上		溶接作業等の資格を有する作業が有る場合	施工体制台帳(写)	※	現場着手前	1	下請負契約を締結した場合	工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書	※	材料調達前	2	工事用使用材料が有る場合。「工事用使用材料一覧表」を添付し、工事打合簿にて提出	工事下請負届、下請業者名簿	※	下請業者を使用する前	2	事業課へ提出 ※社印要	細菌培養試験検査成績書(写)	※	対象者の施工前までに	1	対象工事の場合有効期限6か月	前払請求書	※	必要時	1	前払金を請求する場合前払保証証書を添付	<table><tr><th>書類名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>施工計画書添付資料</td><td>—</td><td>—</td><td>二</td><td>前責続き</td></tr><tr><td>土地使用承諾書(写)</td><td>※</td><td>現場着手前</td><td>二</td><td>資材置場、仮用地等を借用する場合のみ</td></tr><tr><td>残土捨場承諾書(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>二</td><td>改良土プラントへ搬入しない場合 (地目が農地の場合、所定の手続きの確認)</td></tr><tr><td>特定建設作業実施届(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>二</td><td>騒音、振動等の特定建設作業が有る場合は、作業日の7日前までに市環境保全課(稲武、旭、足助、小原、下山、藤岡地区は各支所)へ届出</td></tr><tr><td>各種許可証(写し)</td><td>※</td><td>同上</td><td>二</td><td>工事に伴い各種の許可が必要な場合</td></tr><tr><td>道路使用許可証(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>一</td><td>公道工事がある場合</td></tr><tr><td>交通整理員名簿・有資格者証(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>二</td><td>交通整理員を使用する場合</td></tr><tr><td>作業主任者の資格を証する書面(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>二</td><td>作業主任者を選任する場合</td></tr><tr><td>溶接資格者証等、作業に必要な資格者証(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>二</td><td>溶接作業等の資格を有する作業が有る場合</td></tr><tr><td>施工体制台帳(写)</td><td>※</td><td>下請負に付す工事の着手前</td><td>1</td><td>下請負契約を締結した場合(添付書類は提出不要、ただし、監督員が求める場合に提示)</td></tr><tr><td>施工体系図</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>下請負契約を締結した場合(一次だけでなく二次以降の建設工事をすべて記載)</td></tr><tr><td>工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書</td><td>※</td><td>材料調達前</td><td>2</td><td>工事用使用材料一覧表に資料を添付し、工事打合簿にて提出(局承認材料は資料の省略可)</td></tr><tr><td>工事下請負届、下請負一覧</td><td>※</td><td>下請負に付す工事の着手前</td><td>1</td><td>事業課へ提出 ※社印要</td></tr><tr><td>細菌培養試験検査成績書(写)</td><td>※</td><td>対象者の現場着手前までに</td><td>1</td><td>対象工事の場合有効期限6か月</td></tr><tr><td>前払請求書</td><td>※</td><td>必要時</td><td>1</td><td>(上下水)総務課の確認要 前払金を請求する場合 前払保証証書を添付</td></tr></table> ○：必須、※：対象となる場合に必要		書類名	要否	提出時期	部数	備考	施工計画書添付資料	—	—	二	前責続き	土地使用承諾書(写)	※	現場着手前	二	資材置場、仮用地等を借用する場合のみ	残土捨場承諾書(写)	※	同上	二	改良土プラントへ搬入しない場合 (地目が農地の場合、所定の手続きの確認)	特定建設作業実施届(写)	※	同上	二	騒音、振動等の特定建設作業が有る場合は、作業日の7日前までに市環境保全課(稲武、旭、足助、小原、下山、藤岡地区は各支所)へ届出	各種許可証(写し)	※	同上	二	工事に伴い各種の許可が必要な場合	道路使用許可証(写)	※	同上	一	公道工事がある場合	交通整理員名簿・有資格者証(写)	※	同上	二	交通整理員を使用する場合	作業主任者の資格を証する書面(写)	※	同上	二	作業主任者を選任する場合	溶接資格者証等、作業に必要な資格者証(写)	※	同上	二	溶接作業等の資格を有する作業が有る場合	施工体制台帳(写)	※	下請負に付す工事の着手前	1	下請負契約を締結した場合(添付書類は提出不要、ただし、監督員が求める場合に提示)	施工体系図	※	同上	1	下請負契約を締結した場合(一次だけでなく二次以降の建設工事をすべて記載)	工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書	※	材料調達前	2	工事用使用材料一覧表に資料を添付し、工事打合簿にて提出(局承認材料は資料の省略可)	工事下請負届、下請負一覧	※	下請負に付す工事の着手前	1	事業課へ提出 ※社印要	細菌培養試験検査成績書(写)	※	対象者の現場着手前までに	1	対象工事の場合有効期限6か月	前払請求書	※	必要時	1	(上下水)総務課の確認要 前払金を請求する場合 前払保証証書を添付	仮用地を追加 地目が農地の場合の対応を明記 旧町村部の対応を明記 各種許可必要を明記 完成時の提出に変更 作業主任者の選任必要を明記 添付書類不要に変更のため 提出必要のため明記 一覧表と資料の取扱いを明記 名簿⇒一覧に様式改正のため 押印不要を明記 字句の修正 取扱いの明記
土地使用承諾書(写)	※	同上		資材置場等を借用する場合のみ																																																																																																																																									
残土捨場承諾書(写)	※	同上		改良土プラントへ搬入しない場合																																																																																																																																									
特定建設作業実施届(写)	※	同上		騒音、振動等の特定建設作業が有る場合。作業日の7日前までに市環境保全課へ届出																																																																																																																																									
道路使用許可証(写)	※	同上		公道工事がある場合																																																																																																																																									
交通整理員名簿・有資格者証(写)	※	同上		交通整理員を使用する場合																																																																																																																																									
溶接資格者証等、作業に必要な資格者証(写)	※	同上		溶接作業等の資格を有する作業が有る場合																																																																																																																																									
施工体制台帳(写)	※	現場着手前	1	下請負契約を締結した場合																																																																																																																																									
工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書	※	材料調達前	2	工事用使用材料が有る場合。「工事用使用材料一覧表」を添付し、工事打合簿にて提出																																																																																																																																									
工事下請負届、下請業者名簿	※	下請業者を使用する前	2	事業課へ提出 ※社印要																																																																																																																																									
細菌培養試験検査成績書(写)	※	対象者の施工前までに	1	対象工事の場合有効期限6か月																																																																																																																																									
前払請求書	※	必要時	1	前払金を請求する場合前払保証証書を添付																																																																																																																																									
書類名	要否	提出時期	部数	備考																																																																																																																																									
施工計画書添付資料	—	—	二	前責続き																																																																																																																																									
土地使用承諾書(写)	※	現場着手前	二	資材置場、仮用地等を借用する場合のみ																																																																																																																																									
残土捨場承諾書(写)	※	同上	二	改良土プラントへ搬入しない場合 (地目が農地の場合、所定の手続きの確認)																																																																																																																																									
特定建設作業実施届(写)	※	同上	二	騒音、振動等の特定建設作業が有る場合は、作業日の7日前までに市環境保全課(稲武、旭、足助、小原、下山、藤岡地区は各支所)へ届出																																																																																																																																									
各種許可証(写し)	※	同上	二	工事に伴い各種の許可が必要な場合																																																																																																																																									
道路使用許可証(写)	※	同上	一	公道工事がある場合																																																																																																																																									
交通整理員名簿・有資格者証(写)	※	同上	二	交通整理員を使用する場合																																																																																																																																									
作業主任者の資格を証する書面(写)	※	同上	二	作業主任者を選任する場合																																																																																																																																									
溶接資格者証等、作業に必要な資格者証(写)	※	同上	二	溶接作業等の資格を有する作業が有る場合																																																																																																																																									
施工体制台帳(写)	※	下請負に付す工事の着手前	1	下請負契約を締結した場合(添付書類は提出不要、ただし、監督員が求める場合に提示)																																																																																																																																									
施工体系図	※	同上	1	下請負契約を締結した場合(一次だけでなく二次以降の建設工事をすべて記載)																																																																																																																																									
工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書	※	材料調達前	2	工事用使用材料一覧表に資料を添付し、工事打合簿にて提出(局承認材料は資料の省略可)																																																																																																																																									
工事下請負届、下請負一覧	※	下請負に付す工事の着手前	1	事業課へ提出 ※社印要																																																																																																																																									
細菌培養試験検査成績書(写)	※	対象者の現場着手前までに	1	対象工事の場合有効期限6か月																																																																																																																																									
前払請求書	※	必要時	1	(上下水)総務課の確認要 前払金を請求する場合 前払保証証書を添付																																																																																																																																									
8.3 中間時の提出書類		表-18.3 提出書類一覧表(中間時) <table><tr><th>書類名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>現場代理人・主任(監理)技術者変更届</td><td>※</td><td>変更後5日以内</td><td>1</td><td>市(上下水)総務課へ提出(監理技術者は、下請負金額の総額が3,000万円以上)</td></tr><tr><td>同上経歴書及び雇用確認資料</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>現場代理人・主任(監理)技術者変更届に添付</td></tr></table>		書類名	要否	提出時期	部数	備考	現場代理人・主任(監理)技術者変更届	※	変更後5日以内	1	市(上下水)総務課へ提出(監理技術者は、下請負金額の総額が3,000万円以上)	同上経歴書及び雇用確認資料	※	同上	1	現場代理人・主任(監理)技術者変更届に添付	表-18.3 提出書類一覧表(中間時) <table><tr><th>書類名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>現場代理人・主任(監理)技術者変更届</td><td>※</td><td>変更後5日以内</td><td>1</td><td>(上下水)総務課へ提出、現場代理人等の変更を行う場合に提出</td></tr><tr><td>同上経歴書及び雇用確認資料</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>現場代理人・主任(監理)技術者変更届に添付</td></tr></table>		書類名	要否	提出時期	部数	備考	現場代理人・主任(監理)技術者変更届	※	変更後5日以内	1	(上下水)総務課へ提出、現場代理人等の変更を行う場合に提出	同上経歴書及び雇用確認資料	※	同上	1	現場代理人・主任(監理)技術者変更届に添付	提出要件を明記																																																																																																									
書類名	要否	提出時期	部数	備考																																																																																																																																									
現場代理人・主任(監理)技術者変更届	※	変更後5日以内	1	市(上下水)総務課へ提出(監理技術者は、下請負金額の総額が3,000万円以上)																																																																																																																																									
同上経歴書及び雇用確認資料	※	同上	1	現場代理人・主任(監理)技術者変更届に添付																																																																																																																																									
書類名	要否	提出時期	部数	備考																																																																																																																																									
現場代理人・主任(監理)技術者変更届	※	変更後5日以内	1	(上下水)総務課へ提出、現場代理人等の変更を行う場合に提出																																																																																																																																									
同上経歴書及び雇用確認資料	※	同上	1	現場代理人・主任(監理)技術者変更届に添付																																																																																																																																									

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前				改訂後				改訂の趣旨又は理由																																																																																																																																																																																																															
I 総則																																																																																																																																																																																																																								
8 提出書類																																																																																																																																																																																																																								
8.3 中間時の提出書類	<table><tr><td>コリス（変更時登録）：登録内容確認のためのお願（写）</td><td>※</td><td>変更事由発生後速やかに</td><td>2</td><td>CORINS入力システムによる契約金額500万円以上の場合契約後10日以内に登録できるように提出</td></tr><tr><td>コリス（変更時登録）：登録内容確認書（写）</td><td>※</td><td>登録後速やかに</td><td>2</td><td>同上契約後10日以内に登録</td></tr><tr><td>施工計画書（変更・追加）</td><td>※</td><td>協議、指示後速やかに</td><td>2</td><td>施工計画書の内容に変更・追加（添付資料を含む）があった場合、変更となった部分のみ</td></tr><tr><td>施工体制台帳（変更・追加）（写）</td><td>※</td><td>現場着手前</td><td>1</td><td>下請負契約を締結した場合変更・追加部分のみ</td></tr><tr><td>再生資源利用実施書</td><td>※</td><td>適宜</td><td>1</td><td>CREDAS様式監督員から要請があった場合に提示</td></tr><tr><td>建設廃棄物マニフェスト（A・D・E票）</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>監督員から要請があった場合に提示</td></tr><tr><td>工事打合簿</td><td>○</td><td>同上</td><td>2</td><td>協議、報告等の有る場合提出書類（社員が必要な書類を除く）の表紙として使用</td></tr><tr><td>立会・段階確認・施工状況把握報告書</td><td>※</td><td>同上</td><td>2</td><td>立会、段階確認、施工状況把握の必要がある場合、事前に監督員の確認を受ける</td></tr><tr><td>出来形管理表</td><td>※</td><td>段階確認時</td><td>1</td><td>出来形における段階確認を行う場合</td></tr><tr><td>出来形図</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上出来形数量を朱書きする</td></tr><tr><td>品質管理表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>品質における段階確認を行う場合</td></tr><tr><td>実施工程表（実績）</td><td>○</td><td>月初め</td><td>1</td><td>計画時の実施工程表に朱書きで記入翌月5日までに監督員の確認を受ける</td></tr><tr><td>施工図（紙）</td><td>※</td><td>施工前</td><td>2</td><td>工事時に新たに図面を作成した場合工事打合簿にて提出</td></tr><tr><td>工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書（変更・追加）</td><td>※</td><td>材料調達前</td><td>2</td><td>工事用使用材料に変更・追加の有る場合「工事用使用材料一覧表を添付し、工事打合簿にて提出」</td></tr><tr><td>工事下請負届、下請業者名簿（変更・追加）</td><td>※</td><td>下請業者を使用する前</td><td>2</td><td>下請業者に変更・追加の有る場合事業課へ提出※社印要</td></tr><tr><td>工事写真</td><td>※</td><td>適宜</td><td>1</td><td>デジタルカメラによる撮影を標準監督員から要請があった場合に提示</td></tr><tr><td>工事日報</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>着手日から準備日及び休日を含め毎日記入（ただし、準備日又は休日が続く場合は、まとめてよい）指示書を添付又は指示事項を明記監督員から要請があった場合に提示</td></tr><tr><td>立入記録簿</td><td>※</td><td>月初め</td><td>1</td><td>施工時に現場備え付け、翌月5日までに監督員の確認を受ける</td></tr><tr><td>警備日報（写）</td><td>※</td><td>適宜</td><td>1</td><td>警備員又は交通誘導員を使用した場合監督員から要請のあった場合に提示</td></tr><tr><td>細菌培養試験検査成績書（変更・追加）（写）</td><td>※</td><td>対象者の施工前までに</td><td>1</td><td>対象者に変更・追加の有る場合有効期限6か月</td></tr></table>	コリス（変更時登録）：登録内容確認のためのお願（写）	※	変更事由発生後速やかに	2	CORINS入力システムによる契約金額500万円以上の場合契約後10日以内に登録できるように提出	コリス（変更時登録）：登録内容確認書（写）	※	登録後速やかに	2	同上契約後10日以内に登録	施工計画書（変更・追加）	※	協議、指示後速やかに	2	施工計画書の内容に変更・追加（添付資料を含む）があった場合、変更となった部分のみ	施工体制台帳（変更・追加）（写）	※	現場着手前	1	下請負契約を締結した場合変更・追加部分のみ	再生資源利用実施書	※	適宜	1	CREDAS様式監督員から要請があった場合に提示	建設廃棄物マニフェスト（A・D・E票）	※	同上	1	監督員から要請があった場合に提示	工事打合簿	○	同上	2	協議、報告等の有る場合提出書類（社員が必要な書類を除く）の表紙として使用	立会・段階確認・施工状況把握報告書	※	同上	2	立会、段階確認、施工状況把握の必要がある場合、事前に監督員の確認を受ける	出来形管理表	※	段階確認時	1	出来形における段階確認を行う場合	出来形図	※	同上	1	同上出来形数量を朱書きする	品質管理表	※	同上	1	品質における段階確認を行う場合	実施工程表（実績）	○	月初め	1	計画時の実施工程表に朱書きで記入翌月5日までに監督員の確認を受ける	施工図（紙）	※	施工前	2	工事時に新たに図面を作成した場合工事打合簿にて提出	工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書（変更・追加）	※	材料調達前	2	工事用使用材料に変更・追加の有る場合「工事用使用材料一覧表を添付し、工事打合簿にて提出」	工事下請負届、下請業者名簿（変更・追加）	※	下請業者を使用する前	2	下請業者に変更・追加の有る場合事業課へ提出※社印要	工事写真	※	適宜	1	デジタルカメラによる撮影を標準監督員から要請があった場合に提示	工事日報	※	同上	1	着手日から準備日及び休日を含め毎日記入（ただし、準備日又は休日が続く場合は、まとめてよい）指示書を添付又は指示事項を明記監督員から要請があった場合に提示	立入記録簿	※	月初め	1	施工時に現場備え付け、翌月5日までに監督員の確認を受ける	警備日報（写）	※	適宜	1	警備員又は交通誘導員を使用した場合監督員から要請のあった場合に提示	細菌培養試験検査成績書（変更・追加）（写）	※	対象者の施工前までに	1	対象者に変更・追加の有る場合有効期限6か月	<table><tr><td>コリス（変更時登録）：登録内容確認のためのお願（写）</td><td>※</td><td>変更事由発生後速やかに</td><td>2</td><td>CORINS入力システムにより作成し、電子メールで送信。登録内容は監督員が確認メールで確認するため、登録後の確認書の提出は不要。契約金額500万円以上の場合、変更事由発生契約後10日以内に登録できるように提出</td></tr><tr><td>コリス（変更時登録）：登録内容確認書（写）</td><td>※</td><td>登録後速やかに</td><td>2</td><td>同上契約後10日以内に登録</td></tr><tr><td>施工計画書（変更・追加）</td><td>※</td><td>協議、指示後速やかに</td><td>2</td><td>施工計画書の内容に変更・追加（添付資料を含む）があった場合、変更・追加部分のみ</td></tr><tr><td>施工体制台帳（変更・追加）（写）</td><td>※</td><td>現場着手前</td><td>1</td><td>下請負契約を締結した場合の内容に変更・追加がある場合（2次下請けの追加を含む）</td></tr><tr><td>再生資源利用実施書</td><td>※</td><td>適宜</td><td>1</td><td>COBRIS様式監督員からの要請により提示</td></tr><tr><td>建設廃棄物マニフェスト（A・D・E票）</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>監督員からの要請により提示</td></tr><tr><td>工事打合簿</td><td>○</td><td>随時</td><td>2</td><td>協議、報告等の有る場合提出書類（社員が必要な書類を除く）の表紙として使用</td></tr><tr><td>立会・段階確認・施工状況把握報告書</td><td>※</td><td>同上</td><td>2</td><td>段階確認、施工状況把握を行う場合、事前に監督員に提出</td></tr><tr><td>出来形管理表</td><td>※</td><td>段階確認時</td><td>1</td><td>出来形における段階確認を行う場合</td></tr><tr><td>出来形図</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上（出来形数量を朱書き）</td></tr><tr><td>品質管理表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>品質における段階確認を行う場合</td></tr><tr><td>実施工程表（実績）</td><td>○</td><td>月初め</td><td>1</td><td>計画時の実施工程表に朱書きで毎月末の実績を記入し、翌月5日までに監督員に提出</td></tr><tr><td>施工図（紙）</td><td>※</td><td>施工前</td><td>2</td><td>施工時に新たに図面を作成した場合、工事打合簿にて提出し、監督員の承諾を得る</td></tr><tr><td>工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書（変更・追加）</td><td>※</td><td>材料調達前</td><td>2</td><td>工事用使用材料に変更・追加の有る場合「工事用使用材料一覧表を添付し、工事打合簿にて提出」</td></tr><tr><td>工事下請負届、下請負一覧（変更・追加）</td><td>※</td><td>下請負に付す工事の着手前</td><td>1</td><td>下請業者に変更・追加の有る場合事業課へ提出※社印要</td></tr><tr><td>工事写真</td><td>※</td><td>適宜</td><td>1</td><td>デジタルカメラによる撮影を標準監督員からの要請により提示</td></tr><tr><td>工事記録</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>着手日から準備日及び休日を含め毎日記入（ただし、準備日又は休日が続く場合は、まとめてよい）指示書を添付又は指示事項を明記監督員からの要請により提示</td></tr><tr><td>立入記録簿</td><td>※</td><td>月初め</td><td>1</td><td>施工時に現場備え付け、翌月5日までに監督員の確認を受ける</td></tr><tr><td>警備日報（写）</td><td>※</td><td>適宜</td><td>1</td><td>交通誘導警備員を使用した場合、監督員からの要請により提示</td></tr><tr><td>細菌培養試験検査成績書（変更・追加）（写）</td><td>※</td><td>対象者の現場着手前までに</td><td>1</td><td>対象者に変更・追加の有る場合有効期限6か月</td></tr></table>	コリス（変更時登録）：登録内容確認のためのお願（写）	※	変更事由発生後速やかに	2	CORINS入力システムにより作成し、電子メールで送信。登録内容は監督員が確認メールで確認するため、登録後の確認書の提出は不要。契約金額500万円以上の場合、変更事由発生契約後10日以内に登録できるように提出	コリス（変更時登録）：登録内容確認書（写）	※	登録後速やかに	2	同上契約後10日以内に登録	施工計画書（変更・追加）	※	協議、指示後速やかに	2	施工計画書の内容に変更・追加（添付資料を含む）があった場合、変更・追加部分のみ	施工体制台帳（変更・追加）（写）	※	現場着手前	1	下請負契約を締結した場合の内容に変更・追加がある場合（2次下請けの追加を含む）	再生資源利用実施書	※	適宜	1	COBRIS様式監督員からの要請により提示	建設廃棄物マニフェスト（A・D・E票）	※	同上	1	監督員からの要請により提示	工事打合簿	○	随時	2	協議、報告等の有る場合提出書類（社員が必要な書類を除く）の表紙として使用	立会・段階確認・施工状況把握報告書	※	同上	2	段階確認、施工状況把握を行う場合、事前に監督員に提出	出来形管理表	※	段階確認時	1	出来形における段階確認を行う場合	出来形図	※	同上	1	同上（出来形数量を朱書き）	品質管理表	※	同上	1	品質における段階確認を行う場合	実施工程表（実績）	○	月初め	1	計画時の実施工程表に朱書きで毎月末の実績を記入し、翌月5日までに監督員に提出	施工図（紙）	※	施工前	2	施工時に新たに図面を作成した場合、工事打合簿にて提出し、監督員の承諾を得る	工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書（変更・追加）	※	材料調達前	2	工事用使用材料に変更・追加の有る場合「工事用使用材料一覧表を添付し、工事打合簿にて提出」	工事下請負届、下請負一覧（変更・追加）	※	下請負に付す工事の着手前	1	下請業者に変更・追加の有る場合事業課へ提出※社印要	工事写真	※	適宜	1	デジタルカメラによる撮影を標準監督員からの要請により提示	工事記録	※	同上	1	着手日から準備日及び休日を含め毎日記入（ただし、準備日又は休日が続く場合は、まとめてよい）指示書を添付又は指示事項を明記監督員からの要請により提示	立入記録簿	※	月初め	1	施工時に現場備え付け、翌月5日までに監督員の確認を受ける	警備日報（写）	※	適宜	1	交通誘導警備員を使用した場合、監督員からの要請により提示	細菌培養試験検査成績書（変更・追加）（写）	※	対象者の現場着手前までに	1	対象者に変更・追加の有る場合有効期限6か月	取扱いの修正を反映	取扱いの修正を反映	取扱いの修正を反映	取扱いの修正を反映	CREDAS⇒COBRIS 記載修正	字句の修正	字句の修正	立会報告書不要のため、削除	出来形数量記載方法の明記	字句の修正	監督員の承諾必要を明記	提出時期の記載修正、押印不要を明記	提示要件を明記	提示要件を明記
コリス（変更時登録）：登録内容確認のためのお願（写）	※	変更事由発生後速やかに	2	CORINS入力システムによる契約金額500万円以上の場合契約後10日以内に登録できるように提出																																																																																																																																																																																																																				
コリス（変更時登録）：登録内容確認書（写）	※	登録後速やかに	2	同上契約後10日以内に登録																																																																																																																																																																																																																				
施工計画書（変更・追加）	※	協議、指示後速やかに	2	施工計画書の内容に変更・追加（添付資料を含む）があった場合、変更となった部分のみ																																																																																																																																																																																																																				
施工体制台帳（変更・追加）（写）	※	現場着手前	1	下請負契約を締結した場合変更・追加部分のみ																																																																																																																																																																																																																				
再生資源利用実施書	※	適宜	1	CREDAS様式監督員から要請があった場合に提示																																																																																																																																																																																																																				
建設廃棄物マニフェスト（A・D・E票）	※	同上	1	監督員から要請があった場合に提示																																																																																																																																																																																																																				
工事打合簿	○	同上	2	協議、報告等の有る場合提出書類（社員が必要な書類を除く）の表紙として使用																																																																																																																																																																																																																				
立会・段階確認・施工状況把握報告書	※	同上	2	立会、段階確認、施工状況把握の必要がある場合、事前に監督員の確認を受ける																																																																																																																																																																																																																				
出来形管理表	※	段階確認時	1	出来形における段階確認を行う場合																																																																																																																																																																																																																				
出来形図	※	同上	1	同上出来形数量を朱書きする																																																																																																																																																																																																																				
品質管理表	※	同上	1	品質における段階確認を行う場合																																																																																																																																																																																																																				
実施工程表（実績）	○	月初め	1	計画時の実施工程表に朱書きで記入翌月5日までに監督員の確認を受ける																																																																																																																																																																																																																				
施工図（紙）	※	施工前	2	工事時に新たに図面を作成した場合工事打合簿にて提出																																																																																																																																																																																																																				
工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書（変更・追加）	※	材料調達前	2	工事用使用材料に変更・追加の有る場合「工事用使用材料一覧表を添付し、工事打合簿にて提出」																																																																																																																																																																																																																				
工事下請負届、下請業者名簿（変更・追加）	※	下請業者を使用する前	2	下請業者に変更・追加の有る場合事業課へ提出※社印要																																																																																																																																																																																																																				
工事写真	※	適宜	1	デジタルカメラによる撮影を標準監督員から要請があった場合に提示																																																																																																																																																																																																																				
工事日報	※	同上	1	着手日から準備日及び休日を含め毎日記入（ただし、準備日又は休日が続く場合は、まとめてよい）指示書を添付又は指示事項を明記監督員から要請があった場合に提示																																																																																																																																																																																																																				
立入記録簿	※	月初め	1	施工時に現場備え付け、翌月5日までに監督員の確認を受ける																																																																																																																																																																																																																				
警備日報（写）	※	適宜	1	警備員又は交通誘導員を使用した場合監督員から要請のあった場合に提示																																																																																																																																																																																																																				
細菌培養試験検査成績書（変更・追加）（写）	※	対象者の施工前までに	1	対象者に変更・追加の有る場合有効期限6か月																																																																																																																																																																																																																				
コリス（変更時登録）：登録内容確認のためのお願（写）	※	変更事由発生後速やかに	2	CORINS入力システムにより作成し、電子メールで送信。登録内容は監督員が確認メールで確認するため、登録後の確認書の提出は不要。契約金額500万円以上の場合、変更事由発生契約後10日以内に登録できるように提出																																																																																																																																																																																																																				
コリス（変更時登録）：登録内容確認書（写）	※	登録後速やかに	2	同上契約後10日以内に登録																																																																																																																																																																																																																				
施工計画書（変更・追加）	※	協議、指示後速やかに	2	施工計画書の内容に変更・追加（添付資料を含む）があった場合、変更・追加部分のみ																																																																																																																																																																																																																				
施工体制台帳（変更・追加）（写）	※	現場着手前	1	下請負契約を締結した場合の内容に変更・追加がある場合（2次下請けの追加を含む）																																																																																																																																																																																																																				
再生資源利用実施書	※	適宜	1	COBRIS様式監督員からの要請により提示																																																																																																																																																																																																																				
建設廃棄物マニフェスト（A・D・E票）	※	同上	1	監督員からの要請により提示																																																																																																																																																																																																																				
工事打合簿	○	随時	2	協議、報告等の有る場合提出書類（社員が必要な書類を除く）の表紙として使用																																																																																																																																																																																																																				
立会・段階確認・施工状況把握報告書	※	同上	2	段階確認、施工状況把握を行う場合、事前に監督員に提出																																																																																																																																																																																																																				
出来形管理表	※	段階確認時	1	出来形における段階確認を行う場合																																																																																																																																																																																																																				
出来形図	※	同上	1	同上（出来形数量を朱書き）																																																																																																																																																																																																																				
品質管理表	※	同上	1	品質における段階確認を行う場合																																																																																																																																																																																																																				
実施工程表（実績）	○	月初め	1	計画時の実施工程表に朱書きで毎月末の実績を記入し、翌月5日までに監督員に提出																																																																																																																																																																																																																				
施工図（紙）	※	施工前	2	施工時に新たに図面を作成した場合、工事打合簿にて提出し、監督員の承諾を得る																																																																																																																																																																																																																				
工事材料の品質規格に関する資料又は納入仕様書（変更・追加）	※	材料調達前	2	工事用使用材料に変更・追加の有る場合「工事用使用材料一覧表を添付し、工事打合簿にて提出」																																																																																																																																																																																																																				
工事下請負届、下請負一覧（変更・追加）	※	下請負に付す工事の着手前	1	下請業者に変更・追加の有る場合事業課へ提出※社印要																																																																																																																																																																																																																				
工事写真	※	適宜	1	デジタルカメラによる撮影を標準監督員からの要請により提示																																																																																																																																																																																																																				
工事記録	※	同上	1	着手日から準備日及び休日を含め毎日記入（ただし、準備日又は休日が続く場合は、まとめてよい）指示書を添付又は指示事項を明記監督員からの要請により提示																																																																																																																																																																																																																				
立入記録簿	※	月初め	1	施工時に現場備え付け、翌月5日までに監督員の確認を受ける																																																																																																																																																																																																																				
警備日報（写）	※	適宜	1	交通誘導警備員を使用した場合、監督員からの要請により提示																																																																																																																																																																																																																				
細菌培養試験検査成績書（変更・追加）（写）	※	対象者の現場着手前までに	1	対象者に変更・追加の有る場合有効期限6か月																																																																																																																																																																																																																				

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																																																																																																																																																																																		
I 総則																																																																																																																																																																																																																					
8 提出書類																																																																																																																																																																																																																					
8.3 中間時の提出書類	<table><tr><th>書類名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>工事既済部分検査届</td><td>※</td><td>事前に</td><td>1</td><td>出来高払いの有る場合</td></tr><tr><td>社内検査実施報告書</td><td>※</td><td>当局検査前</td><td>1</td><td>当局による検査が有る場合</td></tr><tr><td>中間前金払認定請求書兼履行報告書</td><td>※</td><td>必要時</td><td>1</td><td>工期の1/2を経過した以降</td></tr><tr><td>中間前払請求書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>中間前金払認定調査受理後 中間前払保証証書を添付</td></tr><tr><td>中間前払金支出負担行為決議書(写)</td><td>※</td><td>中間前払金支出負担行為時</td><td>1</td><td>中間前払保証証書を添付</td></tr></table> ○：必須、※：対象となる場合に必要	書類名	要否	提出時期	部数	備考	工事既済部分検査届	※	事前に	1	出来高払いの有る場合	社内検査実施報告書	※	当局検査前	1	当局による検査が有る場合	中間前金払認定請求書兼履行報告書	※	必要時	1	工期の1/2を経過した以降	中間前払請求書	※	同上	1	中間前金払認定調査受理後 中間前払保証証書を添付	中間前払金支出負担行為決議書(写)	※	中間前払金支出負担行為時	1	中間前払保証証書を添付	<table><tr><th>書類名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>工事既済部分検査届</td><td>※</td><td>事前に</td><td>1</td><td>部分払いの有る場合</td></tr><tr><td>工事指定部分完成届</td><td>※</td><td>指定部分完成時</td><td>1</td><td>指定部分完成検査を受ける場合</td></tr><tr><td>社内検査実施報告書</td><td>※</td><td>当局検査前</td><td>1</td><td>当局による検査が有る場合</td></tr><tr><td>中間前金払認定請求書兼履行報告書</td><td>※</td><td>必要時</td><td>1</td><td>中間前金払を請求する場合 (工期の1/2を経過した以降)</td></tr><tr><td>中間前払請求書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>中間前金払認定調査受理後 中間前払保証証書を添付</td></tr><tr><td>中間前払金支出負担行為決議書(写)</td><td>※</td><td>中間前払金支出負担行為時</td><td>1</td><td>中間前払保証証書を添付</td></tr></table> ○：必須、※：対象となる場合に必要	書類名	要否	提出時期	部数	備考	工事既済部分検査届	※	事前に	1	部分払いの有る場合	工事指定部分完成届	※	指定部分完成時	1	指定部分完成検査を受ける場合	社内検査実施報告書	※	当局検査前	1	当局による検査が有る場合	中間前金払認定請求書兼履行報告書	※	必要時	1	中間前金払を請求する場合 (工期の1/2を経過した以降)	中間前払請求書	※	同上	1	中間前金払認定調査受理後 中間前払保証証書を添付	中間前払金支出負担行為決議書(写)	※	中間前払金支出負担行為時	1	中間前払保証証書を添付	字句の修正 指定部分検査の取扱い追加 中間前払い請求要件の追記 支出負担行為決議書は請負業者の作成するものではないため、記載の削除																																																																																																																																																	
書類名	要否	提出時期	部数	備考																																																																																																																																																																																																																	
工事既済部分検査届	※	事前に	1	出来高払いの有る場合																																																																																																																																																																																																																	
社内検査実施報告書	※	当局検査前	1	当局による検査が有る場合																																																																																																																																																																																																																	
中間前金払認定請求書兼履行報告書	※	必要時	1	工期の1/2を経過した以降																																																																																																																																																																																																																	
中間前払請求書	※	同上	1	中間前金払認定調査受理後 中間前払保証証書を添付																																																																																																																																																																																																																	
中間前払金支出負担行為決議書(写)	※	中間前払金支出負担行為時	1	中間前払保証証書を添付																																																																																																																																																																																																																	
書類名	要否	提出時期	部数	備考																																																																																																																																																																																																																	
工事既済部分検査届	※	事前に	1	部分払いの有る場合																																																																																																																																																																																																																	
工事指定部分完成届	※	指定部分完成時	1	指定部分完成検査を受ける場合																																																																																																																																																																																																																	
社内検査実施報告書	※	当局検査前	1	当局による検査が有る場合																																																																																																																																																																																																																	
中間前金払認定請求書兼履行報告書	※	必要時	1	中間前金払を請求する場合 (工期の1/2を経過した以降)																																																																																																																																																																																																																	
中間前払請求書	※	同上	1	中間前金払認定調査受理後 中間前払保証証書を添付																																																																																																																																																																																																																	
中間前払金支出負担行為決議書(写)	※	中間前払金支出負担行為時	1	中間前払保証証書を添付																																																																																																																																																																																																																	
8.4 完成時の提出書類	<table><tr><th colspan="5">表-I.8.4 提出書類一覧表 (完成時)</th></tr><tr><th>書類名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>完成届</td><td>○</td><td>完成時(工期内)</td><td>1</td><td>※社印要</td></tr><tr><td>コリンズ(竣工時登録)登録内容確認のためのお願い(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>2</td><td>CORINS入力システムによる契約金額500万円以上の場合 契約後10日以内に登録できるように工期内に提出すること</td></tr><tr><td>コリンズ(竣工時登録)登録内容確認書(写)</td><td>※</td><td>登録後速やかに</td><td>2</td><td>同上</td></tr><tr><td>再生資源利用実施書</td><td>※</td><td>完成時(工期内)</td><td>1</td><td>CREDAS様式(紙)</td></tr><tr><td>再生資源利用促進実施書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上</td></tr><tr><td>マニフェスト管理台帳</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>原本を提示</td></tr><tr><td>建設廃棄物マニフェスト(A・D・E票)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>原本を提示</td></tr><tr><td>廃棄物処理委託先チェックシート(収集運搬・処分業者用)(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>廃棄物処分時の(優良認定業者を除く)委託業者への運搬・処分状況等確認</td></tr><tr><td>搬入土量及び搬出土量の伝票(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>土質改良プラントで発行されたもの</td></tr><tr><td>安全書類</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>原本を提示 安全訓練、KY、新規入場、機器点検記録 災害防止協議会等</td></tr><tr><td>事故防止重点対策実施状況</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>特記仕様書に明示された事故防止重点対策</td></tr><tr><td>出来形管理表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>出来形における段階確認を行う場合</td></tr><tr><td>出来形図</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>出来形数量を朱書きする</td></tr><tr><td>品質管理表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>現場での品質管理が困難な材料に限る (ミルシートも含む)</td></tr><tr><td>出荷証明書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上</td></tr><tr><td>塗装管理記録</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>塗装工事で対象となる場合</td></tr><tr><td>水道管継手管理表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>水道管工事で対象となる場合</td></tr><tr><td>給水切替一覧表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上</td></tr><tr><td>給水台帳</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上</td></tr></table>	表-I.8.4 提出書類一覧表 (完成時)					書類名	要否	提出時期	部数	備考	完成届	○	完成時(工期内)	1	※社印要	コリンズ(竣工時登録)登録内容確認のためのお願い(写)	※	同上	2	CORINS入力システムによる契約金額500万円以上の場合 契約後10日以内に登録できるように工期内に提出すること	コリンズ(竣工時登録)登録内容確認書(写)	※	登録後速やかに	2	同上	再生資源利用実施書	※	完成時(工期内)	1	CREDAS様式(紙)	再生資源利用促進実施書	※	同上	1	同上	マニフェスト管理台帳	※	同上	1	原本を提示	建設廃棄物マニフェスト(A・D・E票)	※	同上	1	原本を提示	廃棄物処理委託先チェックシート(収集運搬・処分業者用)(写)	※	同上	1	廃棄物処分時の(優良認定業者を除く)委託業者への運搬・処分状況等確認	搬入土量及び搬出土量の伝票(写)	※	同上	1	土質改良プラントで発行されたもの	安全書類	※	同上	1	原本を提示 安全訓練、KY、新規入場、機器点検記録 災害防止協議会等	事故防止重点対策実施状況	※	同上	1	特記仕様書に明示された事故防止重点対策	出来形管理表	※	同上	1	出来形における段階確認を行う場合	出来形図	※	同上	1	出来形数量を朱書きする	品質管理表	※	同上	1	現場での品質管理が困難な材料に限る (ミルシートも含む)	出荷証明書	※	同上	1	同上	塗装管理記録	※	同上	1	塗装工事で対象となる場合	水道管継手管理表	※	同上	1	水道管工事で対象となる場合	給水切替一覧表	※	同上	1	同上	給水台帳	※	同上	1	同上	<table><tr><th colspan="5">表-I.8.4 提出書類一覧表 (完成時)</th></tr><tr><th>書類名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>工事完成届</td><td>○</td><td>完成時(工期内)</td><td>1</td><td>※社印要</td></tr><tr><td>コリンズ(竣工時登録)登録内容確認のためのお願い(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>2</td><td>CORINS入力システムにより作成し、電子メールで送信 契約金額500万円以上の場合 完成後10日以内に登録できるように工期内に送信し、監督員の確認を受けること</td></tr><tr><td>コリンズ(竣工時登録)登録内容確認書(写)</td><td>※</td><td>登録後速やかに</td><td>2</td><td>同上</td></tr><tr><td>再生資源利用実施書</td><td>※</td><td>完成時(工期内)</td><td>1</td><td>完成後10日以内に登録 COBRIS様式(紙)</td></tr><tr><td>再生資源利用促進実施書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上</td></tr><tr><td>マニフェスト管理台帳</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>原本を提示</td></tr><tr><td>建設廃棄物マニフェスト(A・D・E票)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>原本を提示</td></tr><tr><td>廃棄物処理委託先チェックシート(収集運搬・処分業者用)(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>廃棄物処分時の(優良認定業者を除く)委託業者への運搬・処分状況等確認</td></tr><tr><td>搬入土量及び搬出土量の伝票(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>土質改良プラントで発行されたもの、又は土量を示す根拠</td></tr><tr><td>安全書類</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>原本を提示 安全訓練、KY、新規入場者教育、建設機械・機器点検記録、災害防止協議会等</td></tr><tr><td>事故防止重点対策実施状況</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>特記仕様書に明示された事故防止重点対策</td></tr><tr><td>出来形管理表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>出来形管理基準等による出来形における段階確認を行う場合</td></tr><tr><td>出来形図</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>出来形数量を朱書きする</td></tr><tr><td>品質管理表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>品質管理基準等による</td></tr><tr><td>出荷証明書</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>現場での品質管理が困難な材料に限る (ミルシートも含む)</td></tr><tr><td>塗装管理記録</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>塗装工事で対象となる場合</td></tr><tr><td>水道管継手管理表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>水道管工事で対象となる場合</td></tr><tr><td>給水切替一覧表</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上</td></tr><tr><td>給水台帳</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>同上</td></tr></table>	表-I.8.4 提出書類一覧表 (完成時)					書類名	要否	提出時期	部数	備考	工事完成届	○	完成時(工期内)	1	※社印要	コリンズ(竣工時登録)登録内容確認のためのお願い(写)	※	同上	2	CORINS入力システムにより作成し、電子メールで送信 契約金額500万円以上の場合 完成後10日以内に登録できるように工期内に送信し、監督員の確認を受けること	コリンズ(竣工時登録)登録内容確認書(写)	※	登録後速やかに	2	同上	再生資源利用実施書	※	完成時(工期内)	1	完成後10日以内に登録 COBRIS様式(紙)	再生資源利用促進実施書	※	同上	1	同上	マニフェスト管理台帳	※	同上	1	原本を提示	建設廃棄物マニフェスト(A・D・E票)	※	同上	1	原本を提示	廃棄物処理委託先チェックシート(収集運搬・処分業者用)(写)	※	同上	1	廃棄物処分時の(優良認定業者を除く)委託業者への運搬・処分状況等確認	搬入土量及び搬出土量の伝票(写)	※	同上	1	土質改良プラントで発行されたもの、又は土量を示す根拠	安全書類	※	同上	1	原本を提示 安全訓練、KY、新規入場者教育、建設機械・機器点検記録、災害防止協議会等	事故防止重点対策実施状況	※	同上	1	特記仕様書に明示された事故防止重点対策	出来形管理表	※	同上	1	出来形管理基準等による出来形における段階確認を行う場合	出来形図	※	同上	1	出来形数量を朱書きする	品質管理表	※	同上	1	品質管理基準等による	出荷証明書	※	同上	1	現場での品質管理が困難な材料に限る (ミルシートも含む)	塗装管理記録	※	同上	1	塗装工事で対象となる場合	水道管継手管理表	※	同上	1	水道管工事で対象となる場合	給水切替一覧表	※	同上	1	同上	給水台帳	※	同上	1	同上	押印不要を明記 取扱いの修正を反映 CREDAS⇒COBRIS 記載修正 D票提示不要のため、削除 伝票が無い場合の取扱いを明記 字句の修正 記載の修正 記載の修正
表-I.8.4 提出書類一覧表 (完成時)																																																																																																																																																																																																																					
書類名	要否	提出時期	部数	備考																																																																																																																																																																																																																	
完成届	○	完成時(工期内)	1	※社印要																																																																																																																																																																																																																	
コリンズ(竣工時登録)登録内容確認のためのお願い(写)	※	同上	2	CORINS入力システムによる契約金額500万円以上の場合 契約後10日以内に登録できるように工期内に提出すること																																																																																																																																																																																																																	
コリンズ(竣工時登録)登録内容確認書(写)	※	登録後速やかに	2	同上																																																																																																																																																																																																																	
再生資源利用実施書	※	完成時(工期内)	1	CREDAS様式(紙)																																																																																																																																																																																																																	
再生資源利用促進実施書	※	同上	1	同上																																																																																																																																																																																																																	
マニフェスト管理台帳	※	同上	1	原本を提示																																																																																																																																																																																																																	
建設廃棄物マニフェスト(A・D・E票)	※	同上	1	原本を提示																																																																																																																																																																																																																	
廃棄物処理委託先チェックシート(収集運搬・処分業者用)(写)	※	同上	1	廃棄物処分時の(優良認定業者を除く)委託業者への運搬・処分状況等確認																																																																																																																																																																																																																	
搬入土量及び搬出土量の伝票(写)	※	同上	1	土質改良プラントで発行されたもの																																																																																																																																																																																																																	
安全書類	※	同上	1	原本を提示 安全訓練、KY、新規入場、機器点検記録 災害防止協議会等																																																																																																																																																																																																																	
事故防止重点対策実施状況	※	同上	1	特記仕様書に明示された事故防止重点対策																																																																																																																																																																																																																	
出来形管理表	※	同上	1	出来形における段階確認を行う場合																																																																																																																																																																																																																	
出来形図	※	同上	1	出来形数量を朱書きする																																																																																																																																																																																																																	
品質管理表	※	同上	1	現場での品質管理が困難な材料に限る (ミルシートも含む)																																																																																																																																																																																																																	
出荷証明書	※	同上	1	同上																																																																																																																																																																																																																	
塗装管理記録	※	同上	1	塗装工事で対象となる場合																																																																																																																																																																																																																	
水道管継手管理表	※	同上	1	水道管工事で対象となる場合																																																																																																																																																																																																																	
給水切替一覧表	※	同上	1	同上																																																																																																																																																																																																																	
給水台帳	※	同上	1	同上																																																																																																																																																																																																																	
表-I.8.4 提出書類一覧表 (完成時)																																																																																																																																																																																																																					
書類名	要否	提出時期	部数	備考																																																																																																																																																																																																																	
工事完成届	○	完成時(工期内)	1	※社印要																																																																																																																																																																																																																	
コリンズ(竣工時登録)登録内容確認のためのお願い(写)	※	同上	2	CORINS入力システムにより作成し、電子メールで送信 契約金額500万円以上の場合 完成後10日以内に登録できるように工期内に送信し、監督員の確認を受けること																																																																																																																																																																																																																	
コリンズ(竣工時登録)登録内容確認書(写)	※	登録後速やかに	2	同上																																																																																																																																																																																																																	
再生資源利用実施書	※	完成時(工期内)	1	完成後10日以内に登録 COBRIS様式(紙)																																																																																																																																																																																																																	
再生資源利用促進実施書	※	同上	1	同上																																																																																																																																																																																																																	
マニフェスト管理台帳	※	同上	1	原本を提示																																																																																																																																																																																																																	
建設廃棄物マニフェスト(A・D・E票)	※	同上	1	原本を提示																																																																																																																																																																																																																	
廃棄物処理委託先チェックシート(収集運搬・処分業者用)(写)	※	同上	1	廃棄物処分時の(優良認定業者を除く)委託業者への運搬・処分状況等確認																																																																																																																																																																																																																	
搬入土量及び搬出土量の伝票(写)	※	同上	1	土質改良プラントで発行されたもの、又は土量を示す根拠																																																																																																																																																																																																																	
安全書類	※	同上	1	原本を提示 安全訓練、KY、新規入場者教育、建設機械・機器点検記録、災害防止協議会等																																																																																																																																																																																																																	
事故防止重点対策実施状況	※	同上	1	特記仕様書に明示された事故防止重点対策																																																																																																																																																																																																																	
出来形管理表	※	同上	1	出来形管理基準等による出来形における段階確認を行う場合																																																																																																																																																																																																																	
出来形図	※	同上	1	出来形数量を朱書きする																																																																																																																																																																																																																	
品質管理表	※	同上	1	品質管理基準等による																																																																																																																																																																																																																	
出荷証明書	※	同上	1	現場での品質管理が困難な材料に限る (ミルシートも含む)																																																																																																																																																																																																																	
塗装管理記録	※	同上	1	塗装工事で対象となる場合																																																																																																																																																																																																																	
水道管継手管理表	※	同上	1	水道管工事で対象となる場合																																																																																																																																																																																																																	
給水切替一覧表	※	同上	1	同上																																																																																																																																																																																																																	
給水台帳	※	同上	1	同上																																																																																																																																																																																																																	

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前				改訂後				改訂の趣旨又は理由																																																																	
I 総則																																																																										
8 提出書類																																																																										
8.4 完成時の提出書類																																																																										
<table><tr><td>実施工程表(実績)</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>計画時の実施工程表に朱書きで記入 毎月、監督員の確認を受ける</td></tr><tr><td>工事打合せ一覧表</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>提出済みの工事打合せの一覧表 発議別に整理</td></tr><tr><td>工事写真</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>デジタルカメラによる撮影を標準 契約金額 500 万円以上は、原則として電子納品 (媒体はCD-R又はDVD-R)</td></tr></table>					実施工程表(実績)	○	同上	1	計画時の実施工程表に朱書きで記入 毎月、監督員の確認を受ける	工事打合せ一覧表	○	同上	1	提出済みの工事打合せの一覧表 発議別に整理	工事写真	○	同上	1	デジタルカメラによる撮影を標準 契約金額 500 万円以上は、原則として電子納品 (媒体はCD-R又はDVD-R)	<table><tr><th>書 類 名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>実施工程表(実績)</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>計画時の実施工程表に朱書きで記入 <u>毎月、監督員の確認を受ける</u></td></tr><tr><td>工事打合せ一覧表</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>提出済みの工事打合せの一覧表 <u>発議別に整理</u></td></tr><tr><td>工事写真</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>デジタルカメラによる撮影を標準 契約金額 500 万円以上は、原則として電子納品(媒体はCD-R又はDVD-R)</td></tr><tr><td>工事記録</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>着手日から完成日まで休日を含め毎日記入(ただし、準備日又は休日が続く場合は、まとめてもよい)</td></tr><tr><td>立入記録簿</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>警備日報(写)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>交通誘導員を使用した場合</td></tr><tr><td>社内検査実施報告書</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>施工図(電子データ)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>施工時に新たに図面を作成した場合 媒体はCD-R又はDVD-Rとす ファイル形式は、DWGを標準(監督員との協議によりPDF、XDW、JWW、SXF又はDXFも可)</td></tr><tr><td>施工図(原図)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>施工時に新たに手書き図面を作成した場合 詳細は監督員の指示による</td></tr></table>				書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考	実施工程表(実績)	○	同上	1	計画時の実施工程表に朱書きで記入 <u>毎月、監督員の確認を受ける</u>	工事打合せ一覧表	○	同上	1	提出済みの工事打合せの一覧表 <u>発議別に整理</u>	工事写真	○	同上	1	デジタルカメラによる撮影を標準 契約金額 500 万円以上は、原則として電子納品(媒体はCD-R又はDVD-R)	工事記録	○	同上	1	着手日から完成日まで休日を含め毎日記入(ただし、準備日又は休日が続く場合は、まとめてもよい)	立入記録簿	○	同上	1		警備日報(写)	※	同上	1	交通誘導員を使用した場合	社内検査実施報告書	○	同上	1		施工図(電子データ)	※	同上	1	施工時に新たに図面を作成した場合 媒体はCD-R又はDVD-Rとす ファイル形式は、DWGを標準(監督員との協議によりPDF、XDW、JWW、SXF又はDXFも可)	施工図(原図)	※	同上	1	施工時に新たに手書き図面を作成した場合 詳細は監督員の指示による	実績に毎月の監督員確認不要
実施工程表(実績)	○	同上	1	計画時の実施工程表に朱書きで記入 毎月、監督員の確認を受ける																																																																						
工事打合せ一覧表	○	同上	1	提出済みの工事打合せの一覧表 発議別に整理																																																																						
工事写真	○	同上	1	デジタルカメラによる撮影を標準 契約金額 500 万円以上は、原則として電子納品 (媒体はCD-R又はDVD-R)																																																																						
書 類 名	要否	提出時期	部数	備 考																																																																						
実施工程表(実績)	○	同上	1	計画時の実施工程表に朱書きで記入 <u>毎月、監督員の確認を受ける</u>																																																																						
工事打合せ一覧表	○	同上	1	提出済みの工事打合せの一覧表 <u>発議別に整理</u>																																																																						
工事写真	○	同上	1	デジタルカメラによる撮影を標準 契約金額 500 万円以上は、原則として電子納品(媒体はCD-R又はDVD-R)																																																																						
工事記録	○	同上	1	着手日から完成日まで休日を含め毎日記入(ただし、準備日又は休日が続く場合は、まとめてもよい)																																																																						
立入記録簿	○	同上	1																																																																							
警備日報(写)	※	同上	1	交通誘導員を使用した場合																																																																						
社内検査実施報告書	○	同上	1																																																																							
施工図(電子データ)	※	同上	1	施工時に新たに図面を作成した場合 媒体はCD-R又はDVD-Rとす ファイル形式は、DWGを標準(監督員との協議によりPDF、XDW、JWW、SXF又はDXFも可)																																																																						
施工図(原図)	※	同上	1	施工時に新たに手書き図面を作成した場合 詳細は監督員の指示による																																																																						
					字句の修正																																																																					
					字句の修正																																																																					
					当初⇒完成時に変更																																																																					

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前				改訂後				改訂の趣旨又は理由																																																																																										
I 総則																																																																																																			
8 提出書類																																																																																																			
8.4 完成時の提出書類																																																																																																			
<table><tr><td>施工図(製本)</td><td>※</td><td>同上</td><td>3</td><td>施工時に新たに図面を作成した場合 A1サイズ製本及びタイトル文字入りを標準。 (図面枚数が10枚以上の場合、10枚以下の場合は、A3サイズによる完成図書に添付でも可とする) 詳細は監督員の指示による</td></tr><tr><td>施工図(CADデータ)</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>媒体はCD-R又はDVD-Rとす ファイル形式は、DWGを標準(監督員との協議によりJWW、SXF又はDXFも可)</td></tr><tr><td>竣工図(原図)</td><td>※</td><td>同上</td><td>1</td><td>手書き図面の場合 詳細は監督員の指示による</td></tr><tr><td>竣工図(製本)</td><td>○</td><td>同上</td><td>3</td><td>A1サイズ製本及びタイトル文字入りを標準。 (図面枚数が10枚以上の場合、10枚以下の場合はA3サイズ) 詳細は監督員の指示による</td></tr><tr><td>完成図書</td><td>○</td><td>同上</td><td>3</td><td>黒表紙、金文字入り製本を標準 詳細は、監督員の指示による</td></tr><tr><td>完成図書(電子データ)</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>上記完成図書の内容において、データ(PDF、XDW等)があるもの 媒体はCD-R又はDVD-Rとする 詳細は、監督員の指示による</td></tr><tr><td>材料(機器)完成図</td><td>※</td><td>同上</td><td>3</td><td>完成図書に添付</td></tr><tr><td>取扱説明書</td><td>※</td><td>同上</td><td>3</td><td>対象となる機器等を納入した場合</td></tr><tr><td>CREDASデータ</td><td>※</td><td>検査後</td><td>1</td><td>媒体は電子データとする</td></tr><tr><td>各種保証書</td><td>※</td><td>引渡し(検査合格通知)後</td><td>1</td><td>対象となる機器、施工内容が有る場合 施工内容の場合は、3社連名による保証 ○：必須、※：対象となる場合に必要</td></tr></table>					施工図(製本)	※	同上	3	施工時に新たに図面を作成した場合 A1サイズ製本及びタイトル文字入りを標準。 (図面枚数が10枚以上の場合、10枚以下の場合は、A3サイズによる完成図書に添付でも可とする) 詳細は監督員の指示による	施工図(CADデータ)	○	同上	1	媒体はCD-R又はDVD-Rとす ファイル形式は、DWGを標準(監督員との協議によりJWW、SXF又はDXFも可)	竣工図(原図)	※	同上	1	手書き図面の場合 詳細は監督員の指示による	竣工図(製本)	○	同上	3	A1サイズ製本及びタイトル文字入りを標準。 (図面枚数が10枚以上の場合、10枚以下の場合はA3サイズ) 詳細は監督員の指示による	完成図書	○	同上	3	黒表紙、金文字入り製本を標準 詳細は、監督員の指示による	完成図書(電子データ)	○	同上	1	上記完成図書の内容において、データ(PDF、XDW等)があるもの 媒体はCD-R又はDVD-Rとする 詳細は、監督員の指示による	材料(機器)完成図	※	同上	3	完成図書に添付	取扱説明書	※	同上	3	対象となる機器等を納入した場合	CREDASデータ	※	検査後	1	媒体は電子データとする	各種保証書	※	引渡し(検査合格通知)後	1	対象となる機器、施工内容が有る場合 施工内容の場合は、3社連名による保証 ○：必須、※：対象となる場合に必要	<table><tr><th>書類名</th><th>要否</th><th>提出時期</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>竣工図(製本)</td><td>○</td><td>同上</td><td>3</td><td>A1サイズ製本及びタイトル文字入りを標準。(図面枚数が10枚以上の場合、10枚以下の場合はA3サイズ) 詳細は監督員の指示による</td></tr><tr><td>完成図書</td><td>○</td><td>同上</td><td>3</td><td>黒表紙、金文字入り製本を標準 詳細は、監督員の指示による</td></tr><tr><td>完成図書(電子データ)</td><td>○</td><td>同上</td><td>1</td><td>上記完成図書の内容において、データ(PDF、XDW等)があるもの 媒体はCD-R又はDVD-Rとする 詳細は、監督員の指示による</td></tr><tr><td>材料(機器)完成図</td><td>※</td><td>同上</td><td>3</td><td>完成図書に添付</td></tr><tr><td>取扱説明書</td><td>※</td><td>同上</td><td>3</td><td>対象となる機器等を納入した場合</td></tr><tr><td>CREDASデータ</td><td>※</td><td>検査後</td><td>1</td><td>紙提出したものを検査した後 媒体は電子データとする</td></tr><tr><td>各種保証書</td><td>※</td><td>引渡し(検査合格通知)後</td><td>1</td><td>対象となる機器、施工内容が有る場合 施工内容の場合は、3社連名による保証 ○：必須、※：対象となる場合に必要</td></tr></table>				書類名	要否	提出時期	部数	備考	竣工図(製本)	○	同上	3	A1サイズ製本及びタイトル文字入りを標準。(図面枚数が10枚以上の場合、10枚以下の場合はA3サイズ) 詳細は監督員の指示による	完成図書	○	同上	3	黒表紙、金文字入り製本を標準 詳細は、監督員の指示による	完成図書(電子データ)	○	同上	1	上記完成図書の内容において、データ(PDF、XDW等)があるもの 媒体はCD-R又はDVD-Rとする 詳細は、監督員の指示による	材料(機器)完成図	※	同上	3	完成図書に添付	取扱説明書	※	同上	3	対象となる機器等を納入した場合	CREDASデータ	※	検査後	1	紙提出したものを検査した後 媒体は電子データとする	各種保証書	※	引渡し(検査合格通知)後	1	対象となる機器、施工内容が有る場合 施工内容の場合は、3社連名による保証 ○：必須、※：対象となる場合に必要	完成時のCREDASデータはCOBRISシステム移行により不要のため、記載の削除
施工図(製本)	※	同上	3	施工時に新たに図面を作成した場合 A1サイズ製本及びタイトル文字入りを標準。 (図面枚数が10枚以上の場合、10枚以下の場合は、A3サイズによる完成図書に添付でも可とする) 詳細は監督員の指示による																																																																																															
施工図(CADデータ)	○	同上	1	媒体はCD-R又はDVD-Rとす ファイル形式は、DWGを標準(監督員との協議によりJWW、SXF又はDXFも可)																																																																																															
竣工図(原図)	※	同上	1	手書き図面の場合 詳細は監督員の指示による																																																																																															
竣工図(製本)	○	同上	3	A1サイズ製本及びタイトル文字入りを標準。 (図面枚数が10枚以上の場合、10枚以下の場合はA3サイズ) 詳細は監督員の指示による																																																																																															
完成図書	○	同上	3	黒表紙、金文字入り製本を標準 詳細は、監督員の指示による																																																																																															
完成図書(電子データ)	○	同上	1	上記完成図書の内容において、データ(PDF、XDW等)があるもの 媒体はCD-R又はDVD-Rとする 詳細は、監督員の指示による																																																																																															
材料(機器)完成図	※	同上	3	完成図書に添付																																																																																															
取扱説明書	※	同上	3	対象となる機器等を納入した場合																																																																																															
CREDASデータ	※	検査後	1	媒体は電子データとする																																																																																															
各種保証書	※	引渡し(検査合格通知)後	1	対象となる機器、施工内容が有る場合 施工内容の場合は、3社連名による保証 ○：必須、※：対象となる場合に必要																																																																																															
書類名	要否	提出時期	部数	備考																																																																																															
竣工図(製本)	○	同上	3	A1サイズ製本及びタイトル文字入りを標準。(図面枚数が10枚以上の場合、10枚以下の場合はA3サイズ) 詳細は監督員の指示による																																																																																															
完成図書	○	同上	3	黒表紙、金文字入り製本を標準 詳細は、監督員の指示による																																																																																															
完成図書(電子データ)	○	同上	1	上記完成図書の内容において、データ(PDF、XDW等)があるもの 媒体はCD-R又はDVD-Rとする 詳細は、監督員の指示による																																																																																															
材料(機器)完成図	※	同上	3	完成図書に添付																																																																																															
取扱説明書	※	同上	3	対象となる機器等を納入した場合																																																																																															
CREDASデータ	※	検査後	1	紙提出したものを検査した後 媒体は電子データとする																																																																																															
各種保証書	※	引渡し(検査合格通知)後	1	対象となる機器、施工内容が有る場合 施工内容の場合は、3社連名による保証 ○：必須、※：対象となる場合に必要																																																																																															
9 完成図書の作成方法																																																																																																			
(例1-9-1) 完成図書の文字入れの例 (図面) 〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇配水線、△△中継所) 〇〇〇〇〇〇完成図書(〇/〇) 平成〇年〇月 〇〇〇〇市上下水道局 株式会社〇〇〇〇					(例1-9-1) 完成図書の文字入れの例 (図面) 〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇配水線、△△中継所) 〇〇〇〇〇〇完成図書(〇/〇) 平成〇年〇月 〇〇〇〇市上下水道局 株式会社〇〇〇〇				完成年月のルールを明記																																																																																										
									発注者、受注者名記載ルールを明記																																																																																										

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																																																																																																																																																																																																
Ⅱ 機械設備工事編																																																																																																																																																																																																																																			
4 薬品注入設備																																																																																																																																																																																																																																			
4.3 希釈設備	5. 冷却器はプレート式とし、接液部材質は次のとおりとする。 JIS G4304若しくはG4305 SUS304 又は同等品	5. 冷却器はプレート式とし、接液部材質は次のとおりとする。 JIS G4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）若しくはG4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯） SUS304 又は同等品	JIS規格名を追記																																																																																																																																																																																																																																
12 配管・弁類																																																																																																																																																																																																																																			
12.2 配管材料 12.2.1 主配管	主配管（取水、導水、送水、配水、表洗、逆洗等のための配管で、浄水、原水又は浄水処理過程の水を流すためのもの）の管種及びその規格、仕様は「水道管工事標準仕様書」による。	主配管（取水、導水、送水、配水、表洗、逆洗等のための配管で、浄水、原水又は浄水処理過程の水を流すためのもの）の管種及びその規格、仕様は 管工事仕様書 による。	省略規定により、字句の修正																																																																																																																																																																																																																																
12.2.2 小口径配管等	<table><tr><th colspan="5">表Ⅱ-12.1 一般用配管の主要な規格</th></tr><tr><th rowspan="2">管 種</th><th colspan="3">規 格</th><th rowspan="2">主な用途</th></tr><tr><th>番 号</th><th>名 称</th><th>記号</th></tr><tr><td rowspan="24">鋼 管</td><td>JIS G3442</td><td>水配管用亜鉛めっき鋼管</td><td>SGPW</td><td>冷温水、冷却水、雑排水、通気、空調用排水</td></tr><tr><td>JIS G3452</td><td>配管用炭素鋼管</td><td>SGP(黒) SGP(白)</td><td>油、蒸気給気</td></tr><tr><td rowspan="5">JIS G3454</td><td rowspan="5">圧力配管用炭素鋼管</td><td>STPG370</td><td>冷温水、冷却水、蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒、消火、不活性ガス消火</td></tr><tr><td>Sch40(黒)</td><td>蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒</td></tr><tr><td>Sch80(黒)</td><td>高温水</td></tr><tr><td>Sch40(白)</td><td>冷温水、冷却水、消火</td></tr><tr><td>Sch80(白)</td><td>不活性ガス消火</td></tr><tr><td>JIS G3455</td><td>高圧配管用炭素鋼管</td><td>STS370</td><td></td></tr><tr><td>JIS G3460</td><td>低圧配管用鋼管</td><td>STPL380</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">JWWA K116</td><td rowspan="4">水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>SGP-VA</td><td>冷却水、給水</td></tr><tr><td>SGP-VB</td><td>給水（外面亜鉛めっき）</td></tr><tr><td>SGP-VD</td><td>給水（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-FVA</td><td>冷却水、給水</td></tr><tr><td rowspan="4">WSP 011</td><td rowspan="4">フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>SGP-FVB</td><td>給水（外面亜鉛めっき）</td></tr><tr><td>SGP-FVD</td><td>給水（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-HVA</td><td>冷温水、給湯</td></tr><tr><td>SGP-H-FCA</td><td>冷温水</td></tr><tr><td>WSP 042</td><td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td></td><td>汚水、雑排水、雨水、通気</td></tr><tr><td rowspan="2">JWWA K140</td><td rowspan="2">水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>SGP-H-FVA</td><td>冷温水</td></tr><tr><td>SGP-H-FCA</td><td>冷温水</td></tr><tr><td>WSP 054</td><td>フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">JWWA K132</td><td rowspan="4">水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td><td>SGP-PA</td><td>冷却水、給水</td></tr><tr><td>SGP-PB</td><td>給水（外面亜鉛めっき）</td></tr><tr><td>SGP-PD</td><td>給水（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-FPA</td><td>冷却水、給水</td></tr><tr><td rowspan="4">WSP 039</td><td rowspan="4">フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td><td>SGP-FPB</td><td>給水（外面亜鉛めっき）</td></tr><tr><td>SGP-FPD</td><td>給水（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-VS</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td>STPG370VS</td><td>消火</td></tr><tr><td rowspan="2">WSP 041</td><td rowspan="2">消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管</td><td>Sch40(白)</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-PS</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td rowspan="4">WSP 044</td><td rowspan="4">消火用ポリエチレン外面被覆鋼管</td><td>STPG370PS</td><td>消火</td></tr><tr><td>Sch40(白)</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-PS</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td>STPG370PS</td><td>消火</td></tr></table>	表Ⅱ-12.1 一般用配管の主要な規格					管 種	規 格			主な用途	番 号	名 称	記号	鋼 管	JIS G3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	SGPW	冷温水、冷却水、雑排水、通気、空調用排水	JIS G3452	配管用炭素鋼管	SGP(黒) SGP(白)	油、蒸気給気	JIS G3454	圧力配管用炭素鋼管	STPG370	冷温水、冷却水、蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒、消火、不活性ガス消火	Sch40(黒)	蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒	Sch80(黒)	高温水	Sch40(白)	冷温水、冷却水、消火	Sch80(白)	不活性ガス消火	JIS G3455	高圧配管用炭素鋼管	STS370		JIS G3460	低圧配管用鋼管	STPL380		JWWA K116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA	冷却水、給水	SGP-VB	給水（外面亜鉛めっき）	SGP-VD	給水（地中埋設）	SGP-FVA	冷却水、給水	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVB	給水（外面亜鉛めっき）	SGP-FVD	給水（地中埋設）	SGP-HVA	冷温水、給湯	SGP-H-FCA	冷温水	WSP 042	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		汚水、雑排水、雨水、通気	JWWA K140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-H-FVA	冷温水	SGP-H-FCA	冷温水	WSP 054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管			JWWA K132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA	冷却水、給水	SGP-PB	給水（外面亜鉛めっき）	SGP-PD	給水（地中埋設）	SGP-FPA	冷却水、給水	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPB	給水（外面亜鉛めっき）	SGP-FPD	給水（地中埋設）	SGP-VS	消火（地中埋設）	STPG370VS	消火	WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	Sch40(白)	消火（地中埋設）	SGP-PS	消火（地中埋設）	WSP 044	消火用ポリエチレン外面被覆鋼管	STPG370PS	消火	Sch40(白)	消火（地中埋設）	SGP-PS	消火（地中埋設）	STPG370PS	消火	<table><tr><th colspan="5">表Ⅱ-12.1 一般用配管の主要な規格</th></tr><tr><th rowspan="2">管 種</th><th colspan="3">規 格</th><th rowspan="2">主な用途</th></tr><tr><th>番 号</th><th>名 称</th><th>記号</th></tr><tr><td rowspan="24">鋼 管</td><td>JIS G3442</td><td>水配管用亜鉛めっき鋼管</td><td>SGPW</td><td>冷温水、冷却水、雑排水、通気、空調用排水</td></tr><tr><td>JIS G3452</td><td>配管用炭素鋼管</td><td>SGP(黒) SGP(白)</td><td>油、蒸気給気</td></tr><tr><td rowspan="5">JIS G3454</td><td rowspan="5">圧力配管用炭素鋼管</td><td>STPG370</td><td>冷温水、冷却水、蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒、消火、不活性ガス消火</td></tr><tr><td>Sch40(黒)</td><td>蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒</td></tr><tr><td>Sch80(黒)</td><td>高温水</td></tr><tr><td>Sch40(白)</td><td>冷温水、冷却水、消火</td></tr><tr><td>Sch80(白)</td><td>不活性ガス消火</td></tr><tr><td>JIS G3455</td><td>高圧配管用炭素鋼管</td><td>STS370</td><td></td></tr><tr><td>JIS G3460</td><td>低圧配管用鋼管</td><td>STPL380</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">JWWA K116</td><td rowspan="4">水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>SGP-VA</td><td>冷却水、給水</td></tr><tr><td>SGP-VB</td><td>給水（外面亜鉛めっき）</td></tr><tr><td>SGP-VD</td><td>給水（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-FVA</td><td>冷却水、給水</td></tr><tr><td rowspan="4">WSP 011</td><td rowspan="4">フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>SGP-FVB</td><td>給水（外面亜鉛めっき）</td></tr><tr><td>SGP-FVD</td><td>給水（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-HVA</td><td>冷温水、給湯</td></tr><tr><td>SGP-H-FCA</td><td>冷温水</td></tr><tr><td>WSP 042</td><td>排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td></td><td>汚水、雑排水、雨水、通気</td></tr><tr><td rowspan="2">JWWA K140</td><td rowspan="2">水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>SGP-H-FVA</td><td>冷温水</td></tr><tr><td>SGP-H-FCA</td><td>冷温水</td></tr><tr><td>WSP 054</td><td>フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">JWWA K132</td><td rowspan="4">水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td><td>SGP-PA</td><td>冷却水、給水</td></tr><tr><td>SGP-PB</td><td>給水（外面亜鉛めっき）</td></tr><tr><td>SGP-PD</td><td>給水（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-FPA</td><td>冷却水、給水</td></tr><tr><td rowspan="4">WSP 039</td><td rowspan="4">フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管</td><td>SGP-FPB</td><td>給水（外面亜鉛めっき）</td></tr><tr><td>SGP-FPD</td><td>給水（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-VS</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td>STPG370VS</td><td>消火</td></tr><tr><td rowspan="2">WSP 041</td><td rowspan="2">消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管</td><td>Sch40(白)</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-PS</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td rowspan="4">WSP 044</td><td rowspan="4">消火用ポリエチレン外面被覆鋼管</td><td>STPG370PS</td><td>消火</td></tr><tr><td>Sch40(白)</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td>SGP-PS</td><td>消火（地中埋設）</td></tr><tr><td>STPG370PS</td><td>消火</td></tr></table>	表Ⅱ-12.1 一般用配管の主要な規格					管 種	規 格			主な用途	番 号	名 称	記号	鋼 管	JIS G3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	SGPW	冷温水、冷却水、雑排水、通気、空調用排水	JIS G3452	配管用炭素鋼管	SGP(黒) SGP(白)	油、蒸気給気	JIS G3454	圧力配管用炭素鋼管	STPG370	冷温水、冷却水、蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒、消火、不活性ガス消火	Sch40(黒)	蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒	Sch80(黒)	高温水	Sch40(白)	冷温水、冷却水、消火	Sch80(白)	不活性ガス消火	JIS G3455	高圧配管用炭素鋼管	STS370		JIS G3460	低圧配管用鋼管	STPL380		JWWA K116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA	冷却水、給水	SGP-VB	給水（外面亜鉛めっき）	SGP-VD	給水（地中埋設）	SGP-FVA	冷却水、給水	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVB	給水（外面亜鉛めっき）	SGP-FVD	給水（地中埋設）	SGP-HVA	冷温水、給湯	SGP-H-FCA	冷温水	WSP 042	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		汚水、雑排水、雨水、通気	JWWA K140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-H-FVA	冷温水	SGP-H-FCA	冷温水	WSP 054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管			JWWA K132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA	冷却水、給水	SGP-PB	給水（外面亜鉛めっき）	SGP-PD	給水（地中埋設）	SGP-FPA	冷却水、給水	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPB	給水（外面亜鉛めっき）	SGP-FPD	給水（地中埋設）	SGP-VS	消火（地中埋設）	STPG370VS	消火	WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	Sch40(白)	消火（地中埋設）	SGP-PS	消火（地中埋設）	WSP 044	消火用ポリエチレン外面被覆鋼管	STPG370PS	消火	Sch40(白)	消火（地中埋設）	SGP-PS	消火（地中埋設）	STPG370PS	消火	JIS規格名称錯誤修正
表Ⅱ-12.1 一般用配管の主要な規格																																																																																																																																																																																																																																			
管 種	規 格			主な用途																																																																																																																																																																																																																															
	番 号	名 称	記号																																																																																																																																																																																																																																
鋼 管	JIS G3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	SGPW	冷温水、冷却水、雑排水、通気、空調用排水																																																																																																																																																																																																																															
	JIS G3452	配管用炭素鋼管	SGP(黒) SGP(白)	油、蒸気給気																																																																																																																																																																																																																															
	JIS G3454	圧力配管用炭素鋼管	STPG370	冷温水、冷却水、蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒、消火、不活性ガス消火																																																																																																																																																																																																																															
			Sch40(黒)	蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒																																																																																																																																																																																																																															
			Sch80(黒)	高温水																																																																																																																																																																																																																															
			Sch40(白)	冷温水、冷却水、消火																																																																																																																																																																																																																															
			Sch80(白)	不活性ガス消火																																																																																																																																																																																																																															
	JIS G3455	高圧配管用炭素鋼管	STS370																																																																																																																																																																																																																																
	JIS G3460	低圧配管用鋼管	STPL380																																																																																																																																																																																																																																
	JWWA K116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA	冷却水、給水																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-VB	給水（外面亜鉛めっき）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-VD	給水（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-FVA	冷却水、給水																																																																																																																																																																																																																															
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVB	給水（外面亜鉛めっき）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-FVD	給水（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-HVA	冷温水、給湯																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-H-FCA	冷温水																																																																																																																																																																																																																															
	WSP 042	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		汚水、雑排水、雨水、通気																																																																																																																																																																																																																															
	JWWA K140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-H-FVA	冷温水																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-H-FCA	冷温水																																																																																																																																																																																																																															
	WSP 054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管																																																																																																																																																																																																																																	
	JWWA K132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA	冷却水、給水																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-PB	給水（外面亜鉛めっき）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-PD	給水（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																															
SGP-FPA			冷却水、給水																																																																																																																																																																																																																																
WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPB	給水（外面亜鉛めっき）																																																																																																																																																																																																																																
		SGP-FPD	給水（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		SGP-VS	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		STPG370VS	消火																																																																																																																																																																																																																																
WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	Sch40(白)	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		SGP-PS	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
WSP 044	消火用ポリエチレン外面被覆鋼管	STPG370PS	消火																																																																																																																																																																																																																																
		Sch40(白)	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		SGP-PS	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		STPG370PS	消火																																																																																																																																																																																																																																
表Ⅱ-12.1 一般用配管の主要な規格																																																																																																																																																																																																																																			
管 種	規 格			主な用途																																																																																																																																																																																																																															
	番 号	名 称	記号																																																																																																																																																																																																																																
鋼 管	JIS G3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	SGPW	冷温水、冷却水、雑排水、通気、空調用排水																																																																																																																																																																																																																															
	JIS G3452	配管用炭素鋼管	SGP(黒) SGP(白)	油、蒸気給気																																																																																																																																																																																																																															
	JIS G3454	圧力配管用炭素鋼管	STPG370	冷温水、冷却水、蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒、消火、不活性ガス消火																																																																																																																																																																																																																															
			Sch40(黒)	蒸気給気、蒸気連、高温水、冷媒																																																																																																																																																																																																																															
			Sch80(黒)	高温水																																																																																																																																																																																																																															
			Sch40(白)	冷温水、冷却水、消火																																																																																																																																																																																																																															
			Sch80(白)	不活性ガス消火																																																																																																																																																																																																																															
	JIS G3455	高圧配管用炭素鋼管	STS370																																																																																																																																																																																																																																
	JIS G3460	低圧配管用鋼管	STPL380																																																																																																																																																																																																																																
	JWWA K116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA	冷却水、給水																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-VB	給水（外面亜鉛めっき）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-VD	給水（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-FVA	冷却水、給水																																																																																																																																																																																																																															
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVB	給水（外面亜鉛めっき）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-FVD	給水（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-HVA	冷温水、給湯																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-H-FCA	冷温水																																																																																																																																																																																																																															
	WSP 042	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		汚水、雑排水、雨水、通気																																																																																																																																																																																																																															
	JWWA K140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-H-FVA	冷温水																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-H-FCA	冷温水																																																																																																																																																																																																																															
	WSP 054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管																																																																																																																																																																																																																																	
	JWWA K132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA	冷却水、給水																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-PB	給水（外面亜鉛めっき）																																																																																																																																																																																																																															
			SGP-PD	給水（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																															
SGP-FPA			冷却水、給水																																																																																																																																																																																																																																
WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPB	給水（外面亜鉛めっき）																																																																																																																																																																																																																																
		SGP-FPD	給水（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		SGP-VS	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		STPG370VS	消火																																																																																																																																																																																																																																
WSP 041	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	Sch40(白)	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		SGP-PS	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
WSP 044	消火用ポリエチレン外面被覆鋼管	STPG370PS	消火																																																																																																																																																																																																																																
		Sch40(白)	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		SGP-PS	消火（地中埋設）																																																																																																																																																																																																																																
		STPG370PS	消火																																																																																																																																																																																																																																

項目

改訂前

改訂後

改訂の趣旨又は理由

Ⅱ 機械設備工事編

12 配管・弁類

12.2 配管材料

12.2.2 小口径配管等

管 種	規 格			主 要 用 途	
	番 号	名 称	記号		
鋼 管	コ ー ティ ン グ 鋼 管	KSP G32	排水用タールエポキシ塗装鋼管	汚水、雑排水、雨水、通気	
		――	ナイロンコーティング鋼管	NCP	給水
		――	――	――	汚水、雑排水、雨水、通気
	ス テ ン レ ス 鋼 管	JIS G3448	排水用塩化ビニルコーティング (JIS G3452 配管用炭素鋼鋼管に規定する黒管の内面に最小被膜厚さ 0.2mm 以上の塩化ビニル樹脂をコーティングしたものとし、塗膜はビニール管集のもの)	――	冷温水、冷却水、蒸気、給水、給湯
		JIS G3459	配管用ステンレス鋼管	SUS316TP	冷温水、冷却水、給水、給湯
		JIS G3468	配管用溶接大径ステンレス鋼管	――	冷温水、冷却水
		JWWA G115	水道用ステンレス鋼管	――	給水、給湯
		JWWA G119	水道用炭素ステンレス鋼管	――	給水、給湯
	鉄 鋼 管	JIS G5525	排水用鉄鋼管	――	汚水、雑排水、雨水、通気
		銅 管	JIS H3300	銅及び銅合金の継目無管	硬質 (M)
JIS H3330	外面被覆銅管		――	給水、給湯	
JWWA H101	水道用銅管		――	給水、給湯	
――	保温付被覆銅管 (硬質又は軟質は、JIS H3300 による。)		硬質又は軟質	冷媒、給水、給湯	
樹 脂 管	ビ ニ ル 管	JIS K6741	硬質塩化ビニル管	VU-VP	汚水、雑排水、雨水、通気 (VUは屋外埋設)
		JIS K6742	水道用硬質塩化ビニル管	HVP	給水
		JWWA K127	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管	I 形・II 形	給水
		JWWA K129	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管	I 形・II 形	給水
	ポ リ エ テ ィ ン 管	JIS K6782	水道用ポリエチレン二層管	――	給水
		JIS K6789	架橋ポリエチレン管	――	冷温水、給水、給湯
		JIS K6787	水道用架橋ポリエチレン管	――	給水
		JWWA K144	水道配水用ポリエチレン管 (高密度)	――	給水
	ポ リ プ ロ プ ィ ン 管	JIS K6778	ポリブテン管	――	給水、給湯
		JIS K6792	水道用ポリブテン管	――	給水
		AS58	排水用リサイクル硬質塩化ビニル管	REP-VU	汚水、雑排水、雨水、通気 (屋外埋設)
		AS59	建物排水用リサイクル発泡三層硬質ビニル管	RF-VP	汚水、雑排水、雨水、通気
リ ン グ 管	コンクリート管	JIS A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (1 型水路用連心鉄筋コンクリート管)	外圧管 1 種の B 形	汚水、雑排水、雨水、通気 (屋外埋設)

(注) (1) JIS 規格品は、JIS マーク表示品とする。JWWA 規格品は、JWWA(水)マーク表示品とする。
(2) 規格に無い配管の材料、製造方法、品質等は、JIS 又は JWWA に準ずるものとする。

管 種	規 格	主 要 用 途				
	番 号	名 称	記号			
鋼 管	コ ー ティ ン グ 鋼 管	WSP G32	排水用タールエポキシ塗装鋼管	――	汚水、雑排水、雨水、通気	
		――	ナイロンコーティング鋼管	NCP	給水	
		――	排水用塩化ビニルコーティング (JIS G3452 配管用炭素鋼鋼管に規定する黒管の内面に最小被膜厚さ 0.2mm 以上の塩化ビニル樹脂をコーティングしたものとし、塗膜はビニール管集のもの)	――	汚水、雑排水、雨水、通気	
	ス テ ン レ ス 鋼 管	JIS G3448	一般配管用ステンレス鋼管	SUS304TP	冷温水、冷却水、蒸気、給水、給湯	
		JIS G3459	配管用ステンレス鋼管	SUS316TP	冷温水、冷却水、給水、給湯	
鉄 鋼 管		JIS G3468	配管用溶接大径ステンレス鋼管	――	冷温水、冷却水	
		JWWA G115	水道用ステンレス鋼管	――	給水、給湯	
		JWWA G119	水道用炭素ステンレス鋼管	――	給水、給湯	
		――	排水用鉄鋼管	――	汚水、雑排水、雨水、通気	
		――	――	――	給水	
樹 脂 管	ビ ニ ル 管	JIS H3300	銅及び銅合金の継目無管	硬質 (M)	冷温水、冷媒、給水、給湯	
		JIS H3330	外面被覆銅管	――	給湯	
		JWWA H101	水道用銅管	――	給水、給湯	
		――	保温付被覆銅管 (原管は、JIS H3300 による。)	硬質又は軟質	冷媒、給水、給湯	
	ポ リ エ テ ィ ン 管	JIS K6741	硬質ポリ塩化ビニル管	VU-VP	汚水、雑排水、雨水、通気 (VUは屋外埋設)	
		JIS K6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	HVP	給水	
		JWWA K127	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管	I 形・II 形	給水	
		JWWA K129	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管	I 形・II 形	給水	
	ポ リ プ ロ プ ィ ン 管	JIS K6778	ポリブテン管	――	給水、給湯	
		JIS K6792	水道用ポリブテン管	――	給水	
		AS58	排水用リサイクル硬質塩化ビニル管	REP-VU	汚水、雑排水、雨水、通気 (屋外埋設)	
		JIS K9798	建物排水用リサイクル発泡三層硬質ビニル管	RF-VP	汚水、雑排水、雨水、通気	
		AS62	下水道用リサイクル三層硬質ビニル管	RS-VU	汚水、雑排水、雨水、通気 (屋外埋設)	
コンクリート管	JIS A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (1 型水路用連心鉄筋コンクリート管)	外圧管 1 種の B 形	排水		

(注) (1) JIS 規格品は、JIS マーク表示品とする。JWWA 規格品は、JWWA(水)マーク表示品とする。
(2) 規格に無い配管の材料、製造方法、品質等は、JIS 又は JWWA に準ずるものとする。

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

JIS規格名称錯誤修正

J

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																																																																																																																																																																					
Ⅱ 機械設備工事編																																																																																																																																																																																																								
12 配管・弁類																																																																																																																																																																																																								
12.3 配管継手、接合	<table><tr><th colspan="4">表Ⅱ-12.2 一般用配管等の主要な継手・接合の規格</th></tr><tr><th rowspan="2">管 種</th><th colspan="2">規 格</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>番 号</th><th>名 称</th></tr><tr><td rowspan="19">鋼管継手</td><td>JIS B2220</td><td>鋼製管フランジ</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2239</td><td>鋳鉄製管フランジ</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2301</td><td>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2302</td><td>ねじ込み式鋼管製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2303</td><td>ねじ込み式排水管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2311</td><td>一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2312</td><td>配管用鋼製突合せ溶接式管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2313</td><td>配管用鋼板製突合せ溶接式管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2316</td><td>配管用鋼製差込み溶接式管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B8602</td><td>冷媒用管フランジ</td><td></td></tr><tr><td>JPF MP004</td><td>圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの</td></tr><tr><td>JPF MP006</td><td>ハウジング形管継手</td><td>消火用に使用可</td></tr><tr><td>JPF MP009</td><td>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管フランジ</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JPF NP003</td><td>圧力配管用バイブニップル</td><td></td></tr><tr><td>MDJ002</td><td>排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)</td><td>クッションパッキン付を含む</td></tr><tr><td rowspan="5">埋みライニング鋼管及びポリ粉体鋼管継手</td><td>JPF MP003</td><td>水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手</td><td></td></tr><tr><td>JPF MP008</td><td>水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ</td><td></td></tr><tr><td>JPF NP001</td><td>管端防食管継手用バイブニップル</td><td></td></tr><tr><td>JWWA K150</td><td>水道用ライニング鋼管用管端防食形継手</td><td></td></tr><tr><td>MDJ002</td><td>排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)</td><td>クッションパッキン付を含む</td></tr><tr><td rowspan="3">耐熱性ライニング鋼管継手</td><td>WSP011</td><td>フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>エルボ、チーズ、レギュラー</td></tr><tr><td>WSP039</td><td>フランジ付ポリマエチレン粉体ライニング鋼管</td><td></td></tr><tr><td>JPF MP005</td><td>耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">外面被覆鋼管継手</td><td>JPF MP011</td><td>耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ</td><td></td></tr><tr><td>JWWA K141</td><td>水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手</td><td></td></tr><tr><td>WSP054</td><td>フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管</td><td>エルボ、チーズ、レギュラー</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>JIS B2301</td><td>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの</td></tr><tr><td>JPF MP004</td><td>圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの</td></tr></table>	表Ⅱ-12.2 一般用配管等の主要な継手・接合の規格				管 種	規 格		備 考	番 号	名 称	鋼管継手	JIS B2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2239	鋳鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの	JIS B2302	ねじ込み式鋼管製管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2303	ねじ込み式排水管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B8602	冷媒用管フランジ		JPF MP004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの	JPF MP006	ハウジング形管継手	消火用に使用可	JPF MP009	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの	JPF NP003	圧力配管用バイブニップル		MDJ002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	クッションパッキン付を含む	埋みライニング鋼管及びポリ粉体鋼管継手	JPF MP003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手		JPF MP008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ		JPF NP001	管端防食管継手用バイブニップル		JWWA K150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手		MDJ002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	クッションパッキン付を含む	耐熱性ライニング鋼管継手	WSP011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュラー	WSP039	フランジ付ポリマエチレン粉体ライニング鋼管		JPF MP005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手		外面被覆鋼管継手	JPF MP011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ		JWWA K141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手		WSP054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュラー		JIS B2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの	JPF MP004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの	<table><tr><th colspan="4">表Ⅱ-12.3 一般用配管等の主要な継手・接合の規格</th></tr><tr><th rowspan="2">管 種</th><th colspan="2">規 格</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>番 号</th><th>名 称</th></tr><tr><td rowspan="19">鋼管継手</td><td>JIS B2220</td><td>鋼製管フランジ</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2239</td><td>鋳鉄製管フランジ</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2301</td><td>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2302</td><td>ねじ込み式鋼管製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>二</td><td>ねじ込み式排水管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2311</td><td>一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2312</td><td>配管用鋼製突合せ溶接式管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2313</td><td>配管用鋼板製突合せ溶接式管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B2316</td><td>配管用鋼製差込み溶接式管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JIS B8602</td><td>冷媒用管フランジ</td><td></td></tr><tr><td>JPF MP004</td><td>圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの</td></tr><tr><td>JPF MP006</td><td>ハウジング形管継手</td><td>消火用に使用可</td></tr><tr><td>二</td><td>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管フランジ</td><td>亜鉛めっきを施したものの</td></tr><tr><td>JPF NP003</td><td>圧力配管用バイブニップル</td><td></td></tr><tr><td>JPF MDJ002</td><td>排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)</td><td>クッションパッキン付を含む</td></tr><tr><td rowspan="5">埋みライニング鋼管及びポリ粉体鋼管継手</td><td>JPF MP003</td><td>水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手</td><td></td></tr><tr><td>JPF MP008</td><td>水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ</td><td></td></tr><tr><td>JPF NP001</td><td>管端防食管継手用バイブニップル</td><td></td></tr><tr><td>JWWA K150</td><td>水道用ライニング鋼管用管端防食形継手</td><td></td></tr><tr><td>JPF MDJ002</td><td>排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)</td><td>クッションパッキン付を含む</td></tr><tr><td rowspan="5">耐熱性ライニング鋼管継手</td><td>WSP011</td><td>フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管</td><td>エルボ、チーズ、レギュラー</td></tr><tr><td>WSP039</td><td>フランジ付ポリマエチレン粉体ライニング鋼管</td><td></td></tr><tr><td>JPF MP005</td><td>耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手</td><td></td></tr><tr><td>JPF MP011</td><td>耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ</td><td></td></tr><tr><td>JWWA K141</td><td>水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">外面被覆鋼管継手</td><td>WSP054</td><td>フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管</td><td>エルボ、チーズ、レギュラー</td></tr><tr><td>JIS B2301</td><td>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの</td></tr><tr><td>JPF MP004</td><td>圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手</td><td>亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの</td></tr></table>	表Ⅱ-12.3 一般用配管等の主要な継手・接合の規格				管 種	規 格		備 考	番 号	名 称	鋼管継手	JIS B2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2239	鋳鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの	JIS B2302	ねじ込み式鋼管製管継手	亜鉛めっきを施したものの	二	ねじ込み式排水管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの	JIS B8602	冷媒用管フランジ		JPF MP004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの	JPF MP006	ハウジング形管継手	消火用に使用可	二	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの	JPF NP003	圧力配管用バイブニップル		JPF MDJ002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	クッションパッキン付を含む	埋みライニング鋼管及びポリ粉体鋼管継手	JPF MP003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手		JPF MP008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ		JPF NP001	管端防食管継手用バイブニップル		JWWA K150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手		JPF MDJ002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	クッションパッキン付を含む	耐熱性ライニング鋼管継手	WSP011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュラー	WSP039	フランジ付ポリマエチレン粉体ライニング鋼管		JPF MP005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手		JPF MP011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ		JWWA K141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手		外面被覆鋼管継手	WSP054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュラー	JIS B2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの	JPF MP004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの	JIS規格番号無いため、削除 <
表Ⅱ-12.2 一般用配管等の主要な継手・接合の規格																																																																																																																																																																																																								
管 種	規 格		備 考																																																																																																																																																																																																					
	番 号	名 称																																																																																																																																																																																																						
鋼管継手	JIS B2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2239	鋳鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2302	ねじ込み式鋼管製管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2303	ねじ込み式排水管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B8602	冷媒用管フランジ																																																																																																																																																																																																						
	JPF MP004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JPF MP006	ハウジング形管継手	消火用に使用可																																																																																																																																																																																																					
	JPF MP009	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JPF NP003	圧力配管用バイブニップル																																																																																																																																																																																																						
	MDJ002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	クッションパッキン付を含む																																																																																																																																																																																																					
	埋みライニング鋼管及びポリ粉体鋼管継手	JPF MP003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手																																																																																																																																																																																																					
		JPF MP008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ																																																																																																																																																																																																					
		JPF NP001	管端防食管継手用バイブニップル																																																																																																																																																																																																					
		JWWA K150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手																																																																																																																																																																																																					
MDJ002		排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	クッションパッキン付を含む																																																																																																																																																																																																					
耐熱性ライニング鋼管継手	WSP011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュラー																																																																																																																																																																																																					
	WSP039	フランジ付ポリマエチレン粉体ライニング鋼管																																																																																																																																																																																																						
	JPF MP005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手																																																																																																																																																																																																						
外面被覆鋼管継手	JPF MP011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ																																																																																																																																																																																																						
	JWWA K141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手																																																																																																																																																																																																						
	WSP054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュラー																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JPF MP004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの																																																																																																																																																																																																					
表Ⅱ-12.3 一般用配管等の主要な継手・接合の規格																																																																																																																																																																																																								
管 種	規 格		備 考																																																																																																																																																																																																					
	番 号	名 称																																																																																																																																																																																																						
鋼管継手	JIS B2220	鋼製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2239	鋳鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2302	ねじ込み式鋼管製管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	二	ねじ込み式排水管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2316	配管用鋼製差込み溶接式管継手	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JIS B8602	冷媒用管フランジ																																																																																																																																																																																																						
	JPF MP004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JPF MP006	ハウジング形管継手	消火用に使用可																																																																																																																																																																																																					
	二	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JPF NP003	圧力配管用バイブニップル																																																																																																																																																																																																						
	JPF MDJ002	排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	クッションパッキン付を含む																																																																																																																																																																																																					
	埋みライニング鋼管及びポリ粉体鋼管継手	JPF MP003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手																																																																																																																																																																																																					
		JPF MP008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ																																																																																																																																																																																																					
		JPF NP001	管端防食管継手用バイブニップル																																																																																																																																																																																																					
		JWWA K150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手																																																																																																																																																																																																					
JPF MDJ002		排水鋼管用可とう継手 (MD ジョイント)	クッションパッキン付を含む																																																																																																																																																																																																					
耐熱性ライニング鋼管継手	WSP011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュラー																																																																																																																																																																																																					
	WSP039	フランジ付ポリマエチレン粉体ライニング鋼管																																																																																																																																																																																																						
	JPF MP005	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手																																																																																																																																																																																																						
	JPF MP011	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ																																																																																																																																																																																																						
	JWWA K141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手																																																																																																																																																																																																						
外面被覆鋼管継手	WSP054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	エルボ、チーズ、レギュラー																																																																																																																																																																																																					
	JIS B2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの																																																																																																																																																																																																					
	JPF MP004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手	亜鉛めっきを施したものの 地中埋設用は外面に樹脂被覆を施したものの																																																																																																																																																																																																					

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																																																																																																																	
Ⅱ 機械設備工事編																																																																																																																																																				
12 配管・弁類																																																																																																																																																				
12.3 配管継手、接合	<table><tr><th>管 種</th><th colspan="2">規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="5">鋼管継手</td><td rowspan="5">ステンレス鋼管継手</td><td>番 号</td><td>名 称</td></tr><tr><td>JIS B2312</td><td>配管用鋼板突合せ溶接式管継手</td></tr><tr><td>JIS B2313</td><td>配管用鋼板突合せ溶接式管継手</td></tr><tr><td>JPF SP001</td><td>配管用ステンレス鋼製スタブエンド</td></tr><tr><td>SAS322</td><td>一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準</td></tr><tr><td>SAS354</td><td>一般配管用ステンレス鋼管の突合せ溶接式管継手</td><td></td><td></td></tr><tr><td>SAS361</td><td>ハウジング形管継手</td><td>給水用に使用可</td><td></td></tr><tr><td>SAS363</td><td>管端つば出しステンレス鋼管継手</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">銅管継手</td><td rowspan="4"></td><td>JCDA0001</td><td>銅及び銅合金の管継手</td></tr><tr><td>JCDA0002</td><td>銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準</td></tr><tr><td>JIS B8602</td><td>冷媒用管フランジ</td></tr><tr><td>JIS H3401</td><td>銅及び銅合金の管継手</td></tr><tr><td rowspan="14">樹脂管継手</td><td rowspan="14"></td><td>JWWA H102</td><td>水道用鋼管継手</td></tr><tr><td>AS38</td><td>屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手</td></tr><tr><td>JIS K6739</td><td>排水用硬質塩化ビニル管継手</td></tr><tr><td>JIS K6743</td><td>水道用硬質塩化ビニル管継手</td></tr><tr><td>JIS K6770</td><td>架橋ポリエチレン管継手</td></tr><tr><td>JWWA K144</td><td>水道配水用ポリエチレン管Eド継手</td></tr><tr><td>JIS K6779</td><td>ポリブテン管継手</td></tr><tr><td>JIS K6788</td><td>水道用架橋ポリエチレン管継手</td></tr><tr><td>JIS K6793</td><td>水道用ポリブテン管継手</td></tr><tr><td>JWWA B116</td><td>水道用ポリエチレン管金属継手</td></tr><tr><td>JWWA K128</td><td>水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手</td></tr><tr><td>JWWA K130</td><td>水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手</td></tr><tr><td>JWWA K131</td><td>水道用硬質塩化ビニル管のダクトイル鋳鉄異形管</td></tr><tr><td>チーズ</td><td></td></tr></table> (注)1 JIS規格品は、JIS マーク表示品とする。JWWA 規格品は、JWWA(水) マーク表示品とする。 2 規格に無い管継手の材料、製造方法、品質等は、JIS 又は JWWA に準ずるものとする。	管 種	規 格		備 考	鋼管継手	ステンレス鋼管継手	番 号	名 称	JIS B2312	配管用鋼板突合せ溶接式管継手	JIS B2313	配管用鋼板突合せ溶接式管継手	JPF SP001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド	SAS322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準	SAS354	一般配管用ステンレス鋼管の突合せ溶接式管継手			SAS361	ハウジング形管継手	給水用に使用可		SAS363	管端つば出しステンレス鋼管継手			銅管継手		JCDA0001	銅及び銅合金の管継手	JCDA0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準	JIS B8602	冷媒用管フランジ	JIS H3401	銅及び銅合金の管継手	樹脂管継手		JWWA H102	水道用鋼管継手	AS38	屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手	JIS K6739	排水用硬質塩化ビニル管継手	JIS K6743	水道用硬質塩化ビニル管継手	JIS K6770	架橋ポリエチレン管継手	JWWA K144	水道配水用ポリエチレン管Eド継手	JIS K6779	ポリブテン管継手	JIS K6788	水道用架橋ポリエチレン管継手	JIS K6793	水道用ポリブテン管継手	JWWA B116	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA K128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手	JWWA K130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	JWWA K131	水道用硬質塩化ビニル管のダクトイル鋳鉄異形管	チーズ		<table><tr><td rowspan="5">ステンレス鋼管継手</td><td>JIS B2312</td><td>配管用鋼板突合せ溶接式管継手</td><td></td></tr><tr><td>JIS B2313</td><td>配管用鋼板突合せ溶接式管継手</td><td></td></tr><tr><td>JPF SP001</td><td>配管用ステンレス鋼製スタブエンド</td><td></td></tr><tr><td>SAS322</td><td>一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準</td><td></td></tr><tr><td>JIS B2309</td><td>一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">銅管継手</td><td>SAS361</td><td>ハウジング形管継手</td><td>給水用に使用可</td></tr><tr><td>SAS363</td><td>管端つば出しステンレス鋼管継手</td><td></td></tr><tr><td>JCDA0001</td><td>銅及び銅合金の管継手</td><td></td></tr><tr><td>JCDA0002</td><td>銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準</td><td></td></tr><tr><td>JIS B8602</td><td>冷媒用管フランジ</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">樹脂管継手</td><td>JIS H3401</td><td>銅及び銅合金の管継手</td><td></td></tr><tr><td>JWWA H102</td><td>水道用鋼管継手</td><td></td></tr><tr><td>AS38</td><td>屋外排水設備用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td><td></td></tr><tr><td>JIS K6739</td><td>排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td><td></td></tr><tr><td>JIS K6743</td><td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">樹脂管継手</td><td>JIS K6770</td><td>架橋ポリエチレン管継手</td><td></td></tr><tr><td>JWWA K144</td><td>水道配水用ポリエチレン管継手</td><td></td></tr><tr><td>JIS K6779</td><td>ポリブテン管継手</td><td></td></tr><tr><td>JIS K6788</td><td>水道用架橋ポリエチレン管継手</td><td></td></tr><tr><td>JIS K6793</td><td>水道用ポリブテン管継手</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">樹脂管継手</td><td>JWWA B116</td><td>水道用ポリエチレン管金属継手</td><td></td></tr><tr><td>JWWA K128</td><td>水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手</td><td></td></tr><tr><td>JWWA K130</td><td>水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手</td><td></td></tr><tr><td>JWWA K131</td><td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクトイル鋳鉄異形管</td><td>チーズ</td></tr></table> (注)1 JIS 規格品は、JIS マーク表示品とする。JWWA 規格品は、JWWA(水) マーク表示品とする。 2 規格に無い管継手の材料、製造方法、品質等は、JIS 又は JWWA に準ずるものとする。	ステンレス鋼管継手	JIS B2312	配管用鋼板突合せ溶接式管継手		JIS B2313	配管用鋼板突合せ溶接式管継手		JPF SP001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド		SAS322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準		JIS B2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手		銅管継手	SAS361	ハウジング形管継手	給水用に使用可	SAS363	管端つば出しステンレス鋼管継手		JCDA0001	銅及び銅合金の管継手		JCDA0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準		JIS B8602	冷媒用管フランジ		樹脂管継手	JIS H3401	銅及び銅合金の管継手		JWWA H102	水道用鋼管継手		AS38	屋外排水設備用硬質ポリ塩化ビニル管継手		JIS K6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手		JIS K6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手		樹脂管継手	JIS K6770	架橋ポリエチレン管継手		JWWA K144	水道配水用ポリエチレン管継手		JIS K6779	ポリブテン管継手		JIS K6788	水道用架橋ポリエチレン管継手		JIS K6793	水道用ポリブテン管継手		樹脂管継手	JWWA B116	水道用ポリエチレン管金属継手		JWWA K128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手		JWWA K130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手		JWWA K131	水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクトイル鋳鉄異形管	チーズ	JIS規格名称錯誤修正 JIS規格番号・名称錯誤修正
管 種	規 格		備 考																																																																																																																																																	
鋼管継手	ステンレス鋼管継手	番 号	名 称																																																																																																																																																	
		JIS B2312	配管用鋼板突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																	
		JIS B2313	配管用鋼板突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																	
		JPF SP001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド																																																																																																																																																	
		SAS322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準																																																																																																																																																	
SAS354	一般配管用ステンレス鋼管の突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																			
SAS361	ハウジング形管継手	給水用に使用可																																																																																																																																																		
SAS363	管端つば出しステンレス鋼管継手																																																																																																																																																			
銅管継手		JCDA0001	銅及び銅合金の管継手																																																																																																																																																	
		JCDA0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準																																																																																																																																																	
		JIS B8602	冷媒用管フランジ																																																																																																																																																	
		JIS H3401	銅及び銅合金の管継手																																																																																																																																																	
樹脂管継手		JWWA H102	水道用鋼管継手																																																																																																																																																	
		AS38	屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手																																																																																																																																																	
		JIS K6739	排水用硬質塩化ビニル管継手																																																																																																																																																	
		JIS K6743	水道用硬質塩化ビニル管継手																																																																																																																																																	
		JIS K6770	架橋ポリエチレン管継手																																																																																																																																																	
		JWWA K144	水道配水用ポリエチレン管Eド継手																																																																																																																																																	
		JIS K6779	ポリブテン管継手																																																																																																																																																	
		JIS K6788	水道用架橋ポリエチレン管継手																																																																																																																																																	
		JIS K6793	水道用ポリブテン管継手																																																																																																																																																	
		JWWA B116	水道用ポリエチレン管金属継手																																																																																																																																																	
		JWWA K128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手																																																																																																																																																	
		JWWA K130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手																																																																																																																																																	
		JWWA K131	水道用硬質塩化ビニル管のダクトイル鋳鉄異形管																																																																																																																																																	
		チーズ																																																																																																																																																		
ステンレス鋼管継手	JIS B2312	配管用鋼板突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																		
	JIS B2313	配管用鋼板突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																		
	JPF SP001	配管用ステンレス鋼製スタブエンド																																																																																																																																																		
	SAS322	一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準																																																																																																																																																		
	JIS B2309	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手																																																																																																																																																		
銅管継手	SAS361	ハウジング形管継手	給水用に使用可																																																																																																																																																	
	SAS363	管端つば出しステンレス鋼管継手																																																																																																																																																		
	JCDA0001	銅及び銅合金の管継手																																																																																																																																																		
	JCDA0002	銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準																																																																																																																																																		
	JIS B8602	冷媒用管フランジ																																																																																																																																																		
樹脂管継手	JIS H3401	銅及び銅合金の管継手																																																																																																																																																		
	JWWA H102	水道用鋼管継手																																																																																																																																																		
	AS38	屋外排水設備用硬質ポリ塩化ビニル管継手																																																																																																																																																		
	JIS K6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手																																																																																																																																																		
	JIS K6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手																																																																																																																																																		
樹脂管継手	JIS K6770	架橋ポリエチレン管継手																																																																																																																																																		
	JWWA K144	水道配水用ポリエチレン管継手																																																																																																																																																		
	JIS K6779	ポリブテン管継手																																																																																																																																																		
	JIS K6788	水道用架橋ポリエチレン管継手																																																																																																																																																		
	JIS K6793	水道用ポリブテン管継手																																																																																																																																																		
樹脂管継手	JWWA B116	水道用ポリエチレン管金属継手																																																																																																																																																		
	JWWA K128	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手																																																																																																																																																		
	JWWA K130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手																																																																																																																																																		
	JWWA K131	水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクトイル鋳鉄異形管	チーズ																																																																																																																																																	

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
Ⅱ 機械設備工事編			
12 配管・弁類			
12.4 配管布設			
12.4.2 主配管布設	4. 主配管の布設は、「水道管工事標準仕様書」による。	4. 主配管の布設は、 管工事仕様書 による。	省略規定の反映
12.5 弁類	1. 主配管に用いる主要な弁類の仕様は、「水道管工事標準仕様書」によるものとし、選定は特記仕様書による。	1. 主配管に用いる主要な弁類の仕様は、 管工事仕様書 によるものとし、 選定は特記仕様書 による。	省略規定の反映
12.5.2 主配管用弁類	2. 送水、配水及び場内給水のための配管に用いる弁類は、原則として、「水道管工事標準仕様書」に規定されているものとする。ただし、減圧弁、流量調節弁等の特殊な弁類はこの限りではない。 3. 原水や浄水処理過程における水に用いる弁類等で、「水道管工事標準仕様書」による規格と異なる材質の部品を使用する場合は、特記仕様書による。	2. 送水、配水及び場内給水のための配管に用いる弁類は、原則として、 管工事仕様書 に規定されているものとする。ただし、 減圧弁、流量調節弁等の特殊な弁類 はこの限りではない。 3. 原水や浄水処理過程における水に用いる弁類等で、 管工事仕様書 による 規格と異なる材質の部品 を使用する場合は、 特記仕様書 による。	省略規定の反映 省略規定の反映
14 溶接			
14.2 溶接品質管理	1. 省略 2. 溶接仕様書は、次の規格その他関連規格に基づいて作成する。 (1) JIS Z3400「溶接の品質要求事項 — 金属材料の融接」 (2) JIS Z3410「溶接管理 — 任務及び責任」 (3) JIS Z3420「金属材料の溶接施工要領及びその承認 — 一般原則」 3. 省略	1. 省略 2. 溶接仕様書は、次の規格その他関連規格に基づいて作成する。 (1) JIS Z3400「 金属材料の融接に関する品質要求事項 」 (2) JIS Z3410「溶接管理 — 任務及び責任」 (3) JIS Z3420「金属材料の溶接施工要領及びその承認 — 一般原則」 3. 省略	JIS規格名称変更を反映
Ⅲ 電気設備工事編			
6 監視制御設備			
6.5 テレメータ設備	1. 準拠規格 JIS X5203「システム間の通信及び情報交換 — ハイレベルデータリンク制御(HDLC)手順」 JEM 1318「遠方監視制御装置標準仕様書」 JEM 1337「集中制御用遠方監視制御装置」 JEM 1352「遠方監視制御装置のインターフェース」	1. 準拠規格 ISO 3309 「ハイレベルデータリンク(HDLC)制御手順」 JEM 1318「遠方監視制御装置標準仕様書」 JEM 1337「集中制御用遠方監視制御装置」 JEM 1352「遠方監視制御装置のインターフェース」	JIS規格廃止のため、記載修正
10 配線			
10.6 架空電線路	1. 引込ポール (1) 準拠規格：JIS規格 (2) JESC8001 - 2000内線規定「引込小柱などの施設」 (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）	1. 引込ポール (1) 準拠規格：JIS規格 (2) JEAC8001 - 2005 内線規定「引込小柱などの 標準施工図例 」 (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）	規格名称の錯誤修正
11 接地工事			
11.1 接地工事	13. ディーパースを使用したポーリング接地は、接地極間相互の影響範囲が広がるので、監督員と協議の上、決定とする。ポーリング接地の材料は、JIS G 3465を使用する。接地抵抗低減材は、ポーリング接地を除き原則使用してはならない。	13. ディーパースを使用したポーリング接地は、接地極間相互の影響範囲が広がるので、監督員と協議の上、決定とする。ポーリング接地の材料は、JIS G 3465（ 試すい用線目無鋼管 ）を使用する。接地抵抗低減材は、ポーリング接地を除き原則使用してはならない。	JIS規格名称の追記

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
IV 参考			
IV-1 機械・電気設備工事必携			
1 目的			
1 目的	この工事必携は、豊田市上下水道局が発注する機械・電気設備工事の施工において、契約図書に定められた施工計画書の作成例及び各種手続きについて記載する。	この工事必携は、 <u>図</u> が発注する機械・電気設備工事の施工において、契約図書に定められた施工計画書の作成例及び各種手続きについて記載する。	省略規定の反映
2 施工計画書			
2.1 施工計画書作成要領	(1) 施工計画書の内容 機器製作計画書及び現場工事施工計画書を総称して施工計画書という。 施工計画書は、工事の着工に先立ち、受注者が当該工事で実際に施工する内容を具体的に記入するものであり、そのとおりに施工することを約束したものである。 1) 工事概要 工事名、工事場所（工事場所を含む）工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容、施設概要等を記載する。 2) 現場組織（機器等製作組織図） 現場組織として必要な現場管理組織、安全衛生管理組織等を記載する。 3) 実施工程表 （省略） 4) 安全管理 安全・衛生委員会の設置、開催、安全巡視員、監視員、交通整理員の配置、安全活動の方針、安全対策、安全日誌の記載、安全訓練計画等について記載する。 5) 仮設、搬入及び施工 具体的な仮設、搬入及び施工方法等について記載する。 6) 施工管理計画 （省略） 7) 緊急時の体制及び対応 （省略） 8) 交通管理 （省略） 9) 環境対策 （省略） 10) 現場作業環境の整備 （省略） 11) その他 （省略） (2) 施工計画書作成の留意点 1) 特記仕様書と工事仕様書等を対比し技術的に検討する。 特記仕様書は工事仕様書より優先するので、両仕様書を対比検討して施工方法等を決定する。 2) 以降省略	(1) 施工計画書の内容 機器製作計画書及び現場工事施工計画書を総称して、施工計画書という。 施工計画書は、工事の着工に先立ち、<u>請負者</u>が当該工事で実際に施工する内容を具体的に記入する。<u>また、請負者には施工計画書に記載された内容に基づき現場の施工をすることが求められる。</u> <u>さらに下請け業者にも、その記載内容を周知しなければならない。</u> 1) 工事概要 工事名、工事場所（工事場所を含む）工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容、施設概要等を記載する。 1) 現場組織（機器等製作組織図） 現場組織として必要な現場管理組織（<u>施工管理担当者などを選任</u>）、安全衛生管理組織等を記載する。 <u>また、夜間・休日の連絡先、現場代理人及び局監督員のメールアドレスを記載する。</u> 2) 実施工程表 （省略） 3) 安全管理 安全・衛生委員会の設置、開催、安全巡視員、監視員、交通誘導警備員の配置、安全活動の方針、安全対策、安全日誌の記載、安全訓練計画等について記載する。 4) 仮設、搬入及び施工 具体的な仮設、搬入及び施工方法等について記載する。<u>施工方法については、工事の安全を考慮して具体的な施工手順等も記載する。</u> 5) 施工管理計画 （省略） 6) 緊急時の体制及び対応 （省略） 7) 交通管理 （省略） 8) 環境対策 （省略） 9) 現場作業環境の整備 （省略） 10) その他 （省略） (2) 施工計画書作成の留意点 1) 特記仕様書と<u>機電</u>仕様書等を対比し技術的に検討する。 特記仕様書は<u>機電</u>仕様書より優先するので、両仕様書を対比検討して<u>具体的な施工方法・施工手順</u>等を決定する。 2) 以降省略	<u>受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一 請負者の責務について追記</u> 工事概要不要のため、記載削除 施工管理担当者について追記 県の仕様書に準拠し、追記 交通整理員⇒交通誘導警備員 字句の修正 施工方法についての記載を追記 省略規定の反映 字句の修正
2.2 機器製作計画書の作成	本文省略	本文省略	
2.2.1 機器製作計画書作成要領	(1) 表紙、目次 表紙には工事件名、現場代理人・主任技術者・設計担当技術者の決済欄、提出年月、受注会社名等を記載する。 また、目次は、綴り込まれている項目名および頁を記載する。 (2) 工事概要 工事名、工事場所（工事場所を含む。）工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容、施工概要等を記載する。 (3) 機器等製作体制表 （省略） (4) 実施工程表 （省略） (5) 機器製作図 （省略）	(1) 表紙、目次 表紙には工事件名、現場代理人・主任技術者・設計担当技術者の<u>法裁</u>欄、提出年月、<u>請負</u>会社名等を記載する。 また、目次は、綴り込まれている項目名および頁を記載する。 -(2) 工事概要 工事名、工事場所（工事場所を含む。）工期、請負代金、発注者、請負者、工事内容、施工概要等を記載する。 (2) 機器等製作体制表 （省略） (3) 実施工程表 （省略） (4) 機器製作図 （省略）	字句の修正 工事概要不要のため、記載削除

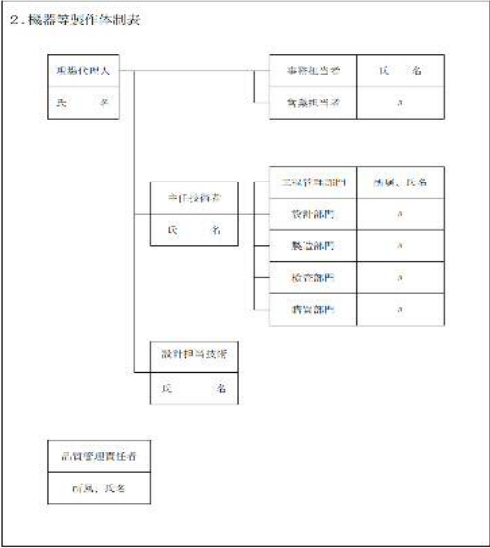
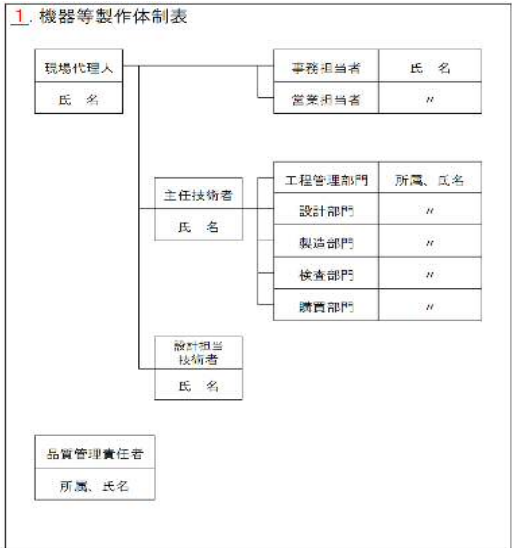
機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

[illegible]

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
IV 参考			
IV-1 機械・電気設備工事必携			
2 施工計画書			
2.2.2 機器製作計画書記載例	(2) 工事概要記載例 Ⅰ. 工事概要 工 事 名 ○○○設備工事 工事場所 愛知県豊田市○○地内 工 期 自平成○○年○○月○○日 至平成○○年○○月○○日 請負代金 ○○○○○○円 発 注 者 豊田市上下水道局 TEL 00-00-0000 受 注 者 ○○○○株式会社 所在地 ○○県○○市△△-□□ TEL 00-00-0000 ○○作業所 所在地 ○○県○○市△△-□□ TEL 00-00-0000 工事内容 共通設備 一式 ○○○設備 一式 ○○○設備 一式 ○○○設備 一式 施設概要 ○○○○○○ 工 事 名 ○○○設備工事	- (2) - 工事概要記載例 Ⅰ. 工事概要 工 事 名 ○○○設備工事 工事場所 豊田市○○町地内 工 期 自平成○○年○○月○○日 至平成○○年○○月○○日 請負代金 ○○○○○○円 発 注 者 豊田市上下水道局 TEL 00-00-0000 受 注 者 ○○○○株式会社 所在地 ○○県○○市△△-□□ TEL 00-00-0000 ○○作業所 所在地 ○○県○○市△△-□□ TEL 00-00-0000 工事内容 共通設備 一式 ○○○設備 一式 ○○○設備 一式 ○○○設備 一式 施設概要 ○○○○○○ 工 事 名 ○○○設備工事	工事概要不要のため削除 工事概要不要のため削除

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
Ⅳ 参考			
Ⅳ-1 機械・電気設備工事必携			
2 施工計画書			
2.2.2 機器製作計画書記載例	(3) 機器等製作体制表記載例  (4) 実施工程表記載例 工程表省略 【記入上の留意事項】 ・ 省略 ・ 契約書添付の工程表との整合を図る。 ・ 省略 ・ 省略 ・ 省略 (5) 機器製作図作成要領の記載例 1) 機器製作図作成要領 (7) 省略 (イ) 省略 (9) 受注者がシステム設計を行い、各種計算書を付して監督員と協議する。 (イ) 以降省略	(2) 機器等製作体制表記載例  (3) 実施工程表記載例 工程表省略 【記入上の留意事項】 ・ 省略 ・ 契約書添付の工程表との整合を図る。 ・ 省略 ・ 省略 ・ 省略 (4) 機器製作図作成要領の記載例 1) 機器製作図作成要領 (7) 省略 (イ) 省略 (9) <u>請負者</u>がシステム設計を行い、各種計算書を付して監督員と協議する。 (イ) 以降省略	番号繰上げ 記載不要のため、削除 受注者⇒請負者 仕様書中、字句の統一
2.3 現場工事施工計画書の作成	現場工事施工計画書は、「水道管工事標準仕様書」に準拠して作成する。	現場工事施工計画書は、 <u>管工事仕様書</u> に準拠して作成する。	省略規定の反映
2.3.1 現場工事施工計画書作成要領	また、以下の項目については管理記録の作成要領を示す。	また、以下の項目については管理記録の作成要領を示す。	

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																																																																
IV 参考																																																																																																			
IV-1 機械・電気設備工事必携																																																																																																			
3 各種手続き																																																																																																			
3.1 電気事業法（産業保安監督部）関係																																																																																																			
3.1.2 届出一覧表	(1) 工事計画届を必要とする場合 （受電電圧 10kV 以上又は大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当する電気工作物） <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （提出部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>保安規程届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法 42 条 同施行規則 51 条</td><td></td></tr><tr><td>主任技術者選任又は解任届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法 43 条 同施行規則 55 条</td><td></td></tr><tr><td>工事計画届出書 ①工事計画書 ②ばい煙に関する説明書 ③工事計画に関する図面、計算書等 ④工事工程表 ⑤変更を必要とする理由書（変更の工事）</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法 48 条 同施行規則 66 条</td><td></td></tr><tr><td>使用前安全管理審査申請書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>使用前自主検査終了後遅滞無く審査を受ける</td><td>電気事業法 50 条の 2 同施行規則 73 条の 7</td><td></td></tr></table> (2) 工事計画届を必要としない場合 （受電電圧 10kV 未満で、かつ大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当しない電気工作物の工事） <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （提出部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>保安規程届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法 42 条 同施行規則 51 条</td><td></td></tr><tr><td>主任技術者選任又は解任届出書、主任技術者兼任承認申請書、主任技術者選任許可申請書、又は保安管理業務外部委託承認申請書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法 43 条 同施行規則 53 条～55 条</td><td></td></tr></table>	届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	備考	保安規程届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 42 条 同施行規則 51 条		主任技術者選任又は解任届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 43 条 同施行規則 55 条		工事計画届出書 ①工事計画書 ②ばい煙に関する説明書 ③工事計画に関する図面、計算書等 ④工事工程表 ⑤変更を必要とする理由書（変更の工事）	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 48 条 同施行規則 66 条		使用前安全管理審査申請書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	使用前自主検査終了後遅滞無く審査を受ける	電気事業法 50 条の 2 同施行規則 73 条の 7		届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	備考	保安規程届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 42 条 同施行規則 51 条		主任技術者選任又は解任届出書、主任技術者兼任承認申請書、主任技術者選任許可申請書、又は保安管理業務外部委託承認申請書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 43 条 同施行規則 53 条～55 条		(1) 工事計画届を必要とする場合 （受電電圧 10kV 以上又は大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当する電気工作物） <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （提出部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>保安規程届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法第 42 条 同施行規則 第 51 条</td><td>様式 第 41</td></tr><tr><td>主任技術者選任又は解任届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法第 43 条 同施行規則 第 55 条</td><td>様式 第 46</td></tr><tr><td>工事計画届出書 ①工事計画書 ②ばい煙に関する説明書 ③工事計画に関する図面、計算書等 ④工事工程表 ⑤変更を必要とする理由書（変更の工事）</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法第 48 条 同施行規則 第 66 条</td><td>様式 第 49</td></tr><tr><td>使用前安全管理審査申請書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>使用前自主検査終了後遅滞無く審査を受ける</td><td>電気事業法第 51 条第 3 項 同施行規則 第 73 条の 7</td><td>様式 第 52 の 2</td></tr></table> (2) 工事計画届を必要としない場合 （受電電圧 10kV 未満で、かつ大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当しない電気工作物の工事） <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （提出部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>保安規程届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法第 42 条 同施行規則 第 51 条</td><td>様式 第 41</td></tr><tr><td>主任技術者選任又は解任届出書、主任技術者兼任承認申請書、主任技術者選任許可申請書、又は保安管理業務外部委託承認申請書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>電気事業法第 43 条 同施行規則 第 53 条～55 条</td><td>様式 第 46 第 44 第 45 第 48</td></tr></table>	届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	備考	保安規程届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 42 条 同施行規則 第 51 条	様式 第 41	主任技術者選任又は解任届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 43 条 同施行規則 第 55 条	様式 第 46	工事計画届出書 ①工事計画書 ②ばい煙に関する説明書 ③工事計画に関する図面、計算書等 ④工事工程表 ⑤変更を必要とする理由書（変更の工事）	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 48 条 同施行規則 第 66 条	様式 第 49	使用前安全管理審査申請書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	使用前自主検査終了後遅滞無く審査を受ける	電気事業法第 51 条第 3 項 同施行規則 第 73 条の 7	様式 第 52 の 2	届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	備考	保安規程届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 42 条 同施行規則 第 51 条	様式 第 41	主任技術者選任又は解任届出書、主任技術者兼任承認申請書、主任技術者選任許可申請書、又は保安管理業務外部委託承認申請書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 43 条 同施行規則 第 53 条～55 条	様式 第 46 第 44 第 45 第 48	様式番号の追記 様式番号の追記 様式番号の追記 様式番号の追記 条数の錯誤修正 様式番号の追記 様式番号の追記
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																														
保安規程届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 42 条 同施行規則 51 条																																																																																															
主任技術者選任又は解任届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 43 条 同施行規則 55 条																																																																																															
工事計画届出書 ①工事計画書 ②ばい煙に関する説明書 ③工事計画に関する図面、計算書等 ④工事工程表 ⑤変更を必要とする理由書（変更の工事）	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 48 条 同施行規則 66 条																																																																																															
使用前安全管理審査申請書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	使用前自主検査終了後遅滞無く審査を受ける	電気事業法 50 条の 2 同施行規則 73 条の 7																																																																																															
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																														
保安規程届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 42 条 同施行規則 51 条																																																																																															
主任技術者選任又は解任届出書、主任技術者兼任承認申請書、主任技術者選任許可申請書、又は保安管理業務外部委託承認申請書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法 43 条 同施行規則 53 条～55 条																																																																																															
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																														
保安規程届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 42 条 同施行規則 第 51 条	様式 第 41																																																																																														
主任技術者選任又は解任届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 43 条 同施行規則 第 55 条	様式 第 46																																																																																														
工事計画届出書 ①工事計画書 ②ばい煙に関する説明書 ③工事計画に関する図面、計算書等 ④工事工程表 ⑤変更を必要とする理由書（変更の工事）	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 48 条 同施行規則 第 66 条	様式 第 49																																																																																														
使用前安全管理審査申請書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	使用前自主検査終了後遅滞無く審査を受ける	電気事業法第 51 条第 3 項 同施行規則 第 73 条の 7	様式 第 52 の 2																																																																																														
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																														
保安規程届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 42 条 同施行規則 第 51 条	様式 第 41																																																																																														
主任技術者選任又は解任届出書、主任技術者兼任承認申請書、主任技術者選任許可申請書、又は保安管理業務外部委託承認申請書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	工事着手前	電気事業法第 43 条 同施行規則 第 53 条～55 条	様式 第 46 第 44 第 45 第 48																																																																																														

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																																																																																								
Ⅳ 参考																																																																																																																											
Ⅳ-1 機械・電気設備工事必携																																																																																																																											
3 各種手続き																																																																																																																											
3.1 電気事業法（産業保安監督部）関係																																																																																																																											
3.1.2 届出一覧表	(3) 計画の変更その他で届出の必要が生じたとき ① 工事計画の内容を変更しようとするとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>工事計画変更届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>変更した後遅滞なく</td><td>電気事業法 48 条 同施工規則 66 条</td><td></td></tr></table> ② 主任技術者を変更するとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>主任技術者選任又は解任届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>変更した後遅滞なく</td><td>電気事業法 43 条 同施工規則 55 条</td><td></td></tr></table> ③ 保安規程に変更が生じたとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>保安規程変更届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>変更した後遅滞なく</td><td>電気事業法 42 条 同施工規則 51 条</td><td></td></tr></table> (4) 電気設備関係の報告 ① 電気工作物による事故のあったとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>電気事故報告（速報、詳報）</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>①速報は 48 時間以内（電話、FAX 等） ②詳報は 30 日以内</td><td>電気関係報告規則 3 条</td><td></td></tr></table> ② 需要設備を廃止したとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>需要設備の廃止報告書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>廃止したとき遅滞なく</td><td>電気関係報告規則 5 条</td><td></td></tr></table>	届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	工事計画変更届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法 48 条 同施工規則 66 条		届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	主任技術者選任又は解任届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法 43 条 同施工規則 55 条		届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	保安規程変更届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法 42 条 同施工規則 51 条		届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	電気事故報告（速報、詳報）	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	①速報は 48 時間以内（電話、FAX 等） ②詳報は 30 日以内	電気関係報告規則 3 条		届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	需要設備の廃止報告書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	廃止したとき遅滞なく	電気関係報告規則 5 条		(3) 計画の変更その他で届出の必要が生じたとき ① 工事計画の内容を変更しようとするとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>工事計画変更届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>変更した後遅滞なく</td><td>電気事業法第 48 条 同施工規則第 66 条</td><td>様式 第 49</td></tr></table> ② 主任技術者を変更するとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>主任技術者選任又は解任届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>変更した後遅滞なく</td><td>電気事業法第 43 条 同施工規則第 55 条</td><td>様式 第 46</td></tr></table> ③ 保安規程に変更が生じたとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>保安規程変更届出書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>変更した後遅滞なく</td><td>電気事業法第 42 条 同施工規則第 51 条</td><td>様式 第 41</td></tr></table> (4) 電気設備関係の報告 ① 電気工作物による事故のあったとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>電気事故報告（速報、詳報）</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>①速報は 24 時間以内（電話、FAX 等） ②詳報は 30 日以内</td><td>電気関係報告規則第 3 条</td><td>様式 第 13</td></tr></table> ② 需要設備を廃止したとき <table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (提出部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>需要設備の廃止報告書</td><td>所轄産業保安監督部電力安全課</td><td>設置者</td><td>廃止したとき遅滞なく</td><td>電気関係報告規則第 5 条</td><td></td></tr></table>	届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	工事計画変更届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法第 48 条 同施工規則第 66 条	様式 第 49	届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	主任技術者選任又は解任届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法第 43 条 同施工規則第 55 条	様式 第 46	届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	保安規程変更届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法第 42 条 同施工規則第 51 条	様式 第 41	届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	電気事故報告（速報、詳報）	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	①速報は 24 時間以内（電話、FAX 等） ②詳報は 30 日以内	電気関係報告規則第 3 条	様式 第 13	届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	需要設備の廃止報告書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	廃止したとき遅滞なく	電気関係報告規則第 5 条		様式番号の追記
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
工事計画変更届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法 48 条 同施工規則 66 条																																																																																																																							
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
主任技術者選任又は解任届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法 43 条 同施工規則 55 条																																																																																																																							
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
保安規程変更届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法 42 条 同施工規則 51 条																																																																																																																							
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
電気事故報告（速報、詳報）	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	①速報は 48 時間以内（電話、FAX 等） ②詳報は 30 日以内	電気関係報告規則 3 条																																																																																																																							
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
需要設備の廃止報告書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	廃止したとき遅滞なく	電気関係報告規則 5 条																																																																																																																							
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
工事計画変更届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法第 48 条 同施工規則第 66 条	様式 第 49																																																																																																																						
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
主任技術者選任又は解任届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法第 43 条 同施工規則第 55 条	様式 第 46																																																																																																																						
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
保安規程変更届出書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	変更した後遅滞なく	電気事業法第 42 条 同施工規則第 51 条	様式 第 41																																																																																																																						
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
電気事故報告（速報、詳報）	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	①速報は 24 時間以内（電話、FAX 等） ②詳報は 30 日以内	電気関係報告規則第 3 条	様式 第 13																																																																																																																						
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (提出部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																																																																						
需要設備の廃止報告書	所轄産業保安監督部電力安全課	設置者	廃止したとき遅滞なく	電気関係報告規則第 5 条																																																																																																																							

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																												
IV 参考																																																															
IV-1 機械・電気設備工事必携																																																															
3 各種手続き																																																															
3.2 消防法（消防署）関係 3.2.2 電気設備の届出一覧表	(1) 変電設備（20kW以上）、発電設備（内燃機関付）、蓄電池設備（4800Ahセル以上）、ネオン管灯設備（2kVA以上）を設置するとき <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （提出部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th></tr><tr><td>電気設備設置（変更）届出書（注） ①案内図 ②平面図 ③立面図、断面図、意匠図 ④機器の配置図 ⑤配線図、配線系統図 ⑥仕様書、説明書、計画書 三相短絡容量経産書類 制御回路、排気筒系統図</td><td>所轄消防署 （2） （内一部返却用）</td><td>設置者</td><td>設置工事開始の3日前まで</td><td>豊田市火災予防条例第55条 同施工規則第7条 〔火災予防条例準則第44条〕 消防設備の非常電源となる場合は、消防設備の一部として消防法第17条の3の2により届出なければならない。</td></tr></table> （注）変電設備、発電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備の全部又は一部を一括して届出ることができる。	届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	電気設備設置（変更）届出書（注） ①案内図 ②平面図 ③立面図、断面図、意匠図 ④機器の配置図 ⑤配線図、配線系統図 ⑥仕様書、説明書、計画書 三相短絡容量経産書類 制御回路、排気筒系統図	所轄消防署 （2） （内一部返却用）	設置者	設置工事開始の3日前まで	豊田市火災予防条例第55条 同施工規則第7条 〔火災予防条例準則第44条〕 消防設備の非常電源となる場合は、消防設備の一部として消防法第17条の3の2により届出なければならない。	(1) 高圧又は特別高圧の変電設備（50kW以上）、発電設備（内燃機関付）、蓄電池設備（4800Ahセル以上）、ネオン管灯設備（2kVA以上）を設置するとき <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （提出部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th></tr><tr><td>電気設備設置（変更）届出書（注） ①案内図 ②平面図 ③立面図、断面図、意匠図 ④機器の配置図 ⑤配線図、配線系統図 ⑥仕様書、説明書、計画書、三相短絡容量経産書類、制御回路、排気筒、系統図</td><td>所轄消防署 （2） （内1部返却用）</td><td>設置者</td><td>設置工事開始の3日前まで</td><td>豊田市火災予防条例第55条 同施工規則第7条 〔火災予防条例準則第44条〕 消防設備の非常電源となる場合は、消防設備の一部として消防法第17条の3の2により届出なければならない。</td></tr></table> （注）変電設備、発電設備、蓄電池設備については豊田市火災予防規則様式第7号を用い、全部又は一部を一括して届出ることができる。ネオン管灯設備については、同規則様式第8号により届け出る。	届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令	電気設備設置（変更）届出書（注） ①案内図 ②平面図 ③立面図、断面図、意匠図 ④機器の配置図 ⑤配線図、配線系統図 ⑥仕様書、説明書、計画書、三相短絡容量経産書類、制御回路、排気筒、系統図	所轄消防署 （2） （内1部返却用）	設置者	設置工事開始の3日前まで	豊田市火災予防条例第55条 同施工規則第7条 〔 火災予防条例準則第44条 〕 消防設備の非常電源となる場合は、消防設備の一部として消防法第17条の3の2により届出なければならない。	基準の改正による修正																																								
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令																																																											
電気設備設置（変更）届出書（注） ①案内図 ②平面図 ③立面図、断面図、意匠図 ④機器の配置図 ⑤配線図、配線系統図 ⑥仕様書、説明書、計画書 三相短絡容量経産書類 制御回路、排気筒系統図	所轄消防署 （2） （内一部返却用）	設置者	設置工事開始の3日前まで	豊田市火災予防条例第55条 同施工規則第7条 〔火災予防条例準則第44条〕 消防設備の非常電源となる場合は、消防設備の一部として消防法第17条の3の2により届出なければならない。																																																											
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （提出部数）	提出者	提出時期	関係法令																																																											
電気設備設置（変更）届出書（注） ①案内図 ②平面図 ③立面図、断面図、意匠図 ④機器の配置図 ⑤配線図、配線系統図 ⑥仕様書、説明書、計画書、三相短絡容量経産書類、制御回路、排気筒、系統図	所轄消防署 （2） （内1部返却用）	設置者	設置工事開始の3日前まで	豊田市火災予防条例第55条 同施工規則第7条 〔 火災予防条例準則第44条 〕 消防設備の非常電源となる場合は、消防設備の一部として消防法第17条の3の2により届出なければならない。																																																											
3.2.4 危険物取扱の届出一覧表	<table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備 考</th></tr><tr><td>少量危険物等の貯蔵取扱届出書</td><td>所轄消防署 （2） （内一部返却用）</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>火災予防条例第58条 同施工規則第14条</td><td>指定数量の1/5以上 指定数量未満</td></tr><tr><td>危険物製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請書 ①地下タンク貯蔵所構造設備明細書の提出 一般取扱所 屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 ②計算書等 ③位置、構造設備図</td><td>所轄消防署 正一1部 副一1部 （市町村長等）</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>消防法第11条 危険物の規制に関する政令第6、7条 危険物の規制に関する規則第4、9条</td><td>指定数量以上 指定数量 （以下数量） ガソリン 200L 灯 油 1000L 軽 油 1000L 重 油 2000L 潤滑油 6000L</td></tr><tr><td>危険物製造所、貯蔵所、取扱所完成検査申請</td><td>所轄消防署 正一1部 副一1部</td><td>設置者</td><td>検査前</td><td></td><td></td></tr><tr><td>消防用設備等着工届出書</td><td>所轄消防署 （1）</td><td>甲種消防設備士 （第4類）</td><td>工事着手 10日前</td><td>消防法第17条の12 同施工規則第33条の18</td><td>自動火災報知設備 屋内消火栓設備</td></tr></table>	届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令	備 考	少量危険物等の貯蔵取扱届出書	所轄消防署 （2） （内一部返却用）	設置者	工事着手前	火災予防条例第58条 同施工規則第14条	指定数量の1/5以上 指定数量未満	危険物製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請書 ①地下タンク貯蔵所構造設備明細書の提出 一般取扱所 屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 ②計算書等 ③位置、構造設備図	所轄消防署 正一1部 副一1部 （市町村長等）	設置者	工事着手前	消防法第11条 危険物の規制に関する政令第6、7条 危険物の規制に関する規則第4、9条	指定数量以上 指定数量 （以下数量） ガソリン 200L 灯 油 1000L 軽 油 1000L 重 油 2000L 潤滑油 6000L	危険物製造所、貯蔵所、取扱所完成検査申請	所轄消防署 正一1部 副一1部	設置者	検査前			消防用設備等着工届出書	所轄消防署 （1）	甲種消防設備士 （第4類）	工事着手 10日前	消防法第17条の12 同施工規則第33条の18	自動火災報知設備 屋内消火栓設備	<table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備 考</th></tr><tr><td>少量危険物等の貯蔵取扱届出書</td><td>所轄消防署 （2） （内一部返却用）</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>火災予防条例第57条 同施工規則第10条</td><td>指定数量の1/5以上 指定数量未満 <u>可燃性液体類10m3以上</u></td></tr><tr><td>危険物製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請書 ①地下タンク貯蔵所構造設備明細書の提出 一般取扱所 屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 ②計算書等 ③位置、構造設備図</td><td>所轄消防署 正一1部 副一1部 （市町村長等）</td><td>設置者</td><td>工事着手前</td><td>消防法第11条 危険物の規制に関する政令第6、7条 危険物の規制に関する規則第4、9条</td><td>指定数量以上 指定数量 （以下数量） ガソリン 200L 灯 油 1000L 軽 油 1000L 重 油 2000L 潤滑油 6000L</td></tr><tr><td>危険物製造所、貯蔵所、取扱所完成検査申請</td><td>所轄消防署 正一1部 副一1部</td><td>設置者</td><td>検査前</td><td></td><td></td></tr><tr><td>消防用設備等着工届出書</td><td>所轄消防署 （1）</td><td>甲種消防設備士 （第4類）</td><td>工事着手 10日前</td><td>消防法第17条の14 同施行規則第33条の18</td><td>自動火災報知設備 屋内消火栓設備</td></tr></table>	届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令	備 考	少量危険物等の貯蔵取扱届出書	所轄消防署 （2） （内一部返却用）	設置者	工事着手前	火災予防条例第57条 同施工規則第10条	指定数量の1/5以上 指定数量未満 <u>可燃性液体類10m3以上</u>	危険物製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請書 ①地下タンク貯蔵所構造設備明細書の提出 一般取扱所 屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 ②計算書等 ③位置、構造設備図	所轄消防署 正一1部 副一1部 （市町村長等）	設置者	工事着手前	消防法第11条 危険物の規制に関する政令第6、7条 危険物の規制に関する規則第4、9条	指定数量以上 指定数量 （以下数量） ガソリン 200L 灯 油 1000L 軽 油 1000L 重 油 2000L 潤滑油 6000L	危険物製造所、貯蔵所、取扱所完成検査申請	所轄消防署 正一1部 副一1部	設置者	検査前			消防用設備等着工届出書	所轄消防署 （1）	甲種消防設備士 （第4類）	工事着手 10日前	消防法第17条の14 同施行規則第33条の18	自動火災報知設備 屋内消火栓設備	条数等の錯誤修正 指定数量の明記 字句の修正 条数の錯誤修正
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令	備 考																																																										
少量危険物等の貯蔵取扱届出書	所轄消防署 （2） （内一部返却用）	設置者	工事着手前	火災予防条例第58条 同施工規則第14条	指定数量の1/5以上 指定数量未満																																																										
危険物製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請書 ①地下タンク貯蔵所構造設備明細書の提出 一般取扱所 屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 ②計算書等 ③位置、構造設備図	所轄消防署 正一1部 副一1部 （市町村長等）	設置者	工事着手前	消防法第11条 危険物の規制に関する政令第6、7条 危険物の規制に関する規則第4、9条	指定数量以上 指定数量 （以下数量） ガソリン 200L 灯 油 1000L 軽 油 1000L 重 油 2000L 潤滑油 6000L																																																										
危険物製造所、貯蔵所、取扱所完成検査申請	所轄消防署 正一1部 副一1部	設置者	検査前																																																												
消防用設備等着工届出書	所轄消防署 （1）	甲種消防設備士 （第4類）	工事着手 10日前	消防法第17条の12 同施工規則第33条の18	自動火災報知設備 屋内消火栓設備																																																										
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令	備 考																																																										
少量危険物等の貯蔵取扱届出書	所轄消防署 （2） （内一部返却用）	設置者	工事着手前	火災予防条例第57条 同施工規則第10条	指定数量の1/5以上 指定数量未満 <u>可燃性液体類10m3以上</u>																																																										
危険物製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請書 ①地下タンク貯蔵所構造設備明細書の提出 一般取扱所 屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 ②計算書等 ③位置、構造設備図	所轄消防署 正一1部 副一1部 （市町村長等）	設置者	工事着手前	消防法第11条 危険物の規制に関する政令第6、7条 危険物の規制に関する規則第4、9条	指定数量以上 指定数量 （以下数量） ガソリン 200L 灯 油 1000L 軽 油 1000L 重 油 2000L 潤滑油 6000L																																																										
危険物製造所、貯蔵所、取扱所完成検査申請	所轄消防署 正一1部 副一1部	設置者	検査前																																																												
消防用設備等着工届出書	所轄消防署 （1）	甲種消防設備士 （第4類）	工事着手 10日前	消防法第17条の14 同施行規則第33条の18	自動火災報知設備 屋内消火栓設備																																																										

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前						改訂後						改訂の趣旨又は理由																																										
IV 参考																																																							
IV-1 機械・電気設備工事必携																																																							
3 各種手続き																																																							
3.3 騒音規制法関係																																																							
3.3.1 届出一覧表																																																							
<table><tr><td>事項</td><td>届出書類等名称</td><td>提出先 (部数)</td><td>提出者</td><td>提出時期</td><td>関係法令</td><td>備考</td></tr><tr><td>特定施設を設置するときは届け出なければならない。</td><td>特定施設設置届出書 付近見取図、案内図 建物配置図、特定施設の配置図、騒音防止方法の概要、騒音防止装置図面、表</td><td>市長 正十号 (1)</td><td>設置者</td><td>工事開始の 30 日前</td><td>騒音規制法第 6 条 同施行規則第 3 条、第 4 条</td><td>特定施設 同施行令別表第一 ・原動機出力が 3.75kW 以上の空気圧縮機及び送風機 ・ディーゼルエンジン 37.5kW 以上 ・木材加工機械 ・建設用資材製造機械等</td></tr><tr><td>特定施設の種類数を変更するときは届け出なければならない。</td><td>特定施設の種類ごとの数変更届出書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>変更に係る工事の開始の 30 日前</td><td>騒音規制法第 8 条 同施行規則第 3 条、第 6 条</td><td></td></tr><tr><td>騒音の防止方法を変更するときは届け出なければならない。</td><td>騒音の防止の方法変更届出書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>新たに指示地域になったとき、又は施設が特定施設となったとき、は、届け出なければならない。</td><td>特定施設使用届出書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>指示地域になった日から 30 日以内 特定施設となった日から 30 日以内</td><td>騒音規制法第 7 条 同施行規則第 3 条、第 5 条</td><td></td></tr></table>														事項	届出書類等名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	特定施設を設置するときは届け出なければならない。	特定施設設置届出書 付近見取図、案内図 建物配置図、特定施設の配置図、騒音防止方法の概要、騒音防止装置図面、表	市長 正十号 (1)	設置者	工事開始の 30 日前	騒音規制法第 6 条 同施行規則第 3 条、第 4 条	特定施設 同施行令別表第一 ・原動機出力が 3.75kW 以上の空気圧縮機及び送風機 ・ディーゼルエンジン 37.5kW 以上 ・木材加工機械 ・建設用資材製造機械等	特定施設の種類数を変更するときは届け出なければならない。	特定施設の種類ごとの数変更届出書	同上	同上	変更に係る工事の開始の 30 日前	騒音規制法第 8 条 同施行規則第 3 条、第 6 条		騒音の防止方法を変更するときは届け出なければならない。	騒音の防止の方法変更届出書	同上	同上	同上	同上		新たに指示地域になったとき、又は施設が特定施設となったとき、は、届け出なければならない。	特定施設使用届出書	同上	同上	指示地域になった日から 30 日以内 特定施設となった日から 30 日以内	騒音規制法第 7 条 同施行規則第 3 条、第 5 条								
事項	届出書類等名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																	
特定施設を設置するときは届け出なければならない。	特定施設設置届出書 付近見取図、案内図 建物配置図、特定施設の配置図、騒音防止方法の概要、騒音防止装置図面、表	市長 正十号 (1)	設置者	工事開始の 30 日前	騒音規制法第 6 条 同施行規則第 3 条、第 4 条	特定施設 同施行令別表第一 ・原動機出力が 3.75kW 以上の空気圧縮機及び送風機 ・ディーゼルエンジン 37.5kW 以上 ・木材加工機械 ・建設用資材製造機械等																																																	
特定施設の種類数を変更するときは届け出なければならない。	特定施設の種類ごとの数変更届出書	同上	同上	変更に係る工事の開始の 30 日前	騒音規制法第 8 条 同施行規則第 3 条、第 6 条																																																		
騒音の防止方法を変更するときは届け出なければならない。	騒音の防止の方法変更届出書	同上	同上	同上	同上																																																		
新たに指示地域になったとき、又は施設が特定施設となったとき、は、届け出なければならない。	特定施設使用届出書	同上	同上	指示地域になった日から 30 日以内 特定施設となった日から 30 日以内	騒音規制法第 7 条 同施行規則第 3 条、第 5 条																																																		
<table><tr><td>事項</td><td>届出書類等名称</td><td>提出先 (部数)</td><td>提出者</td><td>提出時期</td><td>関係法令</td><td>備考</td></tr><tr><td><u>特定施設を設置するとき</u></td><td>特定施設設置届出書 付近見取図、案内図 建物配置図、特定施設の配置図、騒音防止方法の概要、騒音防止装置図面、表</td><td>市長 正十号 (1)</td><td>設置者</td><td>工事開始の 30 日前</td><td>騒音規制法第 6 条 同施行規則第 3 条、第 4 条</td><td><u>様式第 1</u> 特定施設 同施行令別表第一 空気圧縮機及び送風機 (原動機出力 7.5kW 以上)</td></tr><tr><td><u>特定施設の種類数を変更するとき</u></td><td>特定施設の数等の変更届出書 (特定施設の種類ごとの提出)</td><td>同上</td><td>同上</td><td>変更に係る工事の開始の 30 日前</td><td>騒音規制法第 8 条 同施行規則第 3 条、第 6 条</td><td><u>様式第 3</u></td></tr><tr><td><u>騒音の防止方法を変更するとき</u></td><td>騒音の防止方法の変更届出書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td><u>様式第 4</u></td></tr><tr><td><u>新たに指示地域になったとき、又は施設が特定施設となったとき</u></td><td>特定施設使用届出書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>指示地域になった日から 30 日以内 特定施設となった日から 30 日以内</td><td>騒音規制法第 7 条 同施行規則第 3 条、第 5 条</td><td><u>様式第 2</u></td></tr><tr><td>氏名、名称などを変更したとき</td><td>氏名(名称、住所、所在地)変更届出書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>変更になった日から 30 日以内</td><td>騒音規制法第 10 条 同施行規則第 3 条、第 8 条</td><td><u>様式第 6</u></td></tr></table>														事項	届出書類等名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	<u>特定施設を設置するとき</u>	特定施設設置届出書 付近見取図、案内図 建物配置図、特定施設の配置図、騒音防止方法の概要、騒音防止装置図面、表	市長 正十号 (1)	設置者	工事開始の 30 日前	騒音規制法第 6 条 同施行規則第 3 条、第 4 条	<u>様式第 1</u> 特定施設 同施行令別表第一 空気圧縮機及び送風機 (原動機出力 7.5kW 以上)	<u>特定施設の種類数を変更するとき</u>	特定施設の数等の変更届出書 (特定施設の種類ごとの提出)	同上	同上	変更に係る工事の開始の 30 日前	騒音規制法第 8 条 同施行規則第 3 条、第 6 条	<u>様式第 3</u>	<u>騒音の防止方法を変更するとき</u>	騒音の防止方法の変更届出書	同上	同上	同上	同上	<u>様式第 4</u>	<u>新たに指示地域になったとき、又は施設が特定施設となったとき</u>	特定施設使用届出書	同上	同上	指示地域になった日から 30 日以内 特定施設となった日から 30 日以内	騒音規制法第 7 条 同施行規則第 3 条、第 5 条	<u>様式第 2</u>	氏名、名称などを変更したとき	氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	同上	同上	変更になった日から 30 日以内	騒音規制法第 10 条 同施行規則第 3 条、第 8 条	<u>様式第 6</u>
事項	届出書類等名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																	
<u>特定施設を設置するとき</u>	特定施設設置届出書 付近見取図、案内図 建物配置図、特定施設の配置図、騒音防止方法の概要、騒音防止装置図面、表	市長 正十号 (1)	設置者	工事開始の 30 日前	騒音規制法第 6 条 同施行規則第 3 条、第 4 条	<u>様式第 1</u> 特定施設 同施行令別表第一 空気圧縮機及び送風機 (原動機出力 7.5kW 以上)																																																	
<u>特定施設の種類数を変更するとき</u>	特定施設の数等の変更届出書 (特定施設の種類ごとの提出)	同上	同上	変更に係る工事の開始の 30 日前	騒音規制法第 8 条 同施行規則第 3 条、第 6 条	<u>様式第 3</u>																																																	
<u>騒音の防止方法を変更するとき</u>	騒音の防止方法の変更届出書	同上	同上	同上	同上	<u>様式第 4</u>																																																	
<u>新たに指示地域になったとき、又は施設が特定施設となったとき</u>	特定施設使用届出書	同上	同上	指示地域になった日から 30 日以内 特定施設となった日から 30 日以内	騒音規制法第 7 条 同施行規則第 3 条、第 5 条	<u>様式第 2</u>																																																	
氏名、名称などを変更したとき	氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	同上	同上	変更になった日から 30 日以内	騒音規制法第 10 条 同施行規則第 3 条、第 8 条	<u>様式第 6</u>																																																	
様式について記載追加																																																							
字句の修正																																																							
原動機の出力の錯誤修正																																																							
字句の修正 様式について記載追加																																																							
字句の修正 様式について記載追加																																																							
字句の修正 様式について記載追加																																																							
様式について記載追加																																																							

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前					改訂後					改訂の趣旨又は理由																																																																							
IV 参考																																																																																		
IV-1 機械・電気設備工事必携																																																																																		
3 各種手続き																																																																																		
3.3 騒音規制法関係																																																																																		
3.3.1 届出一覧表																																																																																		
<table><tr><th>事項</th><th>届出書類等名称</th><th>提出先 (部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td>氏名、名称などを変更した時は、届け出なければならない。</td><td>氏名（名称、住所、所在地）変更届出書</td><td>市長 正1部 (1)</td><td>設置者</td><td>変更になった日から30日以内</td><td>騒音規制法第10条 同施行規則第3条、第8条</td><td></td></tr><tr><td>特定施設のすべての使用を廃止した時は届け出なければならない。</td><td>特定施設使用全廃届出書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>廃止になった日から30日以内</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた時は、届け出なければならない。</td><td>承継届出書</td><td>同上</td><td>事業の承継者</td><td>承継があった日から30日以内</td><td>騒音規制法第11条 同施行規則第3条、第9条</td><td></td></tr><tr><td>特定建設作業をする時は、届け出なければならない。</td><td>特定建設作業実施届出書（騒音）（振動）</td><td>同上</td><td>施工者</td><td>工事開始の7日前までに</td><td>騒音規制法第14条 同施行規則第3条、第10条</td><td>特定建設作業 同施工令別表第二 ・くい打機 ・コンクリートポンプ ・15kW以上のガソリン機 同等の空気圧縮機等</td></tr></table>											事項	届出書類等名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	氏名、名称などを変更した時は、届け出なければならない。	氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	市長 正1部 (1)	設置者	変更になった日から30日以内	騒音規制法第10条 同施行規則第3条、第8条		特定施設のすべての使用を廃止した時は届け出なければならない。	特定施設使用全廃届出書	同上	同上	廃止になった日から30日以内	同上		特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた時は、届け出なければならない。	承継届出書	同上	事業の承継者	承継があった日から30日以内	騒音規制法第11条 同施行規則第3条、第9条		特定建設作業をする時は、届け出なければならない。	特定建設作業実施届出書（騒音）（振動）	同上	施工者	工事開始の7日前までに	騒音規制法第14条 同施行規則第3条、第10条	特定建設作業 同施工令別表第二 ・くい打機 ・コンクリートポンプ ・15kW以上のガソリン機 同等の空気圧縮機等	<table><tr><th>事項</th><th>届出書類等名称</th><th>提出先 (部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th><th>備考</th></tr><tr><td><u>特定施設のすべての使用を廃止したとき</u></td><td>特定施設使用全廃届出書</td><td>市長 正1部 (1)</td><td>設置者</td><td>廃止になった日から30日以内</td><td>騒音規制法第10条 同施行規則第3条、第8条</td><td><u>様式第7</u></td></tr><tr><td><u>特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき</u></td><td>承継届出書</td><td>同上</td><td>事業の承継者</td><td>継りあった日から30日以内</td><td>騒音規制法第11条 同施行規則第3条、第9条</td><td><u>様式第8</u></td></tr><tr><td><u>特定建設作業をするとき</u></td><td>特定建設作業実施届出書（騒音）（振動）</td><td>同上</td><td>施工者</td><td>工事開始の7日前までに</td><td>騒音規制法第14条 同施行規則第3条、第10条</td><td><u>様式第9</u> 特定建設作業 同施行令別表第二に掲げる作業</td></tr></table>	事項	届出書類等名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考	<u>特定施設のすべての使用を廃止したとき</u>	特定施設使用全廃届出書	市長 正1部 (1)	設置者	廃止になった日から30日以内	騒音規制法第10条 同施行規則第3条、第8条	<u>様式第7</u>	<u>特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき</u>	承継届出書	同上	事業の承継者	継りあった日から30日以内	騒音規制法第11条 同施行規則第3条、第9条	<u>様式第8</u>	<u>特定建設作業をするとき</u>	特定建設作業実施届出書（騒音）（振動）	同上	施工者	工事開始の7日前までに	騒音規制法第14条 同施行規則第3条、第10条	<u>様式第9</u> 特定建設作業 同施行令別表第二に掲げる作業	字句の修正 様式について記載追加							
事項	届出書類等名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																												
氏名、名称などを変更した時は、届け出なければならない。	氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	市長 正1部 (1)	設置者	変更になった日から30日以内	騒音規制法第10条 同施行規則第3条、第8条																																																																													
特定施設のすべての使用を廃止した時は届け出なければならない。	特定施設使用全廃届出書	同上	同上	廃止になった日から30日以内	同上																																																																													
特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた時は、届け出なければならない。	承継届出書	同上	事業の承継者	承継があった日から30日以内	騒音規制法第11条 同施行規則第3条、第9条																																																																													
特定建設作業をする時は、届け出なければならない。	特定建設作業実施届出書（騒音）（振動）	同上	施工者	工事開始の7日前までに	騒音規制法第14条 同施行規則第3条、第10条	特定建設作業 同施工令別表第二 ・くい打機 ・コンクリートポンプ ・15kW以上のガソリン機 同等の空気圧縮機等																																																																												
事項	届出書類等名称	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	備考																																																																												
<u>特定施設のすべての使用を廃止したとき</u>	特定施設使用全廃届出書	市長 正1部 (1)	設置者	廃止になった日から30日以内	騒音規制法第10条 同施行規則第3条、第8条	<u>様式第7</u>																																																																												
<u>特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき</u>	承継届出書	同上	事業の承継者	継りあった日から30日以内	騒音規制法第11条 同施行規則第3条、第9条	<u>様式第8</u>																																																																												
<u>特定建設作業をするとき</u>	特定建設作業実施届出書（騒音）（振動）	同上	施工者	工事開始の7日前までに	騒音規制法第14条 同施行規則第3条、第10条	<u>様式第9</u> 特定建設作業 同施行令別表第二に掲げる作業																																																																												
3.4 電気供給約款（電力会社）関係																																																																																		
3.4.1 届出一覧表																																																																																		
(1) 契約電力500kw未満の新設、増設																																																																																		
<table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th></tr><tr><td>1. 計画の窓口相談</td><td>電力会社と相談</td><td>需要家</td><td>計画の段階（事前協議）</td><td></td></tr><tr><td>2. 自家用電気使用申込書（図面協議、申込内容の審査）</td><td>電力会社(1)</td><td>需要家</td><td>工事着手前</td><td>電気供給規程</td></tr><tr><td>3. 電気需給のご案内（承諾内容の確認、負担金の請求）</td><td>需給家(1)</td><td>電力会社</td><td>工事着手前</td><td></td></tr><tr><td>4. 遮断容量計算書 需要家</td><td>需給家(1)</td><td>電力会社</td><td>工事着手前</td><td></td></tr><tr><td>5. 内線落成予定通知（注…電話又は口頭）</td><td>電力会社</td><td>需要家</td><td>落成予定日の確定時</td><td></td></tr><tr><td>6. 自主検査の検査成績書</td><td>電力会社(1)</td><td>需要家</td><td>送電前</td><td></td></tr></table>											届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階（事前協議）		2. 自家用電気使用申込書（図面協議、申込内容の審査）	電力会社(1)	需要家	工事着手前	電気供給規程	3. 電気需給のご案内（承諾内容の確認、負担金の請求）	需給家(1)	電力会社	工事着手前		4. 遮断容量計算書 需要家	需給家(1)	電力会社	工事着手前		5. 内線落成予定通知（注…電話又は口頭）	電力会社	需要家	落成予定日の確定時		6. 自主検査の検査成績書	電力会社(1)	需要家	送電前		<table><tr><th>届出書類等名称 (添付書類を含む)</th><th>提出先 (部数)</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th></tr><tr><td>1. 計画の窓口相談</td><td>電力会社と相談</td><td>需要家</td><td>計画の段階（事前協議）</td><td></td></tr><tr><td>2. 自家用電気使用申込書（図面協議、申込内容の審査）</td><td>電力会社(1)</td><td>同上</td><td>工事着手前</td><td>電気供給規程</td></tr><tr><td>3. 電気需給のご案内（承諾内容の確認、負担金の請求）</td><td>需給家(1)</td><td>電力会社</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>4. 遮断容量計算書 需要家</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>5. 内線落成予定通知（注…電話又は口頭）</td><td>電力会社</td><td>需要家</td><td>落成予定日の確定時</td><td></td></tr><tr><td>6. 自主検査の検査成績書</td><td>電力会社(1)</td><td>同上</td><td>送電前</td><td></td></tr></table>	届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令	1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階（事前協議）		2. 自家用電気使用申込書（図面協議、申込内容の審査）	電力会社(1)	同上	工事着手前	電気供給規程	3. 電気需給のご案内（承諾内容の確認、負担金の請求）	需給家(1)	電力会社	同上		4. 遮断容量計算書 需要家	同上	同上	同上		5. 内線落成予定通知（注…電話又は口頭）	電力会社	需要家	落成予定日の確定時		6. 自主検査の検査成績書	電力会社(1)	同上	送電前		字句の修正
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令																																																																														
1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階（事前協議）																																																																															
2. 自家用電気使用申込書（図面協議、申込内容の審査）	電力会社(1)	需要家	工事着手前	電気供給規程																																																																														
3. 電気需給のご案内（承諾内容の確認、負担金の請求）	需給家(1)	電力会社	工事着手前																																																																															
4. 遮断容量計算書 需要家	需給家(1)	電力会社	工事着手前																																																																															
5. 内線落成予定通知（注…電話又は口頭）	電力会社	需要家	落成予定日の確定時																																																																															
6. 自主検査の検査成績書	電力会社(1)	需要家	送電前																																																																															
届出書類等名称 (添付書類を含む)	提出先 (部数)	提出者	提出時期	関係法令																																																																														
1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階（事前協議）																																																																															
2. 自家用電気使用申込書（図面協議、申込内容の審査）	電力会社(1)	同上	工事着手前	電気供給規程																																																																														
3. 電気需給のご案内（承諾内容の確認、負担金の請求）	需給家(1)	電力会社	同上																																																																															
4. 遮断容量計算書 需要家	同上	同上	同上																																																																															
5. 内線落成予定通知（注…電話又は口頭）	電力会社	需要家	落成予定日の確定時																																																																															
6. 自主検査の検査成績書	電力会社(1)	同上	送電前																																																																															

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																																																																																																																																																				
IV 参考																																																																																																																																																																																							
IV-1 機械・電気設備工事必携																																																																																																																																																																																							
3 各種手続き																																																																																																																																																																																							
3.4 電気供給約款（電力会社）関係																																																																																																																																																																																							
3.4.1 届出一覧表	(2) 契約電力500kw以上の新設、増設（6kv受電の場合） <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th></tr><tr><td>1. 計画の窓口相談</td><td>電力会社と相談</td><td>需要家</td><td>計画の段階 （事前協議）</td><td></td></tr><tr><td>2. 自家用電気使用申込書 （自家用電気使用申込書用紙1.2.3）</td><td>電力会社（2）</td><td>需要家</td><td>工事着手前</td><td>電気供給約款</td></tr><tr><td>3. 供給承諾書</td><td>需給家（1）</td><td>電力会社</td><td>工事着手前</td><td></td></tr><tr><td>4. 遮断容量計算書</td><td>需給家（1）</td><td>電力会社</td><td>工事着手前</td><td></td></tr><tr><td>5. 電気需給契約書</td><td>需要家— 電力会社</td><td>需要家— 電力会社</td><td>供給承諾時</td><td></td></tr><tr><td>6. 工事費負担金契約書</td><td>需要家— 電力会社</td><td>需要家— 電力会社</td><td>供給承諾時</td><td></td></tr><tr><td>7. 自家用電気工作物 落成予定通知書</td><td>電力会社（1）</td><td>需要家</td><td>落成予定日の 確定時</td><td></td></tr><tr><td>8. 自主検査の検査成績書</td><td>電力会社（1）</td><td>需要家</td><td>送電前</td><td></td></tr></table> (3) 特別高圧電力の新設、増設（10kv以上受電の場合） <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th></tr><tr><td>1. 計画の窓口相談</td><td>電力会社と相談</td><td>需要家</td><td>計画の段階</td><td></td></tr><tr><td>2. 自家用電気使用申込書 （関係図面書類参照）</td><td>電力会社（2）</td><td>需要家</td><td>工事着手前</td><td>電気供給約款</td></tr><tr><td>3. 供給承諾書</td><td>需給家（1）</td><td>電力会社</td><td>工事着手前</td><td></td></tr><tr><td>4. 遮断容量計算書</td><td>需給家（1）</td><td>電力会社</td><td>工事着手前</td><td></td></tr><tr><td>5. 電気需給契約書</td><td>需要家— 電力会社</td><td>需要家— 電力会社</td><td>供給承諾時</td><td></td></tr><tr><td>6. 工事費負担金契約書</td><td>需要家— 電力会社</td><td>需要家— 電力会社</td><td>供給承諾時</td><td></td></tr><tr><td>7. 自家用電気工作物 落成予定通知書</td><td>電力会社（1）</td><td>需要家</td><td>落成予定日の 確定時</td><td></td></tr><tr><td>8. 自主検査検査成績書</td><td>電力会社（1）</td><td>需要家</td><td>送電前</td><td></td></tr></table>	届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令	1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階 （事前協議）		2. 自家用電気使用申込書 （自家用電気使用申込書用紙1.2.3）	電力会社（2）	需要家	工事着手前	電気供給約款	3. 供給承諾書	需給家（1）	電力会社	工事着手前		4. 遮断容量計算書	需給家（1）	電力会社	工事着手前		5. 電気需給契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時		6. 工事費負担金契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時		7. 自家用電気工作物 落成予定通知書	電力会社（1）	需要家	落成予定日の 確定時		8. 自主検査の検査成績書	電力会社（1）	需要家	送電前		届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令	1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階		2. 自家用電気使用申込書 （関係図面書類参照）	電力会社（2）	需要家	工事着手前	電気供給約款	3. 供給承諾書	需給家（1）	電力会社	工事着手前		4. 遮断容量計算書	需給家（1）	電力会社	工事着手前		5. 電気需給契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時		6. 工事費負担金契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時		7. 自家用電気工作物 落成予定通知書	電力会社（1）	需要家	落成予定日の 確定時		8. 自主検査検査成績書	電力会社（1）	需要家	送電前		(2) 契約電力500kw以上の新設、増設（6kv受電の場合） <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th></tr><tr><td>1. 計画の窓口相談</td><td>電力会社と相談</td><td>需要家</td><td>計画の段階 （事前協議）</td><td></td></tr><tr><td>2. 自家用電気使用申込書 （自家用電気使用申込書用紙1.2.3）</td><td>電力会社（2）</td><td>同上</td><td>工事着手前</td><td>電気供給規程</td></tr><tr><td>3. 供給承諾書</td><td>需給家（1）</td><td>電力会社</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>4. 遮断容量計算書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>5. 電気需給契約書</td><td>需要家— 電力会社</td><td>需要家— 電力会社</td><td>供給承諾時</td><td></td></tr><tr><td>6. 工事費負担金契約書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>7. 自家用電気工作物 落成予定通知書</td><td>電力会社（1）</td><td>需要家</td><td>落成予定日の 確定時</td><td></td></tr><tr><td>8. 自主検査の検査成績書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>送電前</td><td></td></tr></table> (3) 特別高圧電力の新設、増設（10kv以上受電の場合） <table><tr><th>届出書類等名称 （添付書類を含む）</th><th>提出先 （部数）</th><th>提出者</th><th>提出時期</th><th>関係法令</th></tr><tr><td>1. 計画の窓口相談</td><td>電力会社と相談</td><td>需要家</td><td>計画の段階</td><td></td></tr><tr><td>2. 自家用電気使用申込書 （関係図面書類参照）</td><td>電力会社（2）</td><td>同上</td><td>工事着手前</td><td>電気供給約款</td></tr><tr><td>3. 供給承諾書</td><td>需給家（1）</td><td>電力会社</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>4. 遮断容量計算書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>5. 電気需給契約書</td><td>需要家— 電力会社</td><td>需要家— 電力会社</td><td>供給承諾時</td><td></td></tr><tr><td>6. 工事費負担金契約書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td></td></tr><tr><td>7. 自家用電気工作物 落成予定通知書</td><td>電力会社（1）</td><td>需要家</td><td>落成予定日の 確定時</td><td></td></tr><tr><td>8. 自主検査検査成績書</td><td>同上</td><td>同上</td><td>送電前</td><td></td></tr></table>	届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令	1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階 （事前協議）		2. 自家用電気使用申込書 （自家用電気使用申込書用紙1.2.3）	電力会社（2）	同上	工事着手前	電気供給規程	3. 供給承諾書	需給家（1）	電力会社	同上		4. 遮断容量計算書	同上	同上	同上		5. 電気需給契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時		6. 工事費負担金契約書	同上	同上	同上		7. 自家用電気工作物 落成予定通知書	電力会社（1）	需要家	落成予定日の 確定時		8. 自主検査の検査成績書	同上	同上	送電前		届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令	1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階		2. 自家用電気使用申込書 （関係図面書類参照）	電力会社（2）	同上	工事着手前	電気供給約款	3. 供給承諾書	需給家（1）	電力会社	同上		4. 遮断容量計算書	同上	同上	同上		5. 電気需給契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時		6. 工事費負担金契約書	同上	同上	同上		7. 自家用電気工作物 落成予定通知書	電力会社（1）	需要家	落成予定日の 確定時		8. 自主検査検査成績書	同上	同上	送電前		字句の修正
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令																																																																																																																																																																																			
1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階 （事前協議）																																																																																																																																																																																				
2. 自家用電気使用申込書 （自家用電気使用申込書用紙1.2.3）	電力会社（2）	需要家	工事着手前	電気供給約款																																																																																																																																																																																			
3. 供給承諾書	需給家（1）	電力会社	工事着手前																																																																																																																																																																																				
4. 遮断容量計算書	需給家（1）	電力会社	工事着手前																																																																																																																																																																																				
5. 電気需給契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時																																																																																																																																																																																				
6. 工事費負担金契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時																																																																																																																																																																																				
7. 自家用電気工作物 落成予定通知書	電力会社（1）	需要家	落成予定日の 確定時																																																																																																																																																																																				
8. 自主検査の検査成績書	電力会社（1）	需要家	送電前																																																																																																																																																																																				
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令																																																																																																																																																																																			
1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階																																																																																																																																																																																				
2. 自家用電気使用申込書 （関係図面書類参照）	電力会社（2）	需要家	工事着手前	電気供給約款																																																																																																																																																																																			
3. 供給承諾書	需給家（1）	電力会社	工事着手前																																																																																																																																																																																				
4. 遮断容量計算書	需給家（1）	電力会社	工事着手前																																																																																																																																																																																				
5. 電気需給契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時																																																																																																																																																																																				
6. 工事費負担金契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時																																																																																																																																																																																				
7. 自家用電気工作物 落成予定通知書	電力会社（1）	需要家	落成予定日の 確定時																																																																																																																																																																																				
8. 自主検査検査成績書	電力会社（1）	需要家	送電前																																																																																																																																																																																				
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令																																																																																																																																																																																			
1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階 （事前協議）																																																																																																																																																																																				
2. 自家用電気使用申込書 （自家用電気使用申込書用紙1.2.3）	電力会社（2）	同上	工事着手前	電気供給規程																																																																																																																																																																																			
3. 供給承諾書	需給家（1）	電力会社	同上																																																																																																																																																																																				
4. 遮断容量計算書	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																				
5. 電気需給契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時																																																																																																																																																																																				
6. 工事費負担金契約書	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																				
7. 自家用電気工作物 落成予定通知書	電力会社（1）	需要家	落成予定日の 確定時																																																																																																																																																																																				
8. 自主検査の検査成績書	同上	同上	送電前																																																																																																																																																																																				
届出書類等名称 （添付書類を含む）	提出先 （部数）	提出者	提出時期	関係法令																																																																																																																																																																																			
1. 計画の窓口相談	電力会社と相談	需要家	計画の段階																																																																																																																																																																																				
2. 自家用電気使用申込書 （関係図面書類参照）	電力会社（2）	同上	工事着手前	電気供給約款																																																																																																																																																																																			
3. 供給承諾書	需給家（1）	電力会社	同上																																																																																																																																																																																				
4. 遮断容量計算書	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																				
5. 電気需給契約書	需要家— 電力会社	需要家— 電力会社	供給承諾時																																																																																																																																																																																				
6. 工事費負担金契約書	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																				
7. 自家用電気工作物 落成予定通知書	電力会社（1）	需要家	落成予定日の 確定時																																																																																																																																																																																				
8. 自主検査検査成績書	同上	同上	送電前																																																																																																																																																																																				
IV-2 出来形管理項目及び品質管理項目																																																																																																																																																																																							
1 共通事項																																																																																																																																																																																							
1.4 製作工場の品質管理	(1) 素材（機材）の品質管理 機器を構成する素材は、工場受入れ試験を実施し、品質の管理を行う。 機器を構成する素材の規格は、特に指定のない限り、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査標準規格（JEC）、日本電気工業規格（JEM）、電子情報技術産業協会（JEITA）等への規格に適合したものを使用し、検査、試験の方法は、JIS、JEC、JEM等に定められた方法による。また、その他材料の取り扱い、仕様書による。 (2) 省略	(1) 素材（機材）の品質管理 機器を構成する素材は、工場受入れ試験を実施し、品質の管理を行う。 機器を構成する素材の規格は、特に指定のない限り、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査標準規格（JEC）、日本電気工業規格（JEM）、電子情報技術産業協会（JEITA）等の規格に適合したものを使用し、検査、試験の方法は、JIS、JEC、JEM等に定められた方法による。また、その他材料の取り扱い、仕様書による。 (2) 省略	規格名称変更のため、字句修正																																																																																																																																																																																				
			省略規定の反映																																																																																																																																																																																				

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																						
IV 参考																									
IV-2 出来形管理項目及び品質管理項目																									
1 共通事項																									
1.2 出来形管理の実施	本文中、 (1) 省略 (2) 出来形管理の実施 1) 省略 2) 結果表に整理できない部分は設計図、又は監督員が承諾した施工図を使用して作成する。（実測値を朱書きとし、設計値との差を（ ）書きで朱書きする。） 3) 土木工事等の出来形管理は、土木工事管理基準等による。 4) 出来形図や出来形数量は、既済部分検査等の出来形を把握する必要がある場合に作成する。	本文中、 (1) 省略 (2) 出来形管理の実施 1) 省略 2) 結果表に整理できない部分は設計図、又は監督員が承諾した施工図を使用して作成する。（実測値を朱書きする。）とし、設計値との差を（ ）書きで朱書きする。 3) 土木工事等の出来形管理は、土木工事管理基準等による。 4) 出来形図や出来形数量は、完成既済部分検査等において出来形を把握する必要のある項目について作成する。																							
1.5 施工現場における品質管理	本文中、 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 段階確認の方法 1) 段階確認願（工事打合せ簿）には、受注者の施工管理担当者があらかじめ施工段階の測定を行い、実施年月日及び氏名を記入し、捺印した段階確認（管理）記録を提出する。 2) 受注者等の測定結果に基づき監督員が原則として立ち会い、内容を確認する。 3) 測定値がある場合は、段階確認（管理）記録に測定結果等を朱書きする。 4) 監督員が立ち会できない場合は、監督員が指示する方法より、書類（机上）で段階確認を行う場合がある。また、デジタルカメラや電子メール等の電子ツールを活用することによって、映像情報として明瞭に確認できる場合は、立ち会いを伴わなくても段階確認とすることができる。 5) 監督員が立ち会った場合は、打合せ簿などに記録を残し、段階確認（管理）記録に立ち会い年月日を記載する。 6) 段階確認の写真は、アルバム等に整理しておく。 (5) 省略	本文中、 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (4) 段階確認・施工状況把握（以下、「段階確認等」という。）の方法 1) 請負者は、段階確認等を行う際には、事前に施工計画書で承諾された段階確認報告書、又は施工状況把握報告書に立会希望日を記載し、監督員に提出する。この際、施工管理担当者があらかじめ施工段階の測定を行い、段階確認（管理）記録を添付する。 2) 監督員は、請負者等の測定結果に基づき、現場又は机上により内容を確認する。 3) 監督員は、現場により測定値を確認する場合は、段階確認（管理）記録に測定結果等を朱書きする。 4) 監督員が机上により確認する場合は、請負者は監督員が指示する方法により、確認に必要な書類を提示する。このとき、デジタルカメラや電子メール等の電子ツールを活用することによって、映像情報として明瞭に確認できる場合は、それらにより確認したとみなすものとする。 5) 監督員は、現場又は机上により段階確認等を行ったときは、段階確認報告書、又は施工状況把握報告書に確認の実施年月日を記載し、請負者に返却する。 6) 請負者は、段階確認等を現場により実施した場合は、工事写真を撮影し、工事写真に整理しておく。 7) 請負者は、工事完了時には段階確認報告書、又は施工状況把握報告書を工事完成書類として提出する。監督員は提出された段階確認報告書、又は施工状況把握報告書に署名・押印を行う。 (5) 省略	施工状況把握の追加 取扱いの修正 取扱いの修正 取扱いの修正 取扱いの修正 取扱いの修正 取扱いの修正																						
3 品質管理項目																									
3.1 機械設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>区分</th><th>確認事項</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">材料検査</td><td>工場立会 製作前</td><td>1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。</td><td></td></tr> <tr> <td>現場検査 施工前</td><td>機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時又は据付前に監督員の検査を受ける。</td><td></td></tr> </tbody> </table> （中略）	項目	区分	確認事項	備考	材料検査	工場立会 製作前	1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。		現場検査 施工前	機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時又は据付前に監督員の検査を受ける。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>区分</th><th>確認事項</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">材料検査</td><td>工場立会 製作前</td><td>1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。</td><td></td></tr> <tr> <td>現場検査 施工前</td><td>機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時、又は据付前に監督員の立会検査を受ける。</td><td></td></tr> </tbody> </table> （中略）	項目	区分	確認事項	備考	材料検査	工場立会 製作前	1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。		現場検査 施工前	機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時、又は据付前に監督員の立会検査を受ける。		監督員の立会いについて追記
項目	区分	確認事項	備考																						
材料検査	工場立会 製作前	1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。																							
	現場検査 施工前	機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時又は据付前に監督員の検査を受ける。																							
項目	区分	確認事項	備考																						
材料検査	工場立会 製作前	1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。																							
	現場検査 施工前	機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時、又は据付前に監督員の立会検査を受ける。																							

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前			改訂後			改訂の趣旨又は理由																						
Ⅳ 参考																													
Ⅳ-2 出来形管理項目及び品質管理項目																													
3 品質管理項目																													
3.1 機械設備	<table><tr><td>塗装検査</td><td>工場立会・現場検査</td><td>製作中・施工中</td><td>1) 塗料の種類、素地調整、塗装方法、塗装回数、塗膜圧などが「機械・電気設備工事標準仕様書」又は承諾図書、製造者規格のとおりであることを、品質証明書、塗装管理表、記録写真、社内試験成績表等により確認する。 2) 塗装外観は、指定色を使用し、塗装面に傷、凹凸、流れ、塗残し、色むら、くもり、変色、剥離、発錆、汚れ、白化（ブラッシング）等の外観上に異常がないことを目視により確認する。 3) 膜厚測定は電磁式膜厚計、その他適切な試験器により測定する。使用した測定器の種類を記録票に明記すること 4) ピンホール検査は低周波試験器や、その他適切な試験器を使用し、膜厚上の電極を適当な速度で掃引させて、電極と地金間に適切な電圧を印加し、塗膜にピンホールがないことを確認する。</td></tr></table>			塗装検査	工場立会・現場検査	製作中・施工中	1) 塗料の種類、素地調整、塗装方法、塗装回数、塗膜圧などが「機械・電気設備工事標準仕様書」又は承諾図書、製造者規格のとおりであることを、品質証明書、塗装管理表、記録写真、社内試験成績表等により確認する。 2) 塗装外観は、指定色を使用し、塗装面に傷、凹凸、流れ、塗残し、色むら、くもり、変色、剥離、発錆、汚れ、白化（ブラッシング）等の外観上に異常がないことを目視により確認する。 3) 膜厚測定は電磁式膜厚計、その他適切な試験器により測定する。使用した測定器の種類を記録票に明記すること 4) ピンホール検査は低周波試験器や、その他適切な試験器を使用し、膜厚上の電極を適当な速度で掃引させて、電極と地金間に適切な電圧を印加し、塗膜にピンホールがないことを確認する。	<table><tr><td>塗装検査</td><td>工場立会・現場検査</td><td>製作中・施工中</td><td>1) 塗料の種類、素地調整、塗装方法、塗装回数、塗膜圧などが「機電仕様書」、又は承諾図書、製造者規格のとおりであることを、品質証明書、塗装管理表、記録写真、社内試験成績表等により確認する。 2) 塗装外観は、指定色を使用し、塗装面に傷、凹凸、流れ、塗残し、色むら、くもり、変色、剥離、発錆、汚れ、白化（ブラッシング）等の外観上に異常がないことを目視により確認する。 3) 膜厚測定は電磁式膜厚計、その他適切な試験器により測定する。使用した測定器の種類を記録票に明記すること 4) ピンホール検査は低周波試験器や、その他適切な試験器を使用し、膜厚上の電極を適当な速度で掃引させて、電極と地金間に適切な電圧を印加し、塗膜にピンホールがないことを確認する。</td></tr></table>			塗装検査	工場立会・現場検査	製作中・施工中	1) 塗料の種類、素地調整、塗装方法、塗装回数、塗膜圧などが「 機電仕様書 」、又は承諾図書、製造者規格のとおりであることを、品質証明書、塗装管理表、記録写真、社内試験成績表等により確認する。 2) 塗装外観は、指定色を使用し、塗装面に傷、凹凸、流れ、塗残し、色むら、くもり、変色、剥離、発錆、汚れ、白化（ブラッシング）等の外観上に異常がないことを目視により確認する。 3) 膜厚測定は電磁式膜厚計、その他適切な試験器により測定する。使用した測定器の種類を記録票に明記すること 4) ピンホール検査は低周波試験器や、その他適切な試験器を使用し、膜厚上の電極を適当な速度で掃引させて、電極と地金間に適切な電圧を印加し、塗膜にピンホールがないことを確認する。	省略規定の反映														
塗装検査	工場立会・現場検査	製作中・施工中	1) 塗料の種類、素地調整、塗装方法、塗装回数、塗膜圧などが「機械・電気設備工事標準仕様書」又は承諾図書、製造者規格のとおりであることを、品質証明書、塗装管理表、記録写真、社内試験成績表等により確認する。 2) 塗装外観は、指定色を使用し、塗装面に傷、凹凸、流れ、塗残し、色むら、くもり、変色、剥離、発錆、汚れ、白化（ブラッシング）等の外観上に異常がないことを目視により確認する。 3) 膜厚測定は電磁式膜厚計、その他適切な試験器により測定する。使用した測定器の種類を記録票に明記すること 4) ピンホール検査は低周波試験器や、その他適切な試験器を使用し、膜厚上の電極を適当な速度で掃引させて、電極と地金間に適切な電圧を印加し、塗膜にピンホールがないことを確認する。																										
塗装検査	工場立会・現場検査	製作中・施工中	1) 塗料の種類、素地調整、塗装方法、塗装回数、塗膜圧などが「 機電仕様書 」、又は承諾図書、製造者規格のとおりであることを、品質証明書、塗装管理表、記録写真、社内試験成績表等により確認する。 2) 塗装外観は、指定色を使用し、塗装面に傷、凹凸、流れ、塗残し、色むら、くもり、変色、剥離、発錆、汚れ、白化（ブラッシング）等の外観上に異常がないことを目視により確認する。 3) 膜厚測定は電磁式膜厚計、その他適切な試験器により測定する。使用した測定器の種類を記録票に明記すること 4) ピンホール検査は低周波試験器や、その他適切な試験器を使用し、膜厚上の電極を適当な速度で掃引させて、電極と地金間に適切な電圧を印加し、塗膜にピンホールがないことを確認する。																										
3.2 電気設備	<table><tr><th>項目</th><th>区分</th><th>確認事項</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">材料検査</td><td>工場立会・製作前</td><td>1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。</td><td></td></tr><tr><td>現場検査・施工前</td><td>機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時に又は据付前に監督員の検査を受ける。</td><td></td></tr></table> (中略) 特性検査-工場立会-製作中 2) 電動機性能試験 (ア)～(ウ) 省略			項目	区分	確認事項	備考	材料検査	工場立会・製作前	1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。		現場検査・施工前	機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時に又は据付前に監督員の検査を受ける。		<table><tr><th>項目</th><th>区分</th><th>確認事項</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">材料検査</td><td>工場立会・製作前</td><td>1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。</td><td></td></tr><tr><td>現場検査・施工前</td><td>機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時、又は据付前に監督員の立会検査を受ける。</td><td></td></tr></table> (中略) 特性検査-工場立会-製作中 2) 電動機性能試験 (ア)～(ウ) 省略			項目	区分	確認事項	備考	材料検査	工場立会・製作前	1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。		現場検査・施工前	機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時、又は据付前に監督員の 立会 検査を受ける。		監督員の立会いについて追記
項目	区分	確認事項	備考																										
材料検査	工場立会・製作前	1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。																											
	現場検査・施工前	機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時に又は据付前に監督員の検査を受ける。																											
項目	区分	確認事項	備考																										
材料検査	工場立会・製作前	1) 部材の品質及び数量を確認する。 2) 部材の品質は材質、化学成分、機械的強度等を材料試験成績表、部材証明書（ミルシート）等により確認する。																											
	現場検査・施工前	機器、材料で工場立会検査を行っていないものは、搬入時、又は据付前に監督員の 立会 検査を受ける。																											
特性検査	工場立会	製作中	(エ) 特性算定 等価負荷法又は実負荷法により実施する。等価負荷法による場合は、一次重ね合わせ等価負荷法とし、運転定格のものについては、各温度一定になったと認められるまで運転し、運転中及び停止後における各部の最高温度を測定する。 (イ) 絶縁抵抗測定 絶縁を施した巻き線に対して1分値を測定する。高圧巻線（600V超過）のものは1000V以下、低圧巻線（600V以下）のものは500Vメガーとする。 (ロ) 耐電圧試験 原則として、温度試験の後に絶縁を施した巻き線に対して、下記電圧を1分間加える。 一次巻き線 1000V+2E（最低 1500V） (ハ) 振動試験 無負荷運転における水平方向、垂直方向、軸方向の振動を指示振動計により測定する。 (ニ) 騒音測定 無負荷運転時における水平4方向の騒音を、電動機端より1mのところで測定する。 (ヘ) 効率規格等 JIS C 4210 「低圧三相かご形誘導電動機」 JIS C 4207 「三相誘導電動機の特性算定方法」 JEC C 2137 「日本電気規格調査会標準規格」 3) 変圧器特性試験 (7) 位相変移試験 高圧側より三相200Vを印加し、高圧～低圧間の位相関係を検査数える。		(エ) 特性算定 等価負荷法又は実負荷法により実施する。等価負荷法による場合は、一次重ね合わせ等価負荷法とし、連続定格のものについては、各温度一定になったと認められるまで運転し、運転中及び停止後における各部の最高温度を測定する。 (イ) 絶縁抵抗測定 絶縁を施した巻き線に対して1分値を測定する。高圧巻線（600V超過）のものは1000V以下、低圧巻線（600V以下）のものは500Vメガーとする。 (ロ) 耐電圧試験 原則として、温度試験の後に絶縁を施した巻き線に対して、下記電圧を1分間加える。 一次巻き線 1000V+2E（最低 1500V） (ハ) 振動試験 無負荷運転における水平方向、垂直方向、軸方向の振動を指示振動計により測定する。 (ニ) 騒音測定 無負荷運転時における水平4方向の騒音を、電動機端より1mのところで測定する。 (ケ) 関連規格等 JIS C 4210 「 一般用低圧三相かご形誘導電動機 」 JIS C 4207 「三相誘導電動機の特性算定方法」 JEC C 2137 「日本電気規格調査会標準規格」 3) 変圧器特性試験 (7) 位相変移試験 高圧側より三相200Vを印加し、高圧～低圧間の位相関係を検査数える。	JIS規格名称等の錯誤修正																							

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																
IV 参考																			
IV-2 出来形管理項目及び品質管理項目																			
3 品質管理項目																			
3.2 電気設備	(中略)	(中略)																	
	特性検査-工場立会-製作中 4) 発動発電機 (ア)～(オ) 省略	特性検査-工場立会-製作中 4) 発動発電機 (ア)～(オ) 省略																	
	<table><tr><th>項目</th><th>区分</th><th>確認事項</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">特性検査</td><td rowspan="2">工場立会</td><td>(h) 総合電圧変動特性試験 定格負荷から無負荷まで漸次変化させた時の電圧を測定し、所定の値以内であることを確認する。 (i) 調速試験 無負荷にて回転速度の調節範囲を測定し、所定の値以内であることを確認する。 定格回転速度の±5% (g) 連続試験 前負荷にて3時間の連続運転を行い、異常のないこと及び出力性能を満足していることを確認する。 (k) 関連規格等 7) 発電機 JIS C 4034-1「回転電気機械-第1部：定格及び特性」 JIS C 4034-5「回転電気機械-第5部：外被構造による保護方式の分類」 JIS C 4034-6「回転電気機械-第6部：冷却方式による分類」 JEC 2130「同期機」 JEC 2131「ガスタービン駆動同期発電機」 JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」 イ) 燃料移送ポンプ JIS B 8312「歯車ポンプ及びねじポンプ-試験方法」 JIS B 8352「油圧用歯車ポンプ」</td><td></td></tr></table>	項目	区分	確認事項	備考	特性検査	工場立会	(h) 総合電圧変動特性試験 定格負荷から無負荷まで漸次変化させた時の電圧を測定し、所定の値以内であることを確認する。 (i) 調速試験 無負荷にて回転速度の調節範囲を測定し、所定の値以内であることを確認する。 定格回転速度の±5% (g) 連続試験 前負荷にて3時間の連続運転を行い、異常のないこと及び出力性能を満足していることを確認する。 (k) 関連規格等 7) 発電機 JIS C 4034-1「回転電気機械-第1部：定格及び特性」 JIS C 4034-5「回転電気機械-第5部：外被構造による保護方式の分類」 JIS C 4034-6「回転電気機械-第6部：冷却方式による分類」 JEC 2130「同期機」 JEC 2131「ガスタービン駆動同期発電機」 JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」 イ) 燃料移送ポンプ JIS B 8312「歯車ポンプ及びねじポンプ-試験方法」 JIS B 8352「油圧用歯車ポンプ」		<table><tr><th>項目</th><th>区分</th><th>確認事項</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">特性検査</td><td rowspan="2">工場立会</td><td>(h) 総合電圧変動特性試験 定格負荷から無負荷まで漸次変化させた時の電圧を測定し、所定の値以内であることを確認する。 (i) 調速試験 無負荷にて回転速度の調節範囲を測定し、所定の値以内であることを確認する。 定格回転速度の±5% (g) 連続試験 前負荷にて3時間の連続運転を行い、異常のないこと及び出力性能を満足していることを確認する。 (k) 関連規格等 7) 発電機 JIS C 4034-1「回転電気機械-第1部：定格及び特性」 JIS C 4034-5「回転電気機械-第5部：外被構造による保護方式の分類」 JIS C 4034-6「回転電気機械-第6部：冷却方式による分類」 JEC 2130「同期機」 JEC 2131「ガスタービン駆動同期発電機」 JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」 イ) 燃料移送ポンプ JIS B 8312「歯車ポンプ及びねじポンプ-試験方法」 JIS B 8352「油圧用歯車ポンプ」</td><td></td></tr></table>	項目	区分	確認事項	備考	特性検査	工場立会	(h) 総合電圧変動特性試験 定格負荷から無負荷まで漸次変化させた時の電圧を測定し、所定の値以内であることを確認する。 (i) 調速試験 無負荷にて回転速度の調節範囲を測定し、所定の値以内であることを確認する。 定格回転速度の±5% (g) 連続試験 前負荷にて3時間の連続運転を行い、異常のないこと及び出力性能を満足していることを確認する。 (k) 関連規格等 7) 発電機 JIS C 4034-1「回転電気機械-第1部：定格及び特性」 JIS C 4034-5「回転電気機械-第5部：外被構造による保護方式の分類」 JIS C 4034-6「回転電気機械-第6部：冷却方式による分類」 JEC 2130「同期機」 JEC 2131「ガスタービン駆動同期発電機」 JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」 イ) 燃料移送ポンプ JIS B 8312「歯車ポンプ及びねじポンプ-試験方法」 JIS B 8352「油圧用歯車ポンプ」		JIS規格改正反映
	項目	区分	確認事項	備考															
特性検査	工場立会	(h) 総合電圧変動特性試験 定格負荷から無負荷まで漸次変化させた時の電圧を測定し、所定の値以内であることを確認する。 (i) 調速試験 無負荷にて回転速度の調節範囲を測定し、所定の値以内であることを確認する。 定格回転速度の±5% (g) 連続試験 前負荷にて3時間の連続運転を行い、異常のないこと及び出力性能を満足していることを確認する。 (k) 関連規格等 7) 発電機 JIS C 4034-1「回転電気機械-第1部：定格及び特性」 JIS C 4034-5「回転電気機械-第5部：外被構造による保護方式の分類」 JIS C 4034-6「回転電気機械-第6部：冷却方式による分類」 JEC 2130「同期機」 JEC 2131「ガスタービン駆動同期発電機」 JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」 イ) 燃料移送ポンプ JIS B 8312「歯車ポンプ及びねじポンプ-試験方法」 JIS B 8352「油圧用歯車ポンプ」																	
		項目	区分	確認事項	備考														
特性検査	工場立会	(h) 総合電圧変動特性試験 定格負荷から無負荷まで漸次変化させた時の電圧を測定し、所定の値以内であることを確認する。 (i) 調速試験 無負荷にて回転速度の調節範囲を測定し、所定の値以内であることを確認する。 定格回転速度の±5% (g) 連続試験 前負荷にて3時間の連続運転を行い、異常のないこと及び出力性能を満足していることを確認する。 (k) 関連規格等 7) 発電機 JIS C 4034-1「回転電気機械-第1部：定格及び特性」 JIS C 4034-5「回転電気機械-第5部：外被構造による保護方式の分類」 JIS C 4034-6「回転電気機械-第6部：冷却方式による分類」 JEC 2130「同期機」 JEC 2131「ガスタービン駆動同期発電機」 JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」 イ) 燃料移送ポンプ JIS B 8312「歯車ポンプ及びねじポンプ-試験方法」 JIS B 8352「油圧用歯車ポンプ」																	
		(中略)	(中略)																
<table><tr><th>項目</th><th>区分</th><th>確認事項</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">絶縁耐力検査</td><td rowspan="2">工場立会・施工・完了時</td><td>1) 高圧及び特別高圧の主回路大地間に電気設備基準で規定された試験電圧を10分間印加して、絶縁に異常がなきことを確認する。 2) 高圧以上の電路、機器等は、耐圧試験装置を用いて絶縁耐力試験を行う。 3) 絶縁耐力試験の前後又は初充電を行う前に、絶縁抵抗を測定する(半導体応用機器及び高感度計器は外す)。 4) 高圧電路、機器等の絶縁耐力試験は別表-3～6の内容により試験電圧を連続して10分間加えて異常がないことを確認する。ただし、交流ケーブルにおいて、監督員の承認を得た場合は、交流試験電圧の2倍の直流電圧で試験を行ってもよい。なお、記載無き事項は、「電気設備の技術基準とその解釈」第14～18条に基づく。 5) 関連規格等 絶縁抵抗試験：JEM1021 絶縁耐力試験：JEM1195、 JEM1225、 JEM1265、 JEM1425、 JEM1460</td><td></td></tr></table>	項目	区分	確認事項	備考	絶縁耐力検査	工場立会・施工・完了時	1) 高圧及び特別高圧の主回路大地間に電気設備基準で規定された試験電圧を10分間印加して、絶縁に異常がなきことを確認する。 2) 高圧以上の電路、機器等は、耐圧試験装置を用いて絶縁耐力試験を行う。 3) 絶縁耐力試験の前後又は初充電を行う前に、絶縁抵抗を測定する(半導体応用機器及び高感度計器は外す)。 4) 高圧電路、機器等の絶縁耐力試験は別表-3～6の内容により試験電圧を連続して10分間加えて異常がないことを確認する。ただし、交流ケーブルにおいて、監督員の承認を得た場合は、交流試験電圧の2倍の直流電圧で試験を行ってもよい。なお、記載無き事項は、「電気設備の技術基準とその解釈」第14～18条に基づく。 5) 関連規格等 絶縁抵抗試験：JEM1021 絶縁耐力試験：JEM1195、 JEM1225、 JEM1265、 JEM1425、 JEM1460		<table><tr><th>項目</th><th>区分</th><th>確認事項</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">絶縁耐力検査</td><td rowspan="2">製作中・施工中・完了時 工場立会・現場検査</td><td>1) 高圧及び特別高圧の主回路大地間に電気設備基準で規定された試験電圧を10分間印加して、絶縁に異常がなきことを確認する。 2) 高圧以上の電路、機器等は、耐圧試験装置を用いて絶縁耐力試験を行う。 3) 絶縁耐力試験の前後又は初充電を行う前に絶縁抵抗を測定する(半導体応用機器及び高感度計器は外す)。 4) 高圧電路、機器等の絶縁耐力試験は別表-3～6の内容により試験電圧を連続して10分間加えて異常がないことを確認する。ただし、交流ケーブルにおいて、監督員の承認を得た場合は、交流試験電圧の2倍の直流電圧で試験を行ってもよい。なお、記載無き事項は、「電気設備の技術基準とその解釈」第14～18条に基づく。 5) 関連規格等 電気用品安全法、IEC60335-1等 絶縁抵抗試験：JEM1021 絶縁耐力試験：JEM1195、JEM1225、JEM1265、JEM1425、JEM1460</td><td></td></tr></table>	項目	区分	確認事項	備考	絶縁耐力検査	製作中・施工中・完了時 工場立会・現場検査	1) 高圧及び特別高圧の主回路大地間に電気設備基準で規定された試験電圧を10分間印加して、絶縁に異常がなきことを確認する。 2) 高圧以上の電路、機器等は、耐圧試験装置を用いて絶縁耐力試験を行う。 3) 絶縁耐力試験の前後又は初充電を行う前に絶縁抵抗を測定する(半導体応用機器及び高感度計器は外す)。 4) 高圧電路、機器等の絶縁耐力試験は別表-3～6の内容により試験電圧を連続して10分間加えて異常がないことを確認する。ただし、交流ケーブルにおいて、監督員の承認を得た場合は、交流試験電圧の2倍の直流電圧で試験を行ってもよい。なお、記載無き事項は、「電気設備の技術基準とその解釈」第14～18条に基づく。 5) 関連規格等 電気用品安全法、IEC60335-1等 絶縁抵抗試験：JEM1021 絶縁耐力試験：JEM1195、JEM1225、JEM1265、JEM1425、JEM1460		規格名称等の変更を反映	
項目	区分	確認事項	備考																
絶縁耐力検査	工場立会・施工・完了時	1) 高圧及び特別高圧の主回路大地間に電気設備基準で規定された試験電圧を10分間印加して、絶縁に異常がなきことを確認する。 2) 高圧以上の電路、機器等は、耐圧試験装置を用いて絶縁耐力試験を行う。 3) 絶縁耐力試験の前後又は初充電を行う前に、絶縁抵抗を測定する(半導体応用機器及び高感度計器は外す)。 4) 高圧電路、機器等の絶縁耐力試験は別表-3～6の内容により試験電圧を連続して10分間加えて異常がないことを確認する。ただし、交流ケーブルにおいて、監督員の承認を得た場合は、交流試験電圧の2倍の直流電圧で試験を行ってもよい。なお、記載無き事項は、「電気設備の技術基準とその解釈」第14～18条に基づく。 5) 関連規格等 絶縁抵抗試験：JEM1021 絶縁耐力試験：JEM1195、 JEM1225、 JEM1265、 JEM1425、 JEM1460																	
		項目	区分	確認事項	備考														
絶縁耐力検査	製作中・施工中・完了時 工場立会・現場検査	1) 高圧及び特別高圧の主回路大地間に電気設備基準で規定された試験電圧を10分間印加して、絶縁に異常がなきことを確認する。 2) 高圧以上の電路、機器等は、耐圧試験装置を用いて絶縁耐力試験を行う。 3) 絶縁耐力試験の前後又は初充電を行う前に絶縁抵抗を測定する(半導体応用機器及び高感度計器は外す)。 4) 高圧電路、機器等の絶縁耐力試験は別表-3～6の内容により試験電圧を連続して10分間加えて異常がないことを確認する。ただし、交流ケーブルにおいて、監督員の承認を得た場合は、交流試験電圧の2倍の直流電圧で試験を行ってもよい。なお、記載無き事項は、「電気設備の技術基準とその解釈」第14～18条に基づく。 5) 関連規格等 電気用品安全法、IEC60335-1等 絶縁抵抗試験：JEM1021 絶縁耐力試験：JEM1195、JEM1225、JEM1265、JEM1425、JEM1460																	
		(以降省略)			(以降省略)														

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由
IV 参考			
IV-3 設備工事施工管理シート			
1 共通事項			
1.1 目的	設備工事施工管理シート（以下「管理シート」という。）は、豊田市上下水道局が発注する工事に適用し、工事の進捗に従い、当該工事に関連する管理項目をその都度確認することにより、良好な施工管理を実施することを目的としている。	設備工事施工管理シート（以下「管理シート」という。）は、 豊田市上下水道局 が発注する工事に適用し、工事の進捗に従い、当該工事に関連する管理項目をその都度確認することにより、良好な施工管理を実施することを目的としている。	省略規定の反映
1.2 使用上の留意事項	(1) 点検表は、工事ごとに作成し、現場事務所等に保管するとともに、施工の段階ごとに現場代理人若しくは主任（監理）技術者がその作業内容に合わせて確認日及び再確認日を記入する。なお、現場代理人は工事としての手配や統括項目、主任（監理）技術者は技術的内容項目について確認日を記入する。また、各点検表に確認者の氏名を記入する。 (2) 管理シートは、本書及び工事仕様書を基に、標準的な施工フローで作成している。 (3) 工事内容に合致した該当点検表を選択する。 (4) 該当点検表が無い場合は、別途点検表を作成する。 (5) 対象機器、施工フロー、管理項目等の欄で不足する場合、又は項目がなじまない場合は、適宜追加又は削除（見え消し線）して使用する。 (6) 施工場所が複数の場合は施工場所ごとに作成する。 (7) 施工場所ごとに作成した該当管理シート及び別途管理シートは、通し番号を「施工No.」欄に記入する。 (8) 施工フロー欄の1.現地事前調査及び2.施工図作成項目に該当する各管理項目は、代表的な点検表のみ管理日を記入し、その他の関連点検表の管理項目は「レ点」で省略できる。 (9) 管理項目の中で規定値の記載があるものについては、各々について実際の規定値を記入しそれを施工の中で確認していくものである。 (10) 施工途中で、「管理項目」の追加が必要となった場合は、追記する。 (11) 確認日欄は、確認した日付を記入する。 (12) また、備考欄及び再確認日欄は、確認日で手直し等があり再確認を要する場合に再度確認した日付を記入することや必要に応じて補足説明等を記入する。 (13) なお、監督員の確認には、電話、FAX、電子メール、デジタル写真等による確認を含む。 (14) 管理シートは、完成（一部完成）検査前に監督員の確認を受け、表紙の確認欄に捺印し完成（一部完成）検査時の提出書類とする。 (15) なお、一部完成がある場合は、別途作成する。	(1) 点検表は、工事ごとに作成し、現場事務所等に保管するとともに、施工の段階ごとに現場代理人若しくは主任（監理）技術者がその作業内容に合わせて確認日及び再確認日を記入する。なお、現場代理人は工事としての手配や統括項目、主任（監理）技術者は技術的内容項目について確認日を記入する。また、各点検表に確認者の氏名を記入する。 (2) 管理シートは、<u>本書及び工事仕様書</u>を基に、標準的な施工フローで作成している。 (3) 工事内容に合致した該当点検表を選択する。 (4) 該当点検表が無い場合は、別途点検表を作成する。 (5) 対象機器、施工フロー、管理項目等の欄で不足<u>がある</u>場合、又は項目がなじまない場合は、適宜追加又は削除（見え消し線）して使用する。 (6) 施工場所が複数の場合は施工場所ごとに作成する。 (7) 施工場所ごとに作成した該当管理シート及び別途管理シートは、通し番号を「施工No.」欄に記入する。 (8) 施工フロー欄の1.現地事前調査及び2.施工図作成項目に該当する各管理項目は、代表的な点検表のみ管理日を記入し、その他の関連点検表の管理項目は「レ点」で省略できる。 (9) 管理項目の中で規定値の記載があるものについては、各々について実際の規定値を記入しそれを施工の中で確認していくものである。 (10) 施工途中で、「管理項目」の追加が必要となった場合は、追記する。 (11) 確認日欄は、確認した日付を記入する。 (12) また、備考欄及び再確認日欄は、確認日で手直し等があり再確認を要する場合に再度確認した日付を記入することや必要に応じて補足説明等を記入する。 (13) なお、監督員の確認には、電話、FAX、電子メール、デジタル写真等による確認を含む。 (14) 管理シートは、完成（<u>指定部分・既済部分</u>）検査前に監督員の確認を受け、表紙の確認欄に捺印し、完成（<u>指定部分・既済部分</u>）検査時の提出書類とする。 -(15)-なお、一部完成がある場合は、別途作成する。	字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 記載の削除

機械・電気設備工事標準仕様書 新旧対照表

項目

改訂前

改訂後

改訂の趣旨又は理由

IV 参考

IV-3 設備工事施工管理シート

3 電気設備工事施工管理シート

3-5 接地工事

3-5 接地工事（銅板・銅覆鋼棒）1/2

3-5 接地工事（銅板・銅覆鋼棒）2/2

施工No.

施工No.

3-5 接地工事（銅板・銅覆鋼棒）1/2

3-5 接地工事（銅板・銅覆鋼棒）2/2

施工No.

施工No.

版⇒板 誤字修正

IV-4 JIS規格及びJEM規格（抜粋）

「機械・電気設備工事標準仕様書」に記載のある項目の抜粋

1 JIS規格

【電気設備工事編】

番号	名称
JIS A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
JIS B2005	工業プロセス用調節弁
JIS B2031	ねじみね継手
JIS B2071	銅製管フランジ
JIS B2220	銅製管フランジ
JIS B2230	銅製鋼管フランジ
JIS B2301	ねじ込み式可撓軟製管継手
JIS B2302	ねじ込み式鋼管継手
JIS B2303	ねじ込み式排水管継手
JIS B2311	配管用鋼製溶接式溶接式管継手
JIS B2312	配管用鋼製溶接式溶接式管継手
JIS B2313	配管用鋼製溶接式溶接式管継手
JIS B2316	配管用鋼製溶接式溶接式管継手
JIS B2352	ベローズ形軟管継手
JIS B4410	木管用継手
JIS B4402	銅製管フランジ
JIS G3442	木配管用継手めっき鋼管
JIS G3448	配管用ステンレス鋼管
JIS G3452	配管用ステンレス鋼管
JIS G3453	配管用ステンレス鋼管
JIS G3454	配管用ステンレス鋼管
JIS G3455	配管用ステンレス鋼管
JIS G3456	配管用ステンレス鋼管
JIS G3457	配管用ステンレス鋼管
JIS G3458	配管用ステンレス鋼管
JIS G3459	配管用ステンレス鋼管
JIS G3460	配管用ステンレス鋼管
JIS G3461	配管用ステンレス鋼管
JIS G3462	配管用ステンレス鋼管
JIS G3463	配管用ステンレス鋼管
JIS G3464	配管用ステンレス鋼管
JIS G3465	配管用ステンレス鋼管
JIS G3466	配管用ステンレス鋼管
JIS G3467	配管用ステンレス鋼管
JIS G3468	配管用ステンレス鋼管
JIS G3469	配管用ステンレス鋼管
JIS G3470	配管用ステンレス鋼管
JIS G3471	配管用ステンレス鋼管
JIS G3472	配管用ステンレス鋼管
JIS G3473	配管用ステンレス鋼管
JIS G3474	配管用ステンレス鋼管
JIS G3475	配管用ステンレス鋼管
JIS G3476	配管用ステンレス鋼管
JIS G3477	配管用ステンレス鋼管
JIS G3478	配管用ステンレス鋼管
JIS G3479	配管用ステンレス鋼管
JIS G3480	配管用ステンレス鋼管
JIS G3481	配管用ステンレス鋼管
JIS G3482	配管用ステンレス鋼管
JIS G3483	配管用ステンレス鋼管
JIS G3484	配管用ステンレス鋼管
JIS G3485	配管用ステンレス鋼管
JIS G3486	配管用ステンレス鋼管
JIS G3487	配管用ステンレス鋼管
JIS G3488	配管用ステンレス鋼管
JIS G3489	配管用ステンレス鋼管
JIS G3490	配管用ステンレス鋼管
JIS G3491	配管用ステンレス鋼管
JIS G3492	配管用ステンレス鋼管
JIS G3493	配管用ステンレス鋼管
JIS G3494	配管用ステンレス鋼管
JIS G3495	配管用ステンレス鋼管
JIS G3496	配管用ステンレス鋼管
JIS G3497	配管用ステンレス鋼管
JIS G3498	配管用ステンレス鋼管
JIS G3499	配管用ステンレス鋼管
JIS G3500	配管用ステンレス鋼管
JIS G3501	配管用ステンレス鋼管
JIS G3502	配管用ステンレス鋼管
JIS G3503	配管用ステンレス鋼管
JIS G3504	配管用ステンレス鋼管
JIS G3505	配管用ステンレス鋼管
JIS G3506	配管用ステンレス鋼管
JIS G3507	配管用ステンレス鋼管
JIS G3508	配管用ステンレス鋼管
JIS G3509	配管用ステンレス鋼管
JIS G3510	配管用ステンレス鋼管
JIS G3511	配管用ステンレス鋼管
JIS G3512	配管用ステンレス鋼管
JIS G3513	配管用ステンレス鋼管
JIS G3514	配管用ステンレス鋼管
JIS G3515	配管用ステンレス鋼管
JIS G3516	配管用ステンレス鋼管
JIS G3517	配管用ステンレス鋼管
JIS G3518	配管用ステンレス鋼管
JIS G3519	配管用ステンレス鋼管
JIS G3520	配管用ステンレス鋼管
JIS G3521	配管用ステンレス鋼管
JIS G3522	配管用ステンレス鋼管
JIS G3523	配管用ステンレス鋼管
JIS G3524	配管用ステンレス鋼管
JIS G3525	配管用ステンレス鋼管
JIS G3526	配管用ステンレス鋼管
JIS G3527	配管用ステンレス鋼管
JIS G3528	配管用ステンレス鋼管
JIS G3529	配管用ステンレス鋼管
JIS G3530	配管用ステンレス鋼管
JIS G3531	配管用ステンレス鋼管
JIS G3532	配管用ステンレス鋼管
JIS G3533	配管用ステンレス鋼管
JIS G3534	配管用ステンレス鋼管
JIS G3535	配管用ステンレス鋼管
JIS G3536	配管用ステンレス鋼管
JIS G3537	配管用ステンレス鋼管
JIS G3538	配管用ステンレス鋼管
JIS G3539	配管用ステンレス鋼管
JIS G3540	配管用ステンレス鋼管
JIS G3541	配管用ステンレス鋼管
JIS G3542	配管用ステンレス鋼管
JIS G3543	配管用ステンレス鋼管
JIS G3544	配管用ステンレス鋼管
JIS G3545	配管用ステンレス鋼管
JIS G3546	配管用ステンレス鋼管
JIS G3547	配管用ステンレス鋼管
JIS G3548	配管用ステンレス鋼管
JIS G3549	配管用ステンレス鋼管
JIS G3550	配管用ステンレス鋼管
JIS G3551	配管用ステンレス鋼管
JIS G3552	配管用ステンレス鋼管
JIS G3553	配管用ステンレス鋼管
JIS G3554	配管用ステンレス鋼管
JIS G3555	配管用ステンレス鋼管
JIS G3556	配管用ステンレス鋼管
JIS G3557	配管用ステンレス鋼管
JIS G3558	配管用ステンレス鋼管
JIS G3559	配管用ステンレス鋼管
JIS G3560	配管用ステンレス鋼管
JIS G3561	配管用ステンレス鋼管
JIS G3562	配管用ステンレス鋼管
JIS G3563	配管用ステンレス鋼管
JIS G3564	配管用ステンレス鋼管
JIS G3565	配管用ステンレス鋼管
JIS G3566	配管用ステンレス鋼管
JIS G3567	配管用ステンレス鋼管
JIS G3568	配管用ステンレス鋼管
JIS G3569	配管用ステンレス鋼管
JIS G3570	配管用ステンレス鋼管
JIS G3571	配管用ステンレス鋼管
JIS G3572	配管用ステンレス鋼管
JIS G3573	配管用ステンレス鋼管
JIS G3574	配管用ステンレス鋼管
JIS G3575	配管用ステンレス鋼管
JIS G3576	配管用ステンレス鋼管
JIS G3577	配管用ステンレス鋼管
JIS G3578	配管用ステンレス鋼管
JIS G3579	配管用ステンレス鋼管
JIS G3580	配管用ステンレス鋼管
JIS G3581	配管用ステンレス鋼管
JIS G3582	配管用ステンレス鋼管
JIS G3583	配管用ステンレス鋼管
JIS G3584	配管用ステンレス鋼管
JIS G3585	配管用ステンレス鋼管
JIS G3586	配管用ステンレス鋼管
JIS G3587	配管用ステンレス鋼管
JIS G3588	配管用ステンレス鋼管
JIS G3589	配管用ステンレス鋼管
JIS G3590	配管用ステンレス鋼管
JIS G3591	配管用ステンレス鋼管
JIS G3592	配管用ステンレス鋼管
JIS G3593	配管用ステンレス鋼管
JIS G3594	配管用ステンレス鋼管
JIS G3595	配管用ステンレス鋼管
JIS G3596	配管用ステンレス鋼管
JIS G3597	配管用ステンレス鋼管
JIS G3598	配管用ステンレス鋼管
JIS G3599	配管用ステンレス鋼管
JIS G3600	配管用ステンレス鋼管
JIS G3601	配管用ステンレス鋼管
JIS G3602	配管用ステンレス鋼管
JIS G3603	配管用ステンレス鋼管
JIS G3604	配管用ステンレス鋼管
JIS G3605	配管用ステンレス鋼管
JIS G3606	配管用ステンレス鋼管
JIS G3607	配管用ステンレス鋼管
JIS G3608	配管用ステンレス鋼管
JIS G3609	配管用ステンレス鋼管
JIS G3610	配管用ステンレス鋼管
JIS G3611	配管用ステンレス鋼管
JIS G3612	配管用ステンレス鋼管
JIS G3613	配管用ステンレス鋼管
JIS G3614	配管用ステンレス鋼管
JIS G3615	配管用ステンレス鋼管
JIS G3616	配管用ステンレス鋼管
JIS G3617	配管用ステンレス鋼管
JIS G3618	配管用ステンレス鋼管
JIS G3619	配管用ステンレス鋼管
JIS G3620	配管用ステンレス鋼管
JIS G3621	配管用ステンレス鋼管
JIS G3622	配管用ステンレス鋼管
JIS G3623	配管用ステンレス鋼管
JIS G3624	配管用ステンレス鋼管
JIS G3625	配管用ステンレス鋼管
JIS G3626	配管用ステンレス鋼管
JIS G3627	配管用ステンレス鋼管
JIS G3628	配管用ステンレス鋼管
JIS G3629	配管用ステンレス鋼管
JIS G3630	配管用ステンレス鋼管
JIS G3631	配管用ステンレス鋼管
JIS G3632	配管用ステンレス鋼管
JIS G3633	配管用ステンレス鋼管
JIS G3634	配管用ステンレス鋼管
JIS G3635	配管用ステンレス鋼管
JIS G3636	配管用ステンレス鋼管
JIS G3637	配管用ステンレス鋼管
JIS G3638	配管用ステンレス鋼管
JIS G3639	配管用ステンレス鋼管
JIS G3640	配管用ステンレス鋼管
JIS G3641	配管用ステンレス鋼管
JIS G3642	配管用ステンレス鋼管
JIS G3643	配管用ステンレス鋼管
JIS G3644	配管用ステンレス鋼管
JIS G3645	配管用ステンレス鋼管
JIS G3646	配管用ステンレス鋼管
JIS G3647	配管用ステンレス鋼管
JIS G3648	配管用ステンレス鋼管
JIS G3649	配管用ステンレス鋼管
JIS G3650	配管用ステンレス鋼管
JIS G3651	配管用ステンレス鋼管
JIS G3652	配管用ステンレス鋼管
JIS G3653	配管用ステンレス鋼管
JIS G3654	配管用ステンレス鋼管
JIS G3655	配管用ステンレス鋼管
JIS G3656	配管用ステンレス鋼管
JIS G3657	配管用ステンレス鋼管
JIS G3658	配管用ステンレス鋼管
JIS G3659	配管用ステンレス鋼管
JIS G3660	配管用ステンレス鋼管
JIS G3661	配管用ステンレス鋼管
JIS G3662	配管用ステンレス鋼管
JIS G3663	配管用ステンレス鋼管
JIS G3664	配管用ステンレス鋼管
JIS G3665	配管用ステンレス鋼管
JIS G3666	配管用ステンレス鋼管
JIS G3667	配管用ステンレス鋼管
JIS G3668	配管用ステンレス鋼管
JIS G3669	配管用ステンレス鋼管
JIS G3670	配管用ステンレス鋼管
JIS G3671	配管用ステンレス鋼管
JIS G3672	配管用ステンレス鋼管
JIS G3673	配管用ステンレス鋼管
JIS G3674	配管用ステンレス鋼管
JIS G3675	配管用ステンレス鋼管
JIS G3676	配管用ステンレス鋼管
JIS G3677	配管用ステンレス鋼管
JIS G3678	配管用ステンレス鋼管
JIS G3679	配管用ステンレス鋼管
JIS G3680	配管用ステンレス鋼管
JIS G3681	配管用ステンレス鋼管
JIS G3682	配管用ステンレス鋼管
JIS G3683	配管用ステンレス鋼管
JIS G3684	配管用ステンレス鋼管
JIS G3685	配管用ステンレス鋼管
JIS G3686	配管用ステンレス鋼管
JIS G3687	配管用ステンレス鋼管
JIS G3688	配管用ステンレス鋼管
JIS G3689	配管用ステンレス鋼管
JIS G3690	配管用ステンレス鋼管
JIS G3691	配管用ステンレス鋼管
JIS G3692	配管用ステンレス鋼管
JIS G3693	配管用ステンレス鋼管
JIS G3694	配管用ステンレス鋼管
JIS G3695	配管用ステンレス鋼管
JIS G3696	配管用ステンレス鋼管
JIS G3697	配管用ステンレス鋼管
JIS G3698	配管用ステンレス鋼管
JIS G3699	配管用ステンレス鋼管
JIS G3700	配管用ステンレス鋼管
JIS G3701	配管用ステンレス鋼管
JIS G3702	配管用ステンレス鋼管
JIS G3703	配管用ステンレス鋼管
JIS G3704	配管用ステンレス鋼管
JIS G3705	配管用ステンレス鋼管
JIS G3706	配管用ステンレス鋼管
JIS G3707	配管用ステンレス鋼管
JIS G3708	配管用ステンレス鋼管
JIS G3709	配管用ステンレス鋼管
JIS G3710	配管用ステンレス鋼管
JIS G3711	配管用ステンレス鋼管
JIS G3712	配管用ステンレス鋼管
JIS G3713	配管用ステンレス鋼管
JIS G3714	配管用ステンレス鋼管
JIS G3715	配管用ステンレス鋼管
JIS G3716	配管用ステンレス鋼管
JIS G3717	配管用ステンレス鋼管
JIS G3718	配管用ステンレス鋼管
JIS G3719	配管用ステンレス鋼管
JIS G3720	配管用ステンレス鋼管
JIS G3721	配管用ステンレス鋼管
JIS G3722	配管用ステンレス鋼管
JIS G3723	配管用ステンレス鋼管
JIS G3724	配管用ステンレス鋼管
JIS G3725	配管用ステンレス鋼管
JIS G3726	配管用ステンレス鋼管
JIS G3727	配管用ステンレス鋼管
JIS G3728	配管用ステンレス鋼管
JIS G3729	配管用ステンレス鋼管
JIS G3730	配管用ステンレス鋼管
JIS G3731	配管用ステンレス鋼管
JIS G3732	配管用ステンレス鋼管
JIS G3733	配管用ステンレス鋼管
JIS G3734	配管用ステンレス鋼管
JIS G3735	配管用ステンレス鋼管
JIS G3736	配管用ステンレス鋼管
JIS G3737	配管用ステンレス鋼管
JIS G3738	配管用ステンレス鋼管
JIS G3739	配管用ステンレス鋼管
JIS G3740	配管用ステンレス鋼管
JIS G3741	配管用ステンレス鋼管
JIS G3742	配管用ステンレス鋼管
JIS G3743	配管用ステンレス鋼管
JIS G3744	配管用ステンレス鋼管
JIS G3745	配管用ステンレス鋼管
JIS G3746	配管用ステンレス鋼管
JIS G3747	配管用ステンレス鋼管
JIS G3748	配管用ステンレス鋼管
JIS G3749	配管用ステンレス鋼管
JIS G3750	配管用ステンレス鋼管
JIS G3751	配管用ステンレス鋼管
JIS G3752	配管用ステンレス鋼管
JIS G3753	配管用ステンレス鋼管
JIS G3754	配管用ステンレス鋼管
JIS G3755	配管用ステンレス鋼管
JIS G3756	配管用ステンレス鋼管
JIS G3757	配管用ステンレス鋼管
JIS G3758	配管用ステンレス鋼管
JIS G3759	配管用ステンレス鋼管
JIS G3760	配管用ステンレス鋼管
JIS G3761	配管用ステンレス鋼管
JIS G3762	配管用ステンレス鋼管
JIS G3763	配管用ステンレス鋼管
JIS G3764	配管用ステンレス鋼管
JIS G3765	配管用ステンレス鋼管
JIS G3766	配管用ステンレス鋼管
JIS G3767	配管用ステンレス鋼管
JIS G3768	配管用ステンレス鋼管
JIS G3769	配管用ステンレス鋼管
JIS G3770	配管用ステンレス鋼管
JIS G3771	配管用ステンレス鋼管
JIS G3772	配管用ステンレス鋼管
JIS G3773	配管用ステンレス鋼管
JIS G3774	配管用ステンレス鋼管
JIS G3775	配管用ステンレス鋼管
JIS G3776	配管用ステンレス鋼管
JIS G3777	配管用ステンレス鋼管
JIS G3778	配管用ステンレス鋼管
JIS G3779	配管用ステンレス鋼管
JIS G3780	配管用ステンレス鋼管
JIS G3781	配管用ステンレス鋼管
JIS G3782	配管用ステンレス鋼管
JIS G3783	配管用ステンレス鋼管
JIS G3784	配管用ステンレス鋼管
JIS G3785	配管用ステンレス鋼管
JIS G3786	配管用ステンレス鋼管
JIS G3787	配管用ステンレス鋼管
JIS G3788	配管用ステンレス鋼管
JIS G3789	配管用ステンレス鋼管
JIS G3790	配管用ステンレス鋼管
JIS G3791	配管用ステンレス鋼管
JIS G3792	配管用ステンレス鋼管
JIS G3793	配管用ステンレス鋼管
JIS G3794	配管用ステンレス鋼管
JIS G3795	配管用ステンレス鋼管
JIS G3796	配管用ステンレス鋼管
JIS G3797	配管用ステンレス鋼管
JIS G3798	配管用ステンレス鋼管
JIS G3799	配管用ステンレス鋼管
JIS G3800	配管用ステンレス鋼管
JIS G3801	配管用ステンレス鋼管
JIS G3802	配管用ステンレス鋼管
JIS G3803	配管用ステンレス鋼管
JIS G3804	配管用ステンレス鋼管
JIS G3805	配管用ステンレス鋼管
JIS G3806	配管用ステンレス鋼管
JIS G3807	配管用ステンレス鋼管
JIS G3808	配管用ステンレス鋼管
JIS G3809	配管用ステンレス鋼管
JIS G3810	配管用ステンレス鋼管
JIS G3811	配管用ステンレス鋼管
JIS G3812	配管用ステンレス鋼管
JIS G3813	配管用ステンレス鋼管
JIS G3814	配管用ステンレス鋼管
JIS G3815	配管用ステンレス鋼管
JIS G3816	配管用ステンレス鋼管
JIS G3817	配管用ステンレス鋼管
JIS G3818	配管用ステンレス鋼管
JIS G3819	配管用ステンレス鋼管
JIS G3820	配管用ステンレス鋼管
JIS G3821	配管用ステンレス鋼管
JIS G3822	配管用ステンレス鋼管
JIS G3823	配管用ステンレス鋼管
JIS G3824	配管用ステンレス鋼管
JIS G3825	配管用ステンレス鋼管
JIS G3826	配管用ステンレス鋼管
JIS G3827	配管用ステンレス鋼管
JIS G3828	配管用ステンレス鋼管
JIS G3829	配管用ステンレス鋼管
JIS G3830	配管用ステンレス鋼管
JIS G3831	配管用ステンレス鋼管
JIS G3832	配管用ステンレス鋼管
JIS G3833	配管用ステンレス鋼管
JIS G3834	配管用ステンレス鋼管
JIS G3835	配管用ステンレス鋼管
JIS G3836	配管用ステンレス鋼管
JIS G3837	配管用ステンレス鋼管
JIS G3838	配管用ステンレス鋼管
JIS G3839	配管用ステンレス鋼管
JIS G3840	配管用ステンレス鋼管
JIS G3841	配管用ステンレス鋼管
JIS G3842	配管用ステンレス鋼管
JIS G3843	配管用ステンレス鋼管
JIS G3844	配管用ステンレス鋼管
JIS G3845	配管用ステンレス鋼管
JIS G3846	配管用ステンレス鋼管
JIS G3847	配管用ステンレス鋼管
JIS G3848	配管用ステンレス鋼管
JIS G3849	配管用ステンレス鋼管
JIS G3850	配管用ステンレス鋼管
JIS G3851	配管用ステンレス鋼管
JIS G3852	配管用ステンレス鋼管
JIS G3853	配管用ステンレス鋼管
JIS G3854	配管用ステンレス鋼管
JIS G3855	配管用ステンレス鋼管
JIS G3856	配管用ステンレス鋼管
JIS G3857	配管用ステンレス鋼管
JIS G3858	配管用ステンレス鋼管
JIS G3859	配管用ステンレス鋼管
JIS G3860	配管用ステンレス鋼管
JIS G3861	配管用ステンレス鋼管
JIS G3862	配管用ステンレス鋼管
JIS G3863	配管用ステンレス鋼管
JIS G3864	配管用ステンレス鋼管
JIS G3865	配管用ステンレス鋼管
JIS G3866	配管用ステンレス鋼管
JIS G3867	配管用ステンレス鋼管
JIS G3868	配管用ステンレス鋼管
JIS G3869	配管用ステンレス鋼管
JIS G3870	配管用ステンレス鋼管
JIS G3871	配管用ステンレス鋼管
JIS G3872	配管用ステンレス鋼管
JIS G3873	配管用ステンレス鋼管
JIS G3874	配管用ステンレス鋼管
JIS G3875	配管用ステンレス鋼管
JIS G3876	配管用ステンレス鋼管
JIS G3877	配管用ステンレス鋼管
JIS G3878	配管用ステンレス鋼管
JIS G3879	配管用ステンレス鋼管
JIS G3880	配管用ステンレス鋼管
JIS G3881	配管用ステンレス鋼管
JIS G3882	配管用ステンレス鋼管
JIS G3883	配管用ステンレス鋼管
JIS G3884	配管用ステンレス鋼管
JIS G3885	配管用ステンレス鋼管
JIS G3886	配管用ステンレス鋼管
JIS G3887	配管用ステンレス鋼管
JIS G3888	配管用ステンレス鋼管
JIS G3889	配管用ステンレス鋼管
JIS G3890	配管用ステンレス鋼管
JIS G3891	配管用ステンレス鋼管
JIS G3892	配管用ステンレス鋼管
JIS G3893	配管用ステンレス鋼管
JIS G3894	配管用ステンレス鋼管
JIS G3895	配管用ステンレス鋼管

項目	改訂前	改訂後	改訂の趣旨又は理由																																																																																																																												
IV 参考																																																																																																																															
IV-5 記号表																																																																																																																															
	変 量 記 号・機 能 記 号 <table><thead><tr><th>変量記号</th><th>名 称</th></tr></thead><tbody><tr><td>D</td><td>密度又は比重</td></tr><tr><td>E</td><td>電気的量</td></tr><tr><td>F</td><td>流量</td></tr><tr><td>G</td><td>位置又は長さ</td></tr><tr><td>K</td><td>時間</td></tr><tr><td>L</td><td>レベル</td></tr><tr><td>M</td><td>水分又は湿度</td></tr><tr><td>N</td><td>回転数</td></tr><tr><td>P</td><td>圧力又は真空</td></tr><tr><td>S</td><td>速さ</td></tr><tr><td>T</td><td>温度</td></tr><tr><td>V</td><td>粘度</td></tr><tr><td>W</td><td>質量又は力</td></tr><tr><td>X</td><td>不特定の変量</td></tr><tr><td>Z</td><td>開度</td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th>機能記号</th><th>名 称</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>警報</td></tr><tr><td>C</td><td>調節</td></tr><tr><td>E</td><td>検出</td></tr><tr><td>H</td><td>手動</td></tr><tr><td>I</td><td>指示</td></tr><tr><td>K</td><td>操作ステーション</td></tr><tr><td>L</td><td>ロギング</td></tr><tr><td>P</td><td>試料採取点又は測定点</td></tr><tr><td>Q</td><td>積算</td></tr><tr><td>R</td><td>記録</td></tr><tr><td>U</td><td>多機能計器</td></tr><tr><td>V</td><td>バルブなどの調節部</td></tr><tr><td>Y</td><td>演算</td></tr><tr><td>Z</td><td>安全又は緊急</td></tr></tbody></table> (JIS 8204-1983) (備考) 変量記号は、測定変量及び起因変量を表す文字記号であって、大文字で表す。	変量記号	名 称	D	密度又は比重	E	電気的量	F	流量	G	位置又は長さ	K	時間	L	レベル	M	水分又は湿度	N	回転数	P	圧力又は真空	S	速さ	T	温度	V	粘度	W	質量又は力	X	不特定の変量	Z	開度	機能記号	名 称	A	警報	C	調節	E	検出	H	手動	I	指示	K	操作ステーション	L	ロギング	P	試料採取点又は測定点	Q	積算	R	記録	U	多機能計器	V	バルブなどの調節部	Y	演算	Z	安全又は緊急	変 量 記 号・機 能 記 号 <table><thead><tr><th>変量記号</th><th>名 称</th></tr></thead><tbody><tr><td>D</td><td>密度又は比重</td></tr><tr><td>E</td><td>電気的量</td></tr><tr><td>F</td><td>流量</td></tr><tr><td>G</td><td>位置又は長さ</td></tr><tr><td>K</td><td>時間</td></tr><tr><td>L</td><td>レベル</td></tr><tr><td>M</td><td>水分又は湿度</td></tr><tr><td>N</td><td>回転数</td></tr><tr><td>P</td><td>圧力又は真空</td></tr><tr><td>S</td><td>速さ</td></tr><tr><td>T</td><td>温度</td></tr><tr><td>V</td><td>粘度</td></tr><tr><td>W</td><td>質量又は力</td></tr><tr><td>X</td><td>不特定の変量</td></tr><tr><td>Z</td><td>開度</td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th>機能記号</th><th>名 称</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>警報</td></tr><tr><td>C</td><td>調節</td></tr><tr><td>E</td><td>検出</td></tr><tr><td>H</td><td>手動</td></tr><tr><td>I</td><td>指示</td></tr><tr><td>K</td><td>操作ステーション</td></tr><tr><td>L</td><td>ロギング</td></tr><tr><td>P</td><td>試料採取点又は測定点</td></tr><tr><td>Q</td><td>積算</td></tr><tr><td>R</td><td>記録</td></tr><tr><td>U</td><td>多機能計器</td></tr><tr><td>V</td><td>バルブなどの調節部</td></tr><tr><td>Y</td><td>演算</td></tr><tr><td>Z</td><td>安全又は緊急</td></tr></tbody></table> (JIS 8204-1983) (備考) 変量記号は、測定変量及び起因変量を表す文字記号であって、大文字で表す。	変量記号	名 称	D	密度又は比重	E	電気的量	F	流量	G	位置又は長さ	K	時間	L	レベル	M	水分又は湿度	N	回転数	P	圧力又は真空	S	速さ	T	温度	V	粘度	W	質量又は力	X	不特定の変量	Z	開度	機能記号	名 称	A	警報	C	調節	E	検出	H	手動	I	指示	K	操作ステーション	L	ロギング	P	試料採取点又は測定点	Q	積算	R	記録	U	多機能計器	V	バルブなどの調節部	Y	演算	Z	安全又は緊急	最新の基準と整合
変量記号	名 称																																																																																																																														
D	密度又は比重																																																																																																																														
E	電気的量																																																																																																																														
F	流量																																																																																																																														
G	位置又は長さ																																																																																																																														
K	時間																																																																																																																														
L	レベル																																																																																																																														
M	水分又は湿度																																																																																																																														
N	回転数																																																																																																																														
P	圧力又は真空																																																																																																																														
S	速さ																																																																																																																														
T	温度																																																																																																																														
V	粘度																																																																																																																														
W	質量又は力																																																																																																																														
X	不特定の変量																																																																																																																														
Z	開度																																																																																																																														
機能記号	名 称																																																																																																																														
A	警報																																																																																																																														
C	調節																																																																																																																														
E	検出																																																																																																																														
H	手動																																																																																																																														
I	指示																																																																																																																														
K	操作ステーション																																																																																																																														
L	ロギング																																																																																																																														
P	試料採取点又は測定点																																																																																																																														
Q	積算																																																																																																																														
R	記録																																																																																																																														
U	多機能計器																																																																																																																														
V	バルブなどの調節部																																																																																																																														
Y	演算																																																																																																																														
Z	安全又は緊急																																																																																																																														
変量記号	名 称																																																																																																																														
D	密度又は比重																																																																																																																														
E	電気的量																																																																																																																														
F	流量																																																																																																																														
G	位置又は長さ																																																																																																																														
K	時間																																																																																																																														
L	レベル																																																																																																																														
M	水分又は湿度																																																																																																																														
N	回転数																																																																																																																														
P	圧力又は真空																																																																																																																														
S	速さ																																																																																																																														
T	温度																																																																																																																														
V	粘度																																																																																																																														
W	質量又は力																																																																																																																														
X	不特定の変量																																																																																																																														
Z	開度																																																																																																																														
機能記号	名 称																																																																																																																														
A	警報																																																																																																																														
C	調節																																																																																																																														
E	検出																																																																																																																														
H	手動																																																																																																																														
I	指示																																																																																																																														
K	操作ステーション																																																																																																																														
L	ロギング																																																																																																																														
P	試料採取点又は測定点																																																																																																																														
Q	積算																																																																																																																														
R	記録																																																																																																																														
U	多機能計器																																																																																																																														
V	バルブなどの調節部																																																																																																																														
Y	演算																																																																																																																														
Z	安全又は緊急																																																																																																																														